

## 第3章 史跡小田原城跡の本質的価値

### ■ 3-1 史跡小田原城跡の価値

小田原城跡は、戦前の「史蹟名勝天然記念物保存要目」の四（現行の「史跡名勝天然記念物指定基準」の二「城跡」に継承。）により史蹟（史跡）に指定されている。指定基準や指定説明による史跡小田原城跡の価値は以下のとおりである。

#### ◆ 3-1-（1）本質的価値

**① 小田原城は、戦国時代には北条氏の関東支配の拠点として、江戸時代には江戸城の西の守りとして、政治的・軍事的に重要な役割を果たした城郭であり、我が国の政治・軍事のあり方を知る上で重要な遺跡である。**

#### ア 戦国大名北条氏五代 100 年に及ぶ関東支配の中心・拠点となった城郭であること

- ・ 15世紀末～16世紀初頭に伊勢宗瑞（北条早雲）が大森藤頼を追放し、以後五代わたって関東支配の中心・拠点として、城郭整備・拡張がなされた。
- ・ 天正18年（1590）の「小田原合戦」直前には、城域全体を囲む「総構」が完成し、城郭の規模は戦国時代最大級となった。
- ・ 「総構」の土塁や空堀が、良好な状態で保存されている。
- ・ 発掘調査により、「障子堀」という特に北条氏が用いた堀が発見されている。

#### イ 「小田原合戦」の舞台であること

- ・ 小田原城は、天正18年（1590）の「小田原合戦」で、天下統一を目指す豊臣秀吉の大軍によって降伏し、開城した。
- ・ 「小田原合戦」により、戦国大名北条氏は滅び、秀吉はさらに奥州（東北地方）にまで侵攻し、天下統一を果たした。
- ・ 「小田原合戦」は、戦国時代の終わりを告げ、近世の起点となる歴史的合戦であり、その「時代転換の舞台」であった事実は、小田原城の戦略的・政治的重要性を物語っている。

#### ウ 江戸城の西の守りとして、有力譜代大名が城主・藩主を務めた小田原藩の藩庁所在地であること

- ・ 北条氏滅亡後、その旧領は徳川家康に与えられ、家臣の大久保忠世が城主となった。以後、2度番城となる時期はあるものの、稲葉氏・阿部氏・大久保氏という江戸幕府の有力譜代大名が城主・藩主を務める江戸時代の重要な城郭として機能した。
- ・ 戦国時代の「土の城」に対し、石垣・堀等を持つ「近世城郭」として改造された城の姿を、現在の小田原城址公園（本丸・二の丸・隣接諸郭）と、三の丸を中心に確認することができる。

② 戦国大名北条氏によって構築された総構の内部は、江戸時代には「府内」と称され、ほぼ近代の小田原町の範囲として継承され、現代の小田原市の中心部となっている。都市の成立・変遷過程を知る上で重要な遺跡である。

ア 現代の小田原のまちの中心部の礎は、戦国時代の小田原城にさかのぼることができる

- ・『新編相模國風土記稿』掲載の「小田原府内略図」などの絵図に示されるとおり、戦国時代の総構の内側の範囲に重なる江戸時代の十九町一村は、小田原「府内」と称され、明治22年（1889）年の市制・町村制下の小田原町の基となった。
- ・総構の痕跡が認められるなど、地籍図をみると現代の小田原のまちの中心部の下に、戦国時代～江戸時代の小田原城の姿を見出すことができる。
- ・発掘調査によって、戦国時代から江戸時代にかけての遺構や遺物が良好な状態で地下に埋蔵され、これらが地形とともに良好な状態で保存されていることが確認されている。

イ 城下には宿場町が形成され、町並みは近代に継承されたこと

- ・「小田原宿」は「東海道五十三次」の9番目の宿場である。城下町に所在する宿場の一つであり、甲州道が分岐する交通上の要衝でもあった。

◆ 3-1-（2）新たな価値の可能性

① 各種調査の進展等により、史跡指定地が新たに広がる可能性があること。

ア 発掘調査や絵図・地籍図等の調査の進展の結果、総構の内外で、新たに史跡に指定される可能性のある場所が所在すること。

- ・400haに及ぶ総構に囲まれた範囲の内外での発掘調査の進展により、新たな発見がなされ、それらが新たに史跡に追加指定される可能性がある。
- ・古絵図、古写真、地籍図等の調査の進展により、新たに史跡に追加指定される地点が生まれる可能性がある。

② 近代になっても行政官庁が置かれ、政治的な中心地であったが、城郭としての政治的・軍事的な役割は失い、公共的空間として再生していったこと。

ア 明治4年（1871）7月の廃藩置県により、小田原県（同年11月に足柄県に統合）が成立し、二の丸御屋形は県庁となり、同9年4月の神奈川県成立に伴い、神奈川県小田原支庁となった。

- ・二の丸御屋形は小田原県庁・足柄県庁を経て、小田原支庁となった（建物は神奈川県が借用し、のち立ち退いて陸軍省に返還した）。

- ・明治3年（1870）に小田原城は廃城の許可を受け、天守・門・櫓等は町人に売却され、解体された。
- ・明治6年（1873）年、本丸・二の丸は陸軍省の管轄となった。その後、旧藩主大久保家への払い下げと小田原町による買取と借用、小田原御用邸の設置と変遷していった。

### ■ 3-2 史跡小田原城跡を構成する諸要素

史跡小田原城跡を構成する諸要素は、「史跡小田原城跡を構成する諸要素」と「史跡小田原城跡の周辺を構成する諸要素」に大別される(図3-1)。

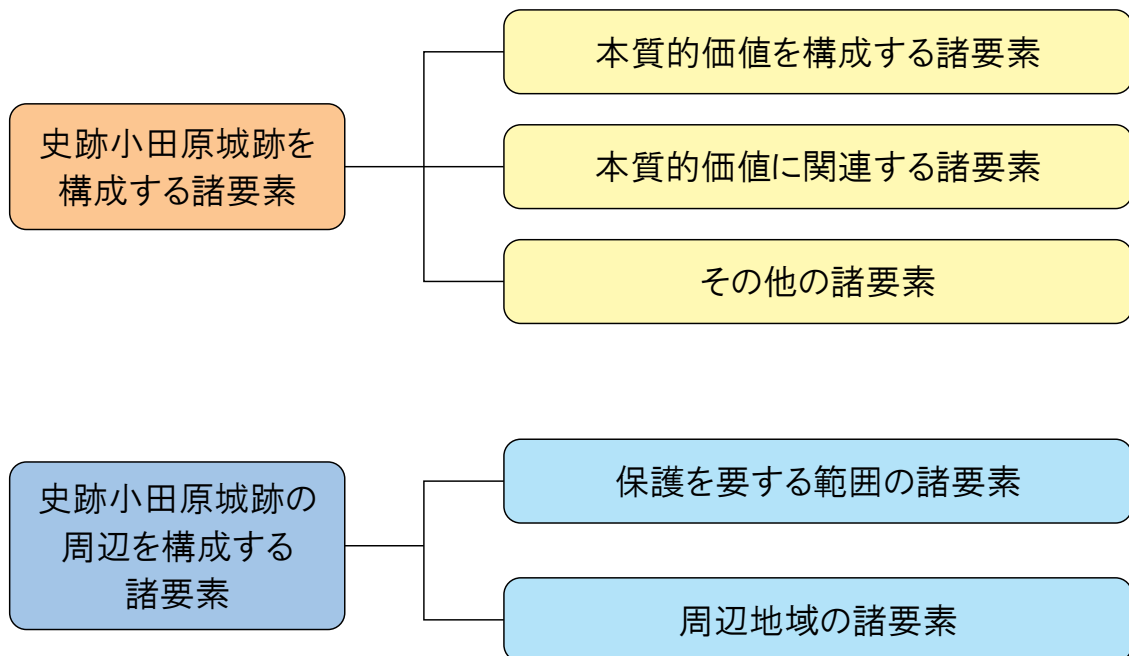


図 3-1 史跡小田原城跡を構成する諸要素

◆ 3-2- (1) 史跡小田原城跡を構成する諸要素

史跡小田原城跡を構成する諸要素は、下記のとおりである。

表 3-1 史跡小田原城跡を構成する諸要素

A 本質的価値を構成する諸要素	A-a 戦国時代に形成された諸要素 ・地形・遺構（曲輪・堀・土塁・地下遺構など）・遺物
	A-b 江戸時代に形成された諸要素 ・地形・遺構（曲輪・堀・土塁・石垣・地下遺構など）・遺物 ・市指定天然記念物「本丸の巨松」、市指定天然記念物「小田原城跡のイヌマキ」、市指定天然記念物「小田原城跡のビャクシン」
	A-c 史資料 ・古絵図・古写真・古文書・地籍図・天守模型など
B 本質的価値に関連する諸要素	B-a 大森氏以前に形成された諸要素 ・地形・遺構（地下遺構など）・遺物
	B-b 近代に形成された諸要素 ・小田原御用邸の遺構（明治34～昭和5年） ・登録有形文化財「清閑亭」（旧黒田長成侯爵別邸）（明治39年） ・旧城内小学校講堂（昭和4年。現小田原城歴史見聞館「NINJYA館」） ・旧小田原町立図書館（昭和8年。現小田原城総合管理事務所） ・学橋（昭和3年）、旧城内小学校門跡・堀跡 ・明治天皇行幸所碑・明治天皇駐蹕趾碑（昭和9年） ・近代以後の災害・戦災の痕跡
	B-c 史跡の保存・活用に関連する諸要素 ・保存施設（標識・説明板・標柱・境界標など） ・復興天守閣（昭和35年。内部は展示施設）、常盤木橋（昭和44年）、常盤木門（昭和46年。内部は「常盤木門SAMURAI館」）、二の丸隅櫓（昭和9年）、銅門（平成9年）、住吉橋（平成2年復元・平成30年保存修理）、馬出門（平成21年）、馬屋曲輪馬屋平面表示・大腰掛平面表示（平成23年）、回遊路 など

C その他の諸要素	C-a 公園関係施設などの諸要素 <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物園施設（サル舎等。昭和25年）、遊園地施設（昭和25年）</li> <li>・小田原市郷土文化館（昭和25年。旧小田原婦人公共職業補導所建物）、旧小田原市立図書館（昭和33年。令和2年閉館）</li> <li>・植生・植栽、市指定天然記念物「御感の藤」（大正11年移植）、県指定天然記念物「神奈川県立小田原高等学校の樹叢」</li> <li>・駐車場（藤棚臨時バス駐車場・梅林駐車場）、トイレ、園路、茶屋、売店、電気設備、給排水設備、防災設備 など</li> </ul>
	C-b その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、幼稚園、旧小田原箱根商工会議所、旧衛生会館、弓道場、住宅、農地、山林、道路、水路、電柱、社寺、墓地、植生・植栽、急傾斜地対策施設 など</li> </ul>

◆ 3-2-（2） 史跡小田原城跡の周辺を構成する諸要素

史跡小田原城跡の周辺を構成する諸要素は、下記のとおりである。

表 3-2 史跡小田原城跡の周辺を構成する諸要素

D 保護を要する範囲の諸要素	D-a 戦国時代に形成された諸要素 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形・遺構（曲輪・堀・土塁・地下遺構など）・遺物</li> <li>・小田原合戦関係の陣場・屋敷・要害</li> </ul>
	D-b 江戸時代に形成された諸要素 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形・遺構（曲輪・堀・土塁・石垣・地下遺構など）・遺物</li> </ul>
	D-c 史資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・古絵図・古写真・古文書・地籍図など</li> </ul>
	D-d その他の要素 <ul style="list-style-type: none"> <li>・報徳二宮神社など</li> </ul>
E 周辺地域の諸要素	E-a 小田原城跡関係の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦国時代～江戸時代の地形・遺構（地下遺構など）・遺物</li> <li>・小田原市指定文化財「北条氏政・氏照の墓所」「稲葉一族の墓所」「大久保一族の墓所」など小田原市内にある小田原城跡関係の文化財</li> </ul>
	E-b その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市に所在する小田原城跡以外の文化財や小田原城以外の史資料</li> <li>・史跡指定地周辺の植生・植栽など</li> </ul>



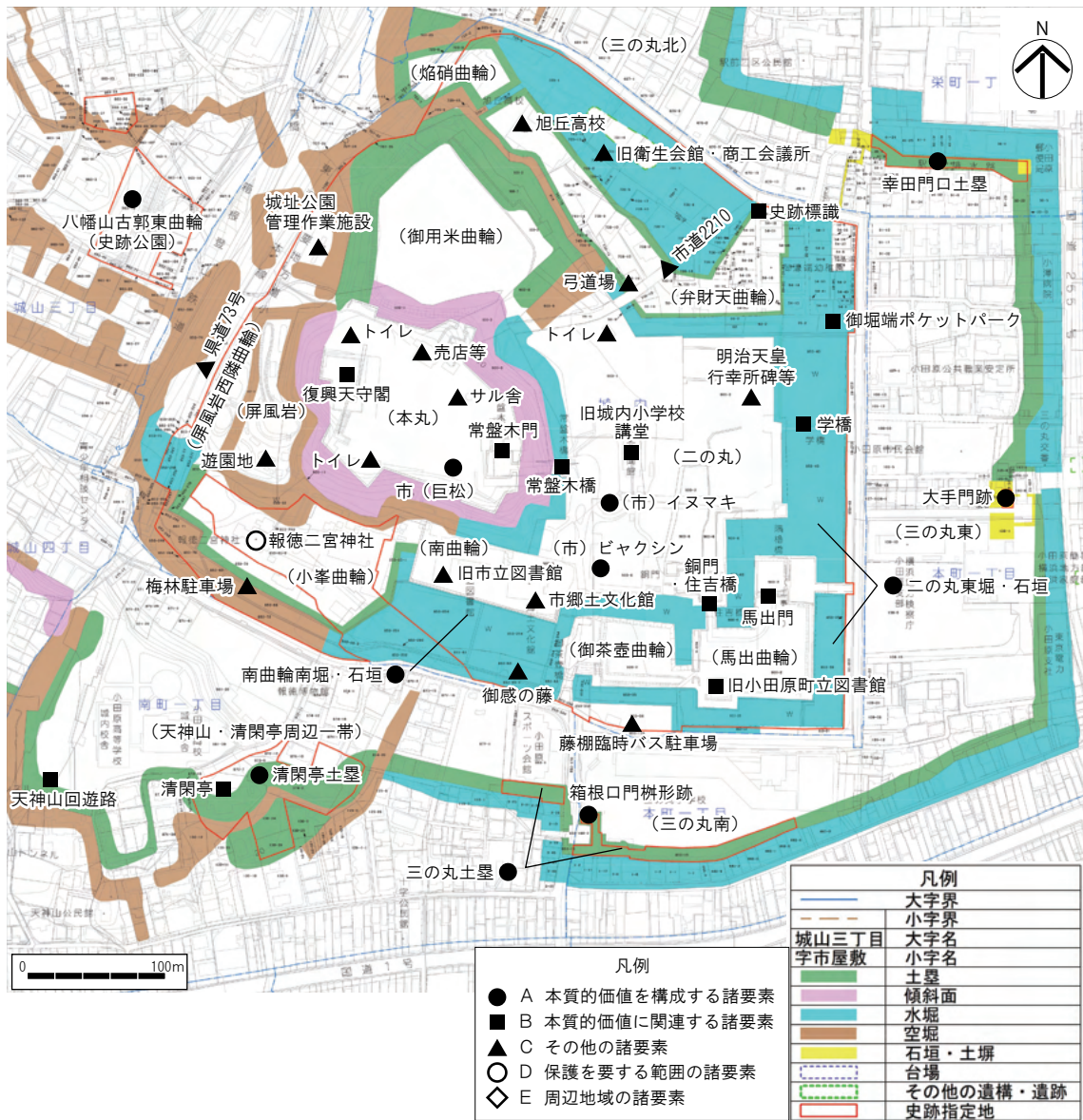


図 3-3 史跡を構成する諸要素2 (本丸・二の丸、三の丸、八幡山古郭、天神山尾根・小峯畑の主なもの)

● A 本質的価値を構成する諸要素 (本丸・二の丸・隣接諸郭)



曲輪



御茶壺曲輪



馬出曲輪

第3章 史跡小田原城跡の本質的価値



馬屋曲輪南堀



地下の遺構（住吉西堀ほか）



地下の遺構（御用米曲輪米蔵跡）



(市)「本丸の巨松」



(市)「小田原城跡のイヌマキ」



(市)「小田原城跡のビャクシン」

■ B 本質的価値に関連する諸要素（本丸・二の丸・隣接諸郭）



旧小田原町立図書館



復興天守閣（天守閣）



馬出門（手前）・銅門（奥）



史跡標識（弁財天曲輪）



説明板（弁財天曲輪）



二の丸南東隅櫓（左）・学び橋（右）

▲ C その他の諸要素（本丸・二の丸）



本丸売店等



サル舎（本丸）



天守閣北側トイレ





遊園地（屏風岩）



旧衛生会館（左）・商工会議所（右）



市道 2210



藤棚臨時バス駐車場



県道 73 号

● A 本質的価値を構成する諸要素

（三の丸、八幡山古郭、天神山尾根・小峯畑、谷津・愛宕山）



幸田口門土塁



大手門跡（大手口門櫓台跡）



八幡山古郭東曲輪



清閑亭土塁



新堀土塁



百姓曲輪

■ B 本質的価値に関連する諸要素（本丸・二の丸・隣接諸郭）



史跡境界標（幸田口門土塁）



小田原高校内遺構表示



天神山回遊路

第3章 史跡小田原城跡の本質的価値

● A 本質的価値を構成する諸要素（総構）



蓮上院土塁



城下張出



稻荷森



小峯御鐘ノ台大堀切東堀



小峯御鐘ノ台南西



早川口遺構

■ B 本質的価値に関連する諸要素（総構）

▲ C その他の諸要素（総構）



説明板（城源寺）



急傾斜地対策施設（竜洞院裏）



急傾斜地対策施設（谷津御鐘ノ台張出）

○ D 保護を要する範囲の諸要素



茶畑として利用される総構の堀跡  
（城下張出～山ノ神台東）



富士山陣場



今井陣場

## 第4章 現状・課題

### ■ 4-1 保存・管理

#### ◆ 4-1- (1) 保存・管理の現状

##### ① 指定地全体

- ・本丸・二の丸地区は「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」（小田原市1993）、総構などそれ以外の地区は「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」（小田原市教育委員会2010）に基づき保存・管理を行っている。
- ・公有地については、文化財課と小田原城総合管理事務所で草刈り等の日常管理を実施しているほか、一部管財課でも管理を行っている。

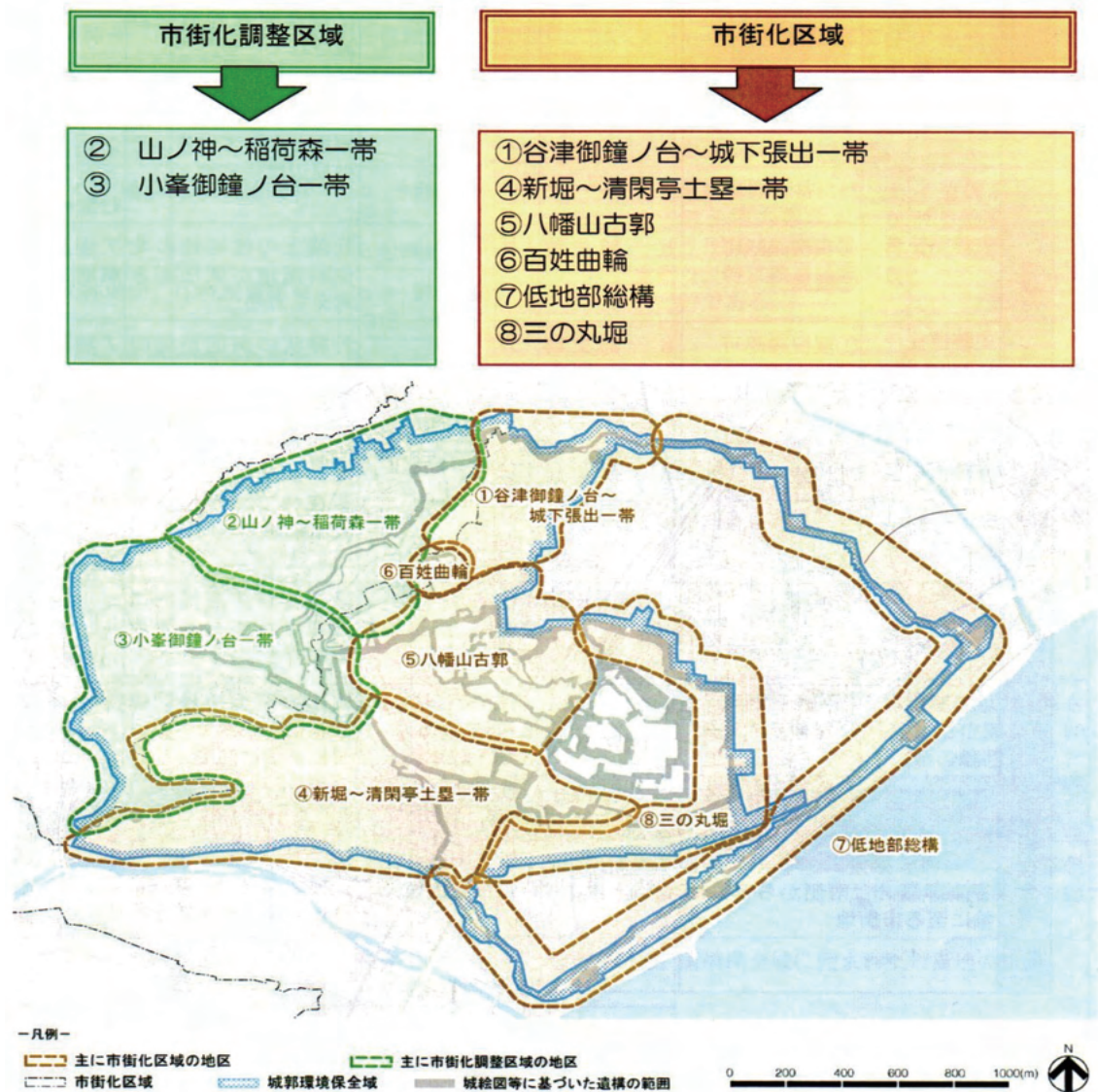


図 4-1 『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書』（小田原市教育委員会2010）に示された地区区分

**② 地区区分**

- ・小田原城址公園付近を一つの地区とし、そのほかは「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」(小田原市教育委員会2010)に示す地区区分をもとに保存・管理を行っている(図4-1)。

**③ 現状変更**

- ・史跡の現状変更については、文化財保護法第125条と、文化財保護法施行令第5条第4項第一号の規定に従い取り扱っている。
- ・昭和44年(1969)に文化庁より小田原城址公園内(本丸・二の丸地区)の「不適當施設」の撤去計画策定について指導があった。

**④ 追加指定**

- ・昭和13年(1938)の第1次指定以後、平成30年(2018)10月15日の第12次指定までの史跡指定・追加指定が行われ、史跡指定面積は、303,298.14㎡に及んでいる。

**⑤ 公有地化(買取り・寄付等)**

- ・史跡指定地のうち、約79%の239,618.87㎡が公有地である。

**⑥ 調査研究**

- ・史跡指定地では、史跡整備のためや、現状変更の可否を判断するための発掘調査を実施している。
- ・史資料(古絵図・古写真・地籍図等)の調査を実施している。

◆ 4-1-(2) 保存・管理の課題

**① 指定地全体**

- ・史跡小田原城跡全体を包括した保存・管理計画の策定。
- ・史跡全体の現状把握(史跡指定地番の現況・所有者等。小田原城址公園堀部分が地番表示のみで登記なし。急傾斜地対策等)。
- ・草刈りや危険木の伐採などの、公有地の維持管理・安全措置(人員・予算の確保)
- ・民有地の保存・管理(現状変更規制の徹底など)

**② 地区区分**

- ・史跡指定地を含め、小田原城跡全体を包括した地区区分の設定。

③ 現状変更

- ・ 史跡の現状変更については、文化財保護法第125条と、文化財保護法施行令第5条第4項第一号の規定に従い取り扱いの明確化。
- ・ 特に小田原城址公園とその周辺(本丸・二の丸地区)の「不適當施設」の撤去方針の検討。

④ 追加指定

- ・ 総構を構成する土塁や堀跡などが良好な保存状態で残っている土地の追加指定。
- ・ 既存指定地に連続する土地の追加指定(八幡山古郭など)。
- ・ 発掘調査等ですでに史跡指定に値する遺構の埋蔵が確認されている場所、史跡の景観形成上必要な場所などの追加指定。

⑤ 公有地化(買取り・寄付等)

- ・ 史跡指定地のうち、約21%の63,679.27㎡が民有地であり、史跡の保存・活用上重要と考えられる土地の公有地化の推進。

⑥ 調査研究

- ・ 史跡の範囲内容確認調査の実施と、史跡小田原城跡総括発掘調査報告書の刊行。
- ・ 史資料(古絵図・地籍図等)の調査の推進による小田原城跡の内容のさらなる解明。



写真 4-1 公有地の危険木(枯れ枝)の処理(御用米曲輪)



写真 4-2 公有地の植栽管理(三の丸・幸田口門土塁)

## ■ 4-2 活用

### ◆ 4-2- (1) 活用の現状

現在、小田原城跡については、文化財課や小田原城址公園を所管する小田原城総合管理事務所などで、特に史跡の価値や戦国大名北条氏などに関する、遺跡見学会・市民向け講座等を行っている。その事業は、天守閣などが位置し、城としての雰囲気体が感でき、観光地としても名の通った小田原城址公園のある本丸・二の丸地区を舞台に行われているものが多い。天守閣の入場者数は、平成28年(2016)度の耐震リニューアルオープン後は、70万人を超え、現在も60万人程度で推移している。また、天守閣を含む小田原城址公園の年間来訪者は、300万人を超えている(観光課の調査による)。このほか民間団体でも史跡小田原城跡の活用に関する各種事業を展開している。

表 4-1 小田原城入場者数

(「文化遺産の世界」より[https://www.isan-no-sekai.jp/feature/30\\_souron01](https://www.isan-no-sekai.jp/feature/30_souron01))

2019年2月5日最終確認)

順位(平成28年度)	城名	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	前年比
1	大阪城	2,337,813人	2,557,394人	109.39%
2	姫路城	2,867,051人	2,112,189人	73.67%
3	名古屋城	1,737,346人	1,919,479人	110.48%
4	二条城	1,776,720人	1,904,202人	106.16%
5	首里城	1,875,838人	1,886,939人	100.59%
6	松本城	927,055人	990,373人	106.83%
7	小田原城	148,325人	775,406人	522.77%
8	彦根城	735,201人	774,720人	105.38%
9	上田城	96,163人	615,911人	640.49%
10	会津若松城	634,314人	584,094人	92.08%

※出典：攻城団「全国のお城の入場者数(入場者数・観光客数)調査レポート【2017年版】」(<https://kojodan.jp/blog/story/3106.html>)

### ① 行政が実施している事業

#### ア. 文化財課実施・主催事業

- ・ 史跡活用のための小田原城址公園の整備
  - a. 復元建物等の整備・管理(天守閣・常盤木門・銅門・御用米曲輪等)
  - b. 説明板等の整備・管理
  - c. 園路・トイレ・外灯の整備・管理
  - d. 植栽の管理など
- ・ 史跡活用のための整備
  - a. 回遊路の整備(弁財天曲輪・八幡山古郭〔小田原高校〕・天神山等)
  - b. 説明板・案内板等の設置
- ・ 活用のための資料・案内図等の作成・発行
  - a. 『現代図に複合させた城下町・宿場町 おだわらの町名・地名図』の発行

- b. 「史跡絵葉書」の発行
- ・文化庁所管の国庫補助事業「市内埋蔵文化財地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」を用いた活用事業の展開
  - a. 「最新出土品展」（年1回。史跡指定地や小田原城下の発掘調査出土品等を展示）
  - b. 「遺跡調査発表会」（年1回。史跡指定地や小田原城下の発掘調査成果を発表）
  - c. 「遺跡講演会」（年1回。令和元年度は「小田原の史跡を語る」）
  - d. 「遺跡見学会」（年1回。平成23年度は「史跡小田原城跡」）
  - e. 『遺跡探訪シリーズ』（年1冊刊行。令和元年度は『小田原城総構』）
- ・発掘調査現地説明会の実施（平成25年に御用米曲輪の現地説明会）
- ・学芸員による学校への出前講座
- ・広報小田原での発信、整備の際のパフレット作成

#### イ. その他の市実施・主催事業

- ・生涯学習課主催の「おだわら市民学校」での講座、遺跡見学会の開催
- ・スポーツ課内に事務局を置く「城下町おだわらツーデーマーチ」の中でのコースとしての活用（二の丸・総構など）
- ・小田原城総合管理事務所主催の平成30～令和元年（2018～2019）度を実施した「北条早雲公顕彰五百年事業」に伴う講演会等、小田原城跡に関する公開講座・講演会など
  - a. 「小田原北条セミナー」
  - b. 小田原城天守閣特別展「小田原開府五百年～北条氏綱から続くあゆみ～」
  - c. シンポジウム「戦国都市小田原の風景」
  - d. 特別講演会「小田原城開府五百年のあゆみ」 など

#### ウ. 市展示施設でのガイドンス展示

- ・小田原城址公園内にある天守閣、常盤木門（常盤木門 SAMURAI 館）、小田原城歴史見聞館（NINJA 館）での、小田原城跡や戦国大名北条氏に関するガイドンス展示
- ・小田原城址公園内にある小田原市郷土文化館での小田原城跡に関する展示

#### ② 民間団体が実施している事業

- ・NPO 法人小田原ガイド協会によるガイド事業など
  - a. 小田原城址公園内でのガイド
  - b. 史跡小田原城跡各所への案内とガイドなど
  - c. 観光案内所・藤棚臨時バス駐車場の管理運営
- ・「大外郭の会」の活動
  - a. 「総構を一周しよう！」などのイベントを開催
  - b. 『小田原城総構散策 Map』の作成・発行

## 第4章 現状・課題

### ・委託、指定管理等による運営

- a. 小田原城址公園内の天守閣・常盤木門SAMURAI館・小田原城歴史見聞館の運営
- b. 清閑亭土塁上に位置する清閑亭の運営



写真 4-3 「最新出土品展 2015」  
 (旧：小田原市立かもめ図書館  
 現：小田原市立中央図書館)



写真 4-4 「大外郭の会」主催イベント  
 「総構を一周しよう！」  
 (平成 29 年。総構・山ノ神堀切西)



図 4-2 小田原城跡の「史跡絵葉書」(平成 24 年。第 47 回全国史跡整備市町村協議会大会小田原大会で作成)



図 4-3 『小田原宿を歩く』



◆ 4-2- (2) 活用の課題

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（文化庁文化財部記念物課2015）では、史跡の活用とは、「史跡の本質的性質を理解し、それを適切に現代社会に活かす」ことであり、活用するうえで「保存を無視することは出来ない」と論じられている。

ゆえに、「3-1 史跡小田原城跡の価値」に示した、時間的に戦国時代～江戸時代に及び、空間的に広範囲に及ぶ「史跡の価値」を、正しく理解してもらうよう、現在行っている各種事業を検証しつつ、展開していかなければならない。その上での課題を下記に示す。

- ・ 史跡小田原城跡の指定地及び小田原城跡の範囲の正しい理解の促進
  - a. 史跡指定地図や史跡の内容・性格を掲示した説明板等の充実（小田原城址公園部分のみが「史跡小田原城跡」であり、「総構」などは「史跡小田原城跡とは別の遺跡」といった誤解を生んでいる場合が見られる）
  - b. 小田原城址公園から、総構など点在する史跡指定地へ誘導する案内板や回遊路の設定・提示
- ・ 整備状況や整備の将来像についての説明の充実
  - a. 整備済の遺構の説明の充実（小田原城址公園の天守閣・銅門などは、「江戸時代末」の姿であるが、「戦国時代」の北条氏のもので誤解されている場合がある）
  - b. 整備工事状況の公開（例えば、御用米曲輪の整備の完成予定図や工程の提示、整備途中でしか見られない状況の公開など）
  - c. 未整備地の将来像の提示
- ・ 民間団体などとのさらなる連携
  - a. 説明内容などのすり合わせ
  - b. 印刷物の内容のすり合わせ など

### ■ 4-3 整備

#### ◆ 4-3- (1) 整備の現状

これまでの整備は、小田原城址公園(本丸・二の丸地区)は「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」(小田原市 1993)、総構などそれ以外の地区は「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」(小田原市教育委員会 2010)に基づき整備を行っている。

##### ① 小田原城址公園の整備

現状では、文化財課が史跡整備(遺構や建物の復元的整備、これらに伴う植栽整備など)を行い、小田原城総合管理事務所が環境整備(園路や案内板・便益施設等の整備、植栽整備など)を行っている。小田原城址公園では、ここが江戸時代以後「近世城郭化」が図られた場所であるため、江戸時代末期の姿を復元することを基本方針として整備を進めてきた。

しかし、二の丸住吉堀などの整備に先立つ発掘調査で、江戸時代の遺構の下に、戦国時代の遺構が保存されていることがわかっていた(小田原市教育委員会 1993 ほか)。さらに、御用米曲輪では、江戸時代の土塁で囲まれた曲輪の南西部より、他に類例を見ないような戦国時代の北条氏の庭園跡が確認された(小田原市教育委員会 2016)。これを受け、御用米曲輪では、以下のように整備方針の転換を図った。

- ・江戸時代末期の姿への整備を進めつつ、一部に戦国時代の遺構を整備
- ・曲輪を囲む土塁と米蔵跡など、既存の計画に基づいて江戸時代の遺構整備を先行しつつ、あらためて「江戸期整備基本設計」(平成 30 年度実施)を行い、整備工事を推進
- ・今後は江戸時代の遺構整備を進めつつ戦国時代の遺構について整備方針を定め、「戦国期整備基本設計」を行い、実施設計・整備工事を推進



写真 4-5 整備が完了した御用米曲輪北西土塁(平成 30 年度)

##### ② 小田原城址公園北隣(弁財天曲輪)の整備

また、城址公園北側隣接地の弁財天曲輪では、文化庁所管の「史跡等購入費国庫補助金」を活用して近年公有地化した史跡指定地での整備を行っている。

- ・小田原駅から小田原城址公園へのアクセス路(市道 0003)の回遊路整備
- ・公有地の本格整備前のポケットパーク化(芝貼り・説明板設置等。市道 2210 周辺・御



写真 4-6 公有地化した史跡指定地の整備(弁財天曲輪のポケットパーク)

堀端通り〔市道 0004〕脇)と公園的活用

- ・説明板、案内板の設置

### ③ 総構等の整備

総構など、小田原城址公園(本丸・二の丸周辺)以外の史跡指定地では、主に活用に向けた整備を行っている。具体的には、下記の2点である。

- ・公有地の史跡指定地の整備(八幡山古郭東曲輪・新堀土塁〔旧アジアセンター地点〕等)
- ・説明板・案内板の設置
- ・回遊路の整備(八幡山古郭〔小田原高校〕、天神山等)

公有地化した指定地の整備は、文化財課が史跡公園として、その地点の名称・内容がわかる説明板等を設置し、主に眺望を活かした整備を実施している。

説明板・案内板の設置は、近年は史跡の解説等を主な目的として、文化財課は文化庁所管の国庫補助事業「市内埋蔵文化財地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」を用いて行い、小田原城総合管理事務所は国土交通省所管の「社会資本整備総合交付金」を活用して行っている。

また、回遊路について、八幡山古郭の小田原高校回遊路は、平成26年(2014)10月に小田原高校校地が史跡に追加指定(第10次指定)された際に、市民の要望に基づき神奈川県と小田原市が協力して、小田原高校の校地東縁～南縁に整備したものである。

天神山回遊路は、小田原城址公園～清閑亭土塁～新堀土塁を結ぶよう、文化財課が小田原城総合管理事務所の協力と市民の理解を得て整備を進めた。



写真 4-7 史跡公園として整備した八幡山古郭東曲輪



写真 4-8 総構早川口遺構の説明板(地下遺構の保存に配慮し置き型とした)

④ 整備計画

「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」（小田原市教育委員会 2010）では、以下のような整備・活用の基本的な考え方や基本構想を示している。

- ・整備・活用の基本的な考え方
  - a. 遺構の性質を活かした整備の基本方針
  - b. 遺構をめぐる回遊ネットワークの基本方針
- ・八幡山古郭及び総構整備・活用の基本構想
  - a. 整備区域の設定
  - b. 八幡山古郭と総構の機能を体感できる整備
  - c. 眺望を活かした整備
  - d. 拠点となる施設の整備（新堀土塁〔旧アジアセンター地点〕へのガイダンス施設の設置）

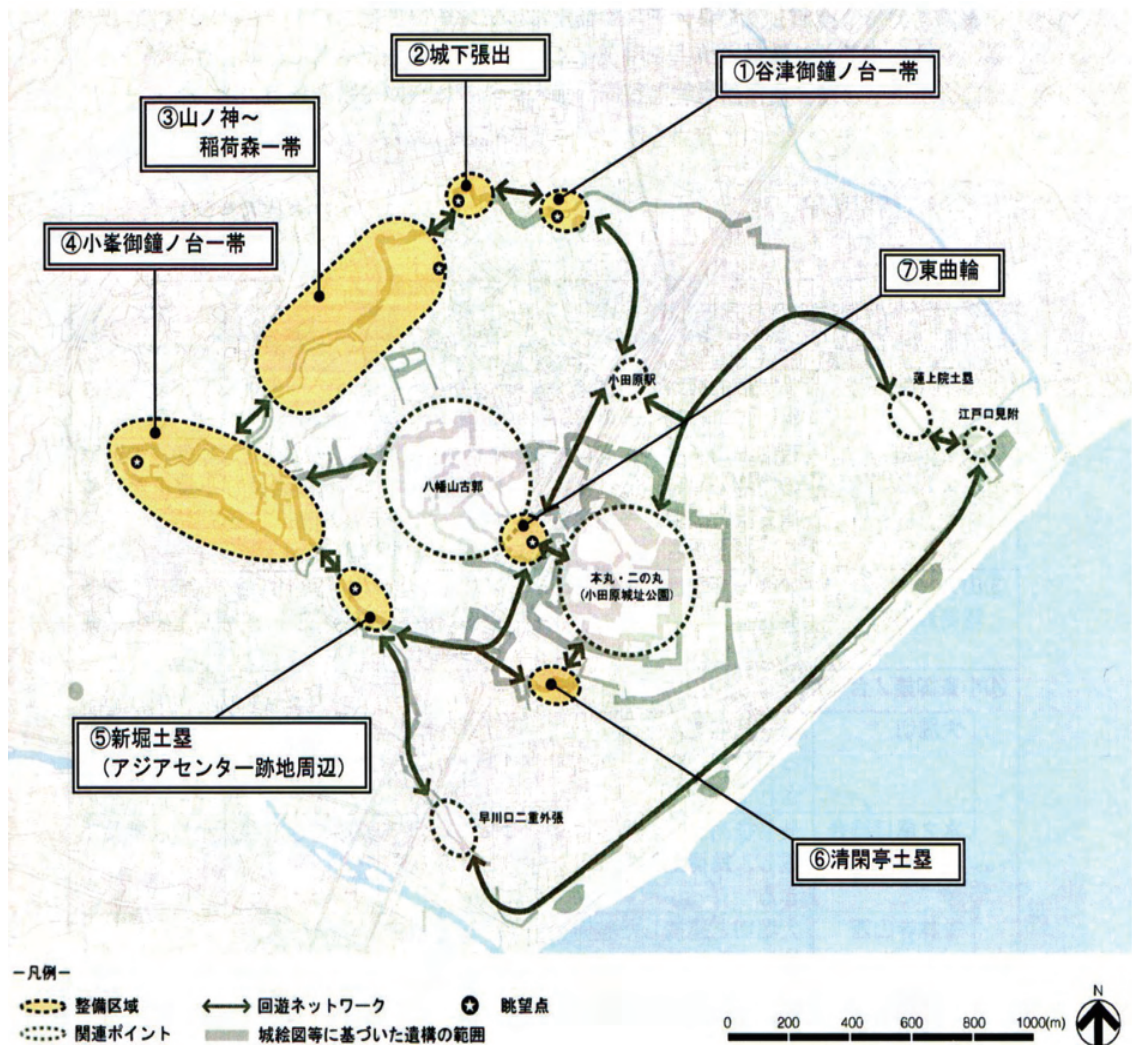


図 4-4 『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書』（小田原市教育委員会 2010）に示す 7カ所の整備区域

表 4-2 『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書』（小田原市教育委員会 2010）に示す整備区域別の整備・活用の展開イメージ

主要整備区域	遺構・景観上の特色	整備・活用の展開イメージ
①谷津御鐘ノ台	丘陵部総構から市街地総構、足柄平野への展望	・土塁～堀～掻上げの一部復元及び散策路の整備
②城下張出	西方の山ノ神台に向けての総構の眺望、並びに北側豊臣方陣場を一望することができる	・総構散策の北の玄関口として、総構の連続性を眺望できる展望台及び小規模な休憩施設・広場等の整備 ・東側は土塁～堀～掻上げの一部復元
③山ノ神～稲荷森周辺	総構の連続性と堀切との交差	・現在の土塁～堀～掻上げ（一部復元）を活かした散策路を整備し、連続した遺構の観察の場とする
④小峯御鐘ノ台一帯		
大堀切	最も見応えある堀切が残っており、既に一部公開されている	・総構の構造を理解し、体感できる遺構の公開を前提とした整備
水之尾口櫓台	最も標高が高い場所に位置し、総構全体を俯瞰できる	・総構の全景を確認できる展望台の設置及び広場等の整備
香林寺山西	大堀切と連携した整備を検討できる	・障子堀の復元等 ・土塁上及び堀底の散策路整備
⑤新堀土塁（アジアセンター跡地周辺）	八幡山古郭及び総構散策の結節点としての機能が期待できる	・八幡山古郭及び総構散策の拠点となるガイダンス施設の設置 ・石垣山一夜城・富士山砦などへの眺望が良好である
⑥清閑亭土塁	市街地散策ルート・八幡山散策ルートの拠点として登録有形文化財の建築物と併せた活用を想定	・現在の小田原城天守閣を背に相模湾まで見通せる眺望を活かす。市街地内では数少ない現状確認ができる遺構を活かした整備・活用を検討
⑦東曲輪	小田原駅並びに城跡公園から八幡山古郭散策の入口部分となる	・案内板の設置及び小田原駅から八幡山古郭へとあがる散策路の玄関口として整備

### ⑤ ガイダンス施設整備基本計画

ガイダンス施設の整備については、「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」（前掲）と並行して「史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁整備基本計画」（小田原市教育委員会 2010b）を策定した。ガイダンス施設の位置付けの概要は以下のとおりである。

- ・八幡山古郭及び総構に関する総合的なガイダンス機能（埋蔵文化財センター併設）
- ・八幡山古郭・総構をめぐる拠点となる施設
- ・総延べ床面積を 2,000 m<sup>2</sup>と想定（ガイダンス施設・埋蔵文化財センター各々 1,000 m<sup>2</sup>）
- ・史跡石垣山及び富士山陣場への眺望を確保
- ・史跡指定地外の周辺公共施設用地を活用した駐車スペースの確保（大型バス駐車可）
- ・小田原城址公園の各施設等との連携



写真 4-9 新堀土塁旧アジアセンター地点(写真左の方形の穴の位置「遺構を避けて再建築できる範囲」がガイダンス施設の設置構想地点。写真右は土塁)

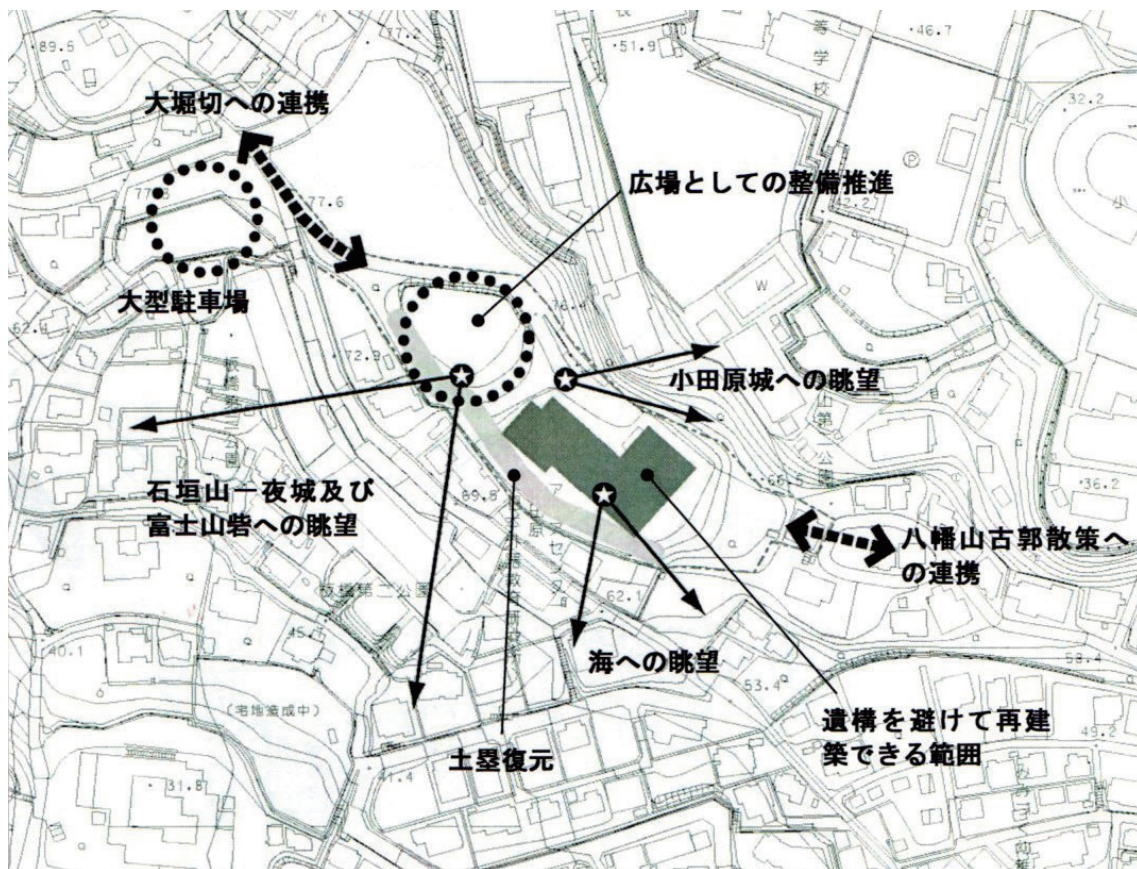


図 4-5 『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書』(小田原市教育委員会 2010) に示された旧アジアセンター地点でのガイダンス施設の設置  
\* 図中の「遺構を避けて再建築できる範囲」が設置構想地点

◆ 4-3- (2) 整備の課題

発掘調査の進展、史跡指定地の増加などの理由から、整備に関して、下記のような課題に対応する必要がある。

① 整備基本計画の策定

- ・ 史跡小田原城跡全体を包括した整備方針、整備基本計画の策定
  - a. 本計画に基づく史跡小田原城跡全体を包括した「史跡にふさわしい将来像」の検討
  - b. 史跡の保存・活用や維持管理を念頭に置いた整備方針・計画の検討
  - c. 景観・眺望・環境・植栽・近隣・来訪者に配慮した整備方針・計画の検討
  - d. 史跡の指定年代以外（本質的価値以外）の遺構等の取り扱いの検討

② 回遊性の向上と便益施設の整備の検討

- ・ 史跡指定地を結ぶ回遊路の設定・整備
- ・ 回遊路や見学ポイントの安全措置(安全柵・バリアフリー化等)の検討
- ・ 説明板、案内板等の充実
- ・ 休憩施設、四阿、トイレ、売店、外灯、通信施設、インフラなどの適切な配置と整備

③ ガイダンス施設の整備の検討

- ・ 「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」「史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁整備基本計画」で示した位置付けに基本的に則したガイダンス施設の整備検討
- ・ 来訪者の回遊の起点、中心となるガイダンス施設の整備検討(場所・機能等)
- ・ 既存施設(天守閣等)との連携、役割分担を図れるガイダンス施設の整備検討
- ・ 史跡指定地外など、適切な位置への駐車場等の附属施設の設置検討

④ 周辺住民等や他の分野との連携を図れる整備の検討

- ・ 周辺住民の生活や周辺施設(学校・宗教施設・商業施設等)での活動や財産権等を尊重し、関係者との調和を図りながら行う整備の検討
- ・ 民間団体とともに活用、維持管理が図れるような整備の検討
- ・ 史跡の保存を前提としつつ、観光展開や各種「まちづくり」事業とも連携できるような整備の検討



写真 4-10 江戸口見附の現状  
国道1号沿いの宅地内にあり、どのような場所か、わかりやすい案内を示した説明板等の設置が課題

## ■ 4-4 運営・体制

### ◆ 4-4- (1) 運営・体制の現状

史跡指定地の全体の保存・管理・整備については、文化財課が担っている。このほか、小田原城址公園(本丸・二の丸周辺)の表面管理や所在する施設や整備した施設(馬出門・銅門等)の日常の管理・運営など、公開活用ができる段階になった公有地やそこに所在する施設の管理・運営は、小田原城総合管理事務所が担っている。

このほか、管理・運営に携わる組織はあるが、史跡小田原城跡の管理・運営は、主にこの2組織が担っている。

#### ① 保存活用事業を運営する上での体制のあり方の現状

##### ア. 文化財課と小田原城総合管理事務所による運営・体制

###### a. 文化財課

【体制】 史跡整備係が担当。係員3名(うち学芸員2名)。他に、埋蔵文化財係・文化財係に学芸員6名。

【運営】 [史跡整備係] 史跡の保存・管理・整備を所管し、現状変更、追加指定、公有地化、整備事業(整備した施設の修理含む)、調査研究などを担当。また、三の丸(大手門櫓台跡・幸田口門土塁)や江戸口見附にある文部科学省所管の国有地の管理も担当。

[埋蔵文化財係] 現状変更の可否を判断するための発掘調査を行うことがある。

###### b. 小田原城総合管理事務所

【体制】 小田原城址公園内の馬屋曲輪内の旧小田原町立図書館建物2階に所在。管理係・計画係が担当。係員13名(うち学芸員3名)。

【運営】 [管理係] 小田原城址公園(本丸・二の丸)の植栽管理、動物園・遊園地の管理運営、園路整備など(県有地含む)。大手門櫓台跡の日常管理の一部。弁財天曲輪の一部(ポケットパーク化された部分)、総構(稲荷森・小峯御鐘ノ台大堀切・早川口遺構)、新堀土塁(旧アジアセンター跡地)などの日常の維持管理。

[計画係] 小田原城天守閣・常盤木門SAMURAI館などの運営や学芸部門(調査・研究・展示・解説)を担当。このほか、小田原城址公園・総構等の案内板・説明板の整備など。

##### イ. その他の市の機関による運営・体制

###### a. 総務部管財課

小田原箱根商工会議所の所在地(弁財天曲輪周辺)、三の丸土塁(三の丸小学校南側)の一部の管理。



- b. 郷土文化館（文化部生涯学習課）  
小田原城址公園（南曲輪）に所在する市郷土文化館の管理・運営。係員4名（うち学芸員3名）。
- c. 小田原市立図書館（文化部）  
小田原城址公園（南曲輪）に所在する旧市立図書館の管理・所蔵資料整理。係員5名（うち学芸員3名）。
- d. 文化部文化政策課  
文化政策係で、清閑亭土塁上に位置する国登録有形文化財「清閑亭」（旧黒田長成侯爵別邸）の管理・運営事務を所管。
- e. 経済部観光課  
「北條五代まつり」など小田原城址公園で行われる、小田原市観光協会などとタイアップした各種観光イベント等を所管。
- f. 文化部スポーツ課  
二の丸・総構などをコースとして活用する「城下町おだわらツーデーマーチ」を所管（スポーツ課内に事務局）。

#### ウ. 指定管理及び委託による運営・体制

- a. 小田原城総合管理事務所所管の小田原城天守閣、小田原城常盤木門（SAMURAI館）、小田原城歴史見聞館（NINJA館）は、指定管理者制度を導入し、一般社団法人小田原市観光協会が管理している。
- b. 清閑亭土塁上に立つ国登録有形文化財「清閑亭」（旧黒田長成侯爵別邸）の運営は、文化政策課よりNPO法人小田原まちづくり応援団へ管理委託。

#### エ. その他

- a. 公共機関による管理（小田原高校）  
小田原高校用地部分（八幡山古郭）は、高校が管理。
- b. 民有地の所有者による管理  
民有地については、それぞれの所有者が管理。

### ② 市内部における意思疎通・情報共有の方法

#### ア. 文化財課と小田原城総合管理事務所との意思疎通等

- a. 月に1回「2課会議」を開催。  
【出席者】両組織の管理職員（文化財課長・文化財課史跡整備担当課長、小田原城総合管理事務所長）のほか、文化財課史跡整備係（学芸員・事務職全員）と文化財係学芸員、小田原城総合管理事務所の管理係・計画係の関係職員。  
【内容】両組織が情報を共有し、史跡の保存・活用・整備や日常管理・環境整備等の

あり方について意見を交換し、意思疎通を図っている。

#### イ. 他の市組織との意思疎通等

- a. 史跡指定地内の所管する施設等に関する現状変更の事前相談の徹底（機会をとらえ、史跡の保存・管理・活用について説明している）。
- b. 史跡公有地化事業（国庫補助）で公有地化した土地の目的外使用の禁止の徹底（機会をとらえ説明している）。

#### ③ 他組織との意思疎通・情報共有の方法

文化財課では、特に史跡の保存・管理について遺漏がないよう、以下のような方法で、市以外の組織等に対し、適宜、意思疎通や情報共有を図る方法を講じている。

- ・ 運営委託業者及び指定管理者に対し、史跡の保存・管理・活用のあり方（特に現状変更の事前相談・目的外使用の禁止）について説明（所管課を通じての場合あり）。
- ・ 広報などを通じ、史跡指定地内の民有地の地権者へ史跡の保存・管理・活用のあり方について説明（特に現状変更の事前相談）。
- ・ 建設業者等への史跡保存・管理に関する説明（窓口を訪れた建設業者等に対する現状変更の事前相談等）。
- ・ 文化庁史跡部門・整備部門（史跡）や神奈川県教育委員会に相談（史跡の保存管理・活用、整備について適切な運用を図るよう指導を受けている）。
- ・ 「調査・整備委員会」による専門的助言（史跡の保存・管理・活用・調査・整備事業の計画・実施について、専門的な助言を受けている）。

#### ◆ 4-4-（2）運営・体制の課題

史跡の保存・管理・活用・整備を推進するには、市側の運営・体制の充実と、史跡小田原城跡をめぐる関係者（史跡に関わる施設の従事者、史跡指定地の所有者など）との情報共有・意思疎通が必要である。

#### ① 保存活用事業を運営する上での体制のあり方の課題

##### ア. 文化財課の運営・体制の充実

- a. 文化財課史跡整備係は、管理職員を含め4名（うち学芸員2名）で市内の3史跡（小田原城跡・石垣山・江戸城石垣石丁場跡）を所管し、史跡現状変更事務等、多岐にわたる事務を担っていることから、人員の拡充が望まれる。
- b. 文化財課の業務は、現状変更（この判断に係る発掘調査を含む）、追加指定、公有地化、整備事業（整備した施設の修理含む）、調査研究、教育普及を含む活用事業など多岐にわたり、この面でも人員の拡充が望まれる。

イ. 小田原城総合管理事務所とのさらなる協力体制の構築

- a. 史跡指定地の保存・管理・活用・整備に関する、さらなる情報共有・意思疎通の促進。
- b. 台風などで史跡指定地内での倒木被害などが発生した場合など、緊急事態発生時のさらなる協力体制、対応体制の構築。
- c. 史跡の活用・整備（植栽管理・整備を含む）の将来像に関する協議。

② 市内部における意思疎通・情報共有の方法

- ・ 史跡保存・管理に関する理解の促進と、事前相談を含む現状変更手続きの徹底。
- ・ 史跡公有地化事業〔国庫補助〕で公有地化した土地の目的外使用の禁止に対する理解の浸透。

③ 他組織との意思疎通・情報共有の方法

- ・ 運営委託業者・指定管理者に対し、ふさわしい史跡の保存・管理・活用のあり方（特に現状変更の事前相談・目的外使用の禁止）の徹底と理解の促進。
- ・ 小田原高校や、民有地の所有者など、史跡小田原城跡をめぐる関係者に対して、史跡の保存・管理に関する理解を促すためのさらなる説明の実施（広報や説明会、個別説明などの実施）。
- ・ ふさわしい史跡の保存・管理・活用のあり方についての、文化庁・県教育委員会への相談と、「調査・整備検討委員会」の専門的指導のさらなる促進。

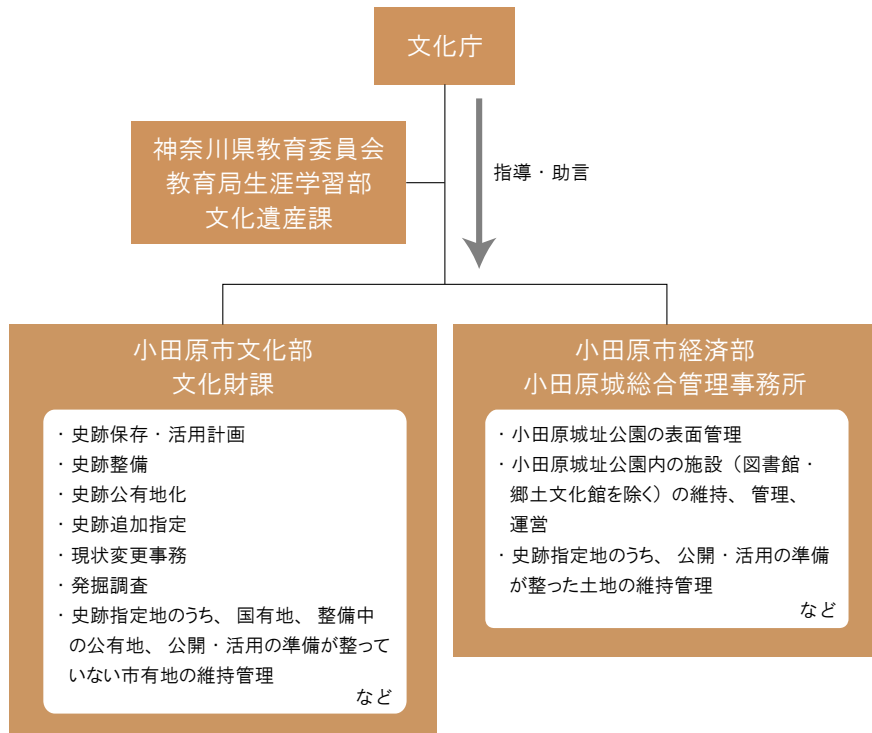


図 4-6 史跡小田原城跡の管理運営体制（令和3年〔2021〕3月現在）



## 第5章 大綱・基本方針

### ■ 5-1 大綱

「第3章 史跡小田原城跡の本質的価値」で示した価値を守り、未来に伝え活用していくために、以下を大綱とする。

**「戦国時代の終焉」と「近世の幕開け」を告げる「日本史の転換点」の舞台であると同時に、「戦国城郭」から「近世城郭」へと変遷を遂げ、現在の小田原のまちの礎となった、史跡小田原城跡を守り伝える。**

### ■ 5-2 基本方針

大綱を推進するため、以下のとおり基本方針を定める。

#### (1) 保存・管理：

##### ① 保存管理

- ・ 史跡の本質的価値を未来に伝えるため、保存・管理を徹底する。
- ・ 地域全体で史跡を守るための史跡保存活用計画を策定する。
- ・ 史跡小田原城跡全体を包括した保存・管理計画を策定する。
- ・ 史跡全体の現状を把握する（史跡指定地番の現況・所有者等。急傾斜地対策等）。
- ・ 史跡指定地外を含め、小田原城跡全体を包括した地区区分を設定する。
- ・ 植栽管理まで含めた保存管理方針を示す。

##### ② 発掘調査等

- ・ 発掘調査（総括報告書の作成を含む）をはじめとする各種調査を推進し、史跡の保存活用を進める上での基礎資料とする。

##### ③ 現状変更

- ・ 史跡の保存のため、事前相談を含む現状変更手続きの徹底を図る。

##### ④ 追加指定

- ・ 史跡指定に値する遺構が所在する土地の追加指定に努める。
- ・ 発掘調査等によって史跡指定に値する遺構が発見された土地の史跡の追加指定に努める。

##### ⑤ 公有地化の推進

- ・ 史跡の保存のため、所有者の財産権を尊重しつつ史跡指定地の公有地化（買取り・寄付等）を推進する。

(2) 活用：

- ・ 市民や多くの来訪者が史跡に関する理解を深められるよう、史跡の活用に努める。
- ・ 発掘調査成果・文献資料・絵図面・古写真等を用いて、来訪者の理解を深められるよう、戦国期から近世にわたる城郭を整備し、活用を図る。
- ・ 総構等の活用や史跡指定地を有機的に結ぶための回遊性を向上させる。
- ・ インターネットやスマートフォン・タブレットを史跡の活用に用いる。
- ・ 生涯学習・学校教育へ積極的に情報発信する。
- ・ 民間団体との協力を促進する。

(3) 整備

- ・ 遺構の保存に配慮しつつ、史跡整備を推進する。
- ・ 先行して整備を実施した近世城郭遺構については、改修時期を見据え、さらに学術的検討を深め、事実即した復元とするよう努める。
- ・ 史跡のふさわしい将来像の検討を進め、将来的に整備基本計画の策定を検討する（ガイダンス施設・便益施設を含む）。

(4) 運営・体制

- ・ 体制を充実させる（史跡保存活用に携わる人員の充実を目指す）。
- ・ 小田原城総合管理事務所とのさらなる協力体制を構築する。
- ・ 史跡小田原城跡をめぐる各種関係者に対して、ふさわしい史跡の保存・管理・活用のあり方（特に現状変更の事前相談・目的外使用の禁止）を徹底し、理解の促進を図る。

なお、これ以後の「第6章 保存・管理」「第7章 活用」「第8章 整備」「第9章 運営・体制」で、それぞれの内容を記載している。

また、表5-1～5-12には、「2-3 小田原城跡の地区区分」に示した区分に従い、課題等や「取り扱い方針」を示した。なお、表中の発掘調査等、追加指定、公有地化（買取り・寄付等）の凡例を、「第6章 保存・管理」の表6-2（発掘調査等）、表6-3（追加指定）、表6-4（公有地化）にそれぞれ示している。

表5-1～表5-12の凡例

史跡	包蔵地
◎：全域史跡指定地	○：包蔵地
○：一部史跡指定地	△：一部包蔵地
×：未指定地	×：包蔵地外
史跡指定地所有者	城址公園（小田原城址公園）
国：国有地	○：都市計画公園区域
（○：文部科学省ほか所有地、「白」：白地）	△：一部都市計画公園区域外
県：神奈川県有地	（区域内と同様に管理）
市：小田原市有地	×：城址公園外
公：小田原市土地開発公社有地	
民：民有地（個人・各種法人）	急傾斜地
	○：急傾斜地
	（土砂災害特別警戒区域：いわゆる「レッドゾーン」）
	×：土砂災害特別警戒区域外

表 5-1 史跡小田原城跡 地区別取り扱い方針等 1

大区分	中区分	小区分	現況							課題等	取り扱い方針									
			史跡指定	史跡指定地所有者				包蔵地	城址公園		急傾斜地	備考	特記事項	発掘調査等	追加指定	公有地化 (買取り・寄付等)				
				国	県	市	公										民			
I	近世本丸・二の丸・隣接諸郭	小田原城址公園と隣接地域。大半が史跡指定地で公有地。一部未指定未公有地化地域を含め、城郭整備の対象範囲。整備は、江戸末期の姿とすることを基本とする。																		
		I-1	本丸	I-1-1. 曲輪 (1-1a 中央部御殿跡. 1-1b 東縁部. 1-1c 北縁部. 1-1d 南縁部)	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	市指定天然記念物「小田原城跡本丸の巨松」。動物園施設はサル舎を残し撤去済	・遺構確認と便益施設再編、植栽整備	・関東大震災で崩壊したままの石垣は、被災状況を示す遺構として現状保存し、その位置づけを検討する (ただし、急傾斜地〔土砂災害特別計画区域〕である南堀と石垣・芝土居などの危険部位では、史跡の保存に留意しつつ、関係部署等と協議し対策を検討する)。 ・天守閣の更新・整備は、耐震化した現在のRC天守閣の対応年数を見据え、他の城郭の動向も見据えながら、史跡にとってよりよい将来像を検討する。 ・常盤木橋等の動線・園路は、当面安全性の確保のため改修を行う(将来は史跡の復元的整備を検討する方向性とする)。 ・鉄門の整備は、鉄門坂と御用米曲輪の整備と関連付けて行う。 ・老木化が進む「小田原城跡本丸の巨松」は、安全性を考慮しつつ、専門家と相談しながら今後の措置を検討する。 ・動物園は、動物の寿命を見据え残ったサル舎等の撤去を進める。	ア	-	-	
				I-1-2. 常盤木門 (1-2a 榊形. 1-2b 渡櫓門. 1-2c 南多聞櫓 1-2d. 西多聞櫓. 1-2e 坂口門)	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	昭和46年(1971)木造復興。内部は「常盤木門 SAMURAI 館」(武具展示)。積み直した石垣は本来の位置とズレ有	・再整備のあり方の検討					
				I-1-3. 鉄門 (1-3a. 門. 1-3b. 榊形.)	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	榊形内のトイレは撤去の方針	・御用米曲輪と関連付けた整備					
				I-1-4. 天守 (1-4a 天守閣. 1-4b 天守台石垣. 1-4c 天守台下東側. 1-4d 天守台下南側と園路. 1-4f 天守台下北側と通路)	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	天守閣は昭和35年(1960)RC復興、平成28年リニューアル(館内は歴史展示。最上階に、県指定文化財(建造物)小田原城天守閣模型(「東大模型」「大久保神社模型」)展示)。昭和28年(1953)に積み直した石垣は本来の位置とズレ有	・天守閣の更新・整備のあり方の検討					
				I-1-5. 常盤木橋	◎	白	○	-	-	-	○	○	×	コンクリート造りで老朽化	・再整備のあり方の検討					
				I-1-6. 東堀と石垣・芝土居	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	関東大震災で石垣崩壊。土居法面に高木灌木混在	・将来の活用・整備計画の検討、植栽整備 ・急傾斜地対策					
				I-1-7. 南堀と石垣・芝土居	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	南堀の一部が報徳二宮神社所有地で未指定地。関東大震災による崩壊石垣を表示。土居法面に高木・灌木混在		・御用米曲輪と関連付けた整備	ア・イ	①	A
				I-1-7. 西堀と石垣・芝土居	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	土居斜面に桜ほか樹木・草類						
		I-1-8. 北側斜面石垣・芝土居及び鉄門坂	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	土居斜面に高木・灌木・草類	・御用米曲輪と関連付けた整備	ア	-	-				
		I-2	二の丸	I-2-1. 曲輪 (2-1a 藩主居館「二の丸御屋形」跡ほか)	◎	-	-	○	-	-	○	△	×	御用邸、城内小を経て、「二の丸広場」。旧城内小講堂は「小田原城歴史見聞館」として活用。市指定天然記念物「小田原城跡のイヌマキ」	・藩主居館跡の遺構表示 ・旧城内小講堂の取り扱い	・復元整備した遺構等の維持管理に努め、将来的な活用・整備計画の検討を見据え、遺構等の保存に配慮しつつ、曲輪の形等、江戸時代末期の姿に近づけるよう整備を検討する。 ・安全上の理由や回遊性の確保から、埋立てられた住吉西堀西端部の園路や学橋は当面維持するが、将来の整備を見据え、そのあり方を検討していく。 ・旧城内小講堂(歴史見聞館)は、指定地外への移転を含めた将来的なあり方を検討する(当面は観光施設としての活用を図る)。 ・二の丸北堀は、将来的に隣接する「I-6 弁財天曲輪」と関連付けた史跡にふさわしい整備を進める。 ・白地扱い(地番表示のみあり登記がない)となっている住吉東堀、東堀、北堀は、登記等今後の取り扱い方針を検討する。	ア	-	-	
				I-2-2. 銅門 (2-2a 榊形. 2-2b 渡櫓門. 2-2c 住吉橋門. 2-2d 住吉橋)	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	住吉東堀の一部が白地。関東大震災後住吉堀を埋立て、一帯は城内女子高に。昭和37年(1962)転出後市役所が校舎を転用(昭和51年転出)。発掘調査後、平成2年(1990)の住吉橋以後、住吉堀、銅門を復元。西堀の西端は埋立てられ二の丸・常盤木坂等に通じる園路化	・復元整備した遺構等の維持管理					
				I-2-3. 銅門内平場	◎	-	-	○	-	-	○	○	×		・曲輪の形の回復と遺構の整備。 ・白地となっている堀の取り扱い					
	I-2-4. 住吉西堀(銅門榊形南面)			◎	-	-	○	-	-	○	○	×								
	I-2-5. 住吉入堀 (馬屋曲輪・御茶壺曲輪境)			◎	-	-	○	-	-	○	○	×								
	I-2-6. 住吉東堀			◎	白	-	○	-	-	○	○	×								
	I-2-7. 常盤木坂 (2-4a 緩斜階段. 2-4c 段上平場)			◎	-	-	○	-	-	○	○	×	市指定天然記念物「小田原城跡のピヤクシン」							
	I-2-8. 裏門 (2-3a 門内長方榊形. 2-3b 門内鉄門道)			◎	-	-	○	-	-	○	○	×	榊形範囲未確認。トイレ							
	I-2-9. 東堀・石垣 (2-9a 二の丸東堀学橋北半. 2-9b. 同南半)			◎	白	-	○	-	-	○	○	×	学橋は旧城内小学校施設。石垣鍵折構造は復興時に消滅							
	I-2-10. 北東二重櫓			◎	-	-	○	-	-	○	○	×	櫓跡構造は要再確認							
	I-2-11. 南東隅櫓	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	震災崩壊後宮内省が復興									
	I-2-12. 北堀・石垣 (2-9a 居館北面. 2-9b 裏門沿い)	◎	白	-	○	-	-	○	○	×	小田原城址公園隣接地。震災後堀を埋立。西端部に弓道場									
	I-2-13. 北堀幸(裏門)橋	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	位置未調査、未確認									





表 5-2 史跡小田原城跡 地区別取り扱い方針等 2

大区分	中区分	小区分	現況							課題等	取り扱い方針									
			史跡指定	史跡指定地所有者					包蔵地		城址公園	急傾斜地	備考	特記事項	発掘調査等	追加指定	公有地化 (買取り・寄付等)			
				国	県	市	公	民												
I	I-3	御用米曲輪 (旧称「城米曲輪」「百間蔵」)	I-3-1. 曲輪 (3-1a 南西城・北条期庭園遺構主体, 3-1b 北東城・近世米蔵跡遺構主体)	◎	-	○	○	-	-	○	○	×	関東大震災後一時小学校校地。戦後野球場、駐車場を経て現在史跡整備中	・庭園など北条期遺構の整備方針	・発掘調査等の調査成果、整備基本設計、実施設計に基づき、専門家等の指導を受けながら整備を推進(植栽の整備も含む)。 ・隣接地権者との調整を図りながら、遺構等の保存に配慮しつつ整備を進める。 ・整備にあたり鉄門、鉄門坂との関連性に配慮する。 ・民有地の建築物等の建替え、改築等は、現状変更手続きに則り処理する。 ・急傾斜地(土砂災害特別計画区域)では、史跡の保存に留意しつつ、関係部署等と協議し対策を検討する。	ア	-	-		
			I-3-2. 東南土塁・堀 (二の丸裏門境)	◎	-	○	-	-	○	○	×	史跡整備予定	・整備した遺構や植栽の維持管理	ア・イ ③④		A・D				
			I-3-3. 相生橋・鉄門坂	◎	-	○	○	-	-	○	○	×	相生橋は市有地、鉄門坂は県有地。史跡整備中				・鉄門と関連づけた整備			
			I-3-4. 北東土塁・堀 (3-4a 鍵折れ東半部, 3-4b 同西半部)	◎	白	○	○	-	-	○	○	×	史跡整備中。弁財天社(土塁上)・旭丘高校。堀部分が一部白地				・公園管理施設の取り扱い ・急傾斜地対策			
			I-3-5. 北西土塁・堀	○	-	○	-	-	○	○	○	×	土塁整備済。土塁と旭丘高校は指定地。堀は市道・JR用地・城址公園北口通路(未指定地)							
			I-3-6. 西土塁	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	城址公園北口通路					ア	-	-
			I-3-7. 西堀	◎	-	○	-	-	-	○	○	○	近代以後の大量採土で窪地平坦化。公園管理施設立地							
	I-4	屏風岩	I-4-1. 曲輪	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	遊園地。南端部削土も基本地形遺存	・将来の活用・整備計画の検討	・遊園地は、遊具の寿命を見据え、段階的に撤去を検討する。	ア	-	-		
			I-4-2. 西堀	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	遊園地(こども電車線路敷)							
			I-4-3. 北堀	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	遊園地(こども電車線路敷)							
			I-4-4. 南堀	○	-	○	-	-	-	○	○	○	×			南半が報徳二宮神社境内(一部未指定地)。障子堀の伝承。古城の景観残す。	ア・イ ①	-	A・D	
	I-5	屏風岩西隣曲輪 (新たに呼称)	I-5-1. 曲輪	○	-	○	-	-	-	○	○	○	南側は遊園地。北側は管理作業施設立地。西半と北側虎口は未指定地で近代以後鉄道・道路(県道73号:小田原早川線)用地化。西側が削土され急斜面化	・絵図に地形が表現されるも、曲輪の機能・性格が不明。 ・急傾斜地対策	・遊園地は、遊具の寿命を見据え、段階的に撤去を検討する。 ・急傾斜地対策と指定地に隣接する県道の改修は、史跡の保存に留意しつつ、関係部署等と協議し対策を検討する。	ア・イ ③④	-	-		
			I-5-2. 北側虎口	-	-	-	-	-	-	○	○	×								
	I-6	弁財天曲輪 (「勘定所曲輪」「評定所曲輪」「城内地区」)	I-6-1. 曲輪東半	◎	-	-	○	-	○	○	×	×	城址公園北側隣接地。裏門から幸田口門に至る登城道跡。市有地・市道・宅地・御濠端幼稚園用地	・将来の活用・整備計画の検討	・城址公園と一体の活用が図れるよう、所有者の財産権を尊重しつつ民有地の買取り等を積極的に推進する。 ・公有地化した整備前の土地は、当面は「史跡に親しむための場所」として公園的な活用を図りつつ史跡にふさわしい将来的整備計画を検討し、早急に第一次整備を行う方針とする。 ・住宅、学校施設等の既存の建築物等の建替え、改築等は、現状変更手続きに則り処理する。 ・市有地上の既存公共建物等は、建替え等の機会に指定地外への移転を推進する。 ・北縁の市道0004沿いの回遊路と、東縁の市道0003の歩道の西半(商店側)は史跡指定地であり、市道に取り込まれることのないよう維持管理する。 ・かつての土橋～御用米曲輪に至る道である市道2210(指定地外)は周囲の指定地と同等に取り扱う。	ア	-	A		
			I-6-2. 曲輪西半	◎	-	-	○	-	○	○	×	×	城址公園北側隣接地。市有地・歩道・回遊路・商工会議所・宅地・旭丘高校							
			I-6-3. 東堀 (土橋の東・通称「蓮池」)	◎	-	-	○	-	○	○	×	×	城址公園北側隣接地。市有地・市街地・宅地。公有地化進展							
			I-6-4. 北堀 (土橋の西・通称「蓮池」)	◎	-	-	○	-	○	○	×	×	城址公園北側隣接地。市有地・回遊路・商工会議所・市街地・宅地・旭丘高校。公有地化進展							
			I-6-5. 弁財天島 (弁財天北堀内)	◎	-	-	○	-	○	○	×	×	城址公園北側隣接地。旭丘高校							
			I-6-6. 西堀	◎	-	-	○	-	○	○	×	×								
	I-7	焔硝曲輪	I-7-1. 曲輪	○	-	-	○	-	○	○	×	×	歩道・旭丘高校が指定地。曲輪西半及び北堀西半と西堀は未指定地(JR用地・市道)	・地下に埋蔵されている遺構の保護	・既存の建築物等の建替え、改築等は、現状変更手続きに則り処理する。	ア・イ ③④	-	A・D		
			I-7-2. 北堀	○	-	-	○	-	○	○	×	×								
I-7-3. 西堀			×	-	-	-	-	-	○	×	×									



表 5-3 史跡小田原城跡 地区別取り扱い方針等 3

大区分	中区分	小区分	現況								課題等	取り扱い方針					
			史跡指定	史跡指定地所有者					包蔵地	城址公園		急傾斜地	備考	特記事項	発掘調査等	追加指定	公有地化 (買取り・寄付等)
				国	県	市	公	民									
I	I-8 馬屋曲輪	I-8-1. 曲輪	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	園路整備済	・旧小田原町立図書館の取り扱い	・復元整備した遺構等の維持管理に努める。 ・旧小田原町立図書館（現小田原城総合管理事務所）は、指定地外への移転を含めた将来的なあり方を検討する（当面は城址公園の管理施設や観光ガイドの駐在所、観光案内所としての活用を図る）。	ア	-	-
		I-8-2. 元禄期馬屋付近	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	馬屋表面表示整備済。松林。旧小田原町立図書館（現小田原城総合管理事務所）					
		I-8-3. 元禄期大腰掛付近	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	公園整備済。松林					
		I-8-4. 東堀・石垣・土塁	◎	白	-	○	-	-	○	○	×	石垣上部・土塁内側整備済	・近代以後に改変された遺構の取り扱い	・当面の間、藤棚臨時バス駐車場を 使用するが、将来的には指定地外への移転を図り、堀の復元を目指す。	ア・イ	④	-
		I-8-5. 南堀・石垣・土塁	○	-	-	○	-	-	○	○	×	南堀南縁が未指定地（市歩道）。石垣上部・土塁内側整備済					
		I-8-6. 東南角二重櫓	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	櫓台石垣整備済					
		I-8-7. 中仕切り門 (御茶壺曲輪境)	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	園路整備済					
		I-8-8. 馬出門内柵形	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	復元整備済					
		I-8-8. 馬出門内柵形冠木門 (馬屋曲輪境の内門)	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	復元整備済	・曲輪の形の回復と遺構の整備	・当面の間、藤棚臨時バス駐車場を 使用するが、将来的には指定地外への移転を図り、堀の復元を目指す。	ア	-	-
		I-7-8. 馬出門内柵形馬出門 (外門)	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	復元整備済					
		I-8-8. 馬出門外柵形・土橋	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	復元整備済。土橋は昭和前期に改変					
	I-9 御茶壺曲輪 (「茶壺曲輪」 「捨曲輪」 「馬出曲輪」)	I-9-1. 曲輪 (8-1a 曲輪. 8-1b 元禄期御茶壺屋)	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	復元整備済	・将来の活用・整備計画の検討 ・白地となっている堀の取り扱い	・櫓の復元整備は、石垣の取り扱いを含め関係者と調整の上、将来的に検討する方向性とする。 ・旧図書館、郷土文化館は、建物・機能とも指定地外への移転を図る。 ・南堀内の「御感の藤」は、憩いの場として当面は維持に努める。 ・白地扱い（地番表示のみあり登記がない）となっている南堀は、登記等今後の取り扱い方針を検討する。	ア	-	-
		I-9-2. 南堀・石垣・土塁	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	堀を埋立て「藤棚臨時バス駐車場」・トイレ					
		I-9-3. 南門 (8-3a 南門と左右土塁・仕切塀. 8-3b 門内部土塁. 8-3c 門内番所)	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	土塁整備済。土塁西側張出は御用邸期の改変					
		I-9-4. 南門変形外柵形	◎	-	-	○	-	-	○	○	×	土塁整備済					
		I-9-5. 小峯橋（御茶壺橋）	◎	白	-	○	-	-	○	○	×	元来の木橋を関東大震災以後石橋で架橋					
	I-10 南曲輪 (鷹部屋曲輪)	I-10-1. 曲輪	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	旧図書館・郷土文化館	・将来の活用・整備計画の検討 ・白地となっている堀の取り扱い	・櫓の復元整備は、石垣の取り扱いを含め関係者と調整の上、将来的に検討する方向性とする。 ・旧図書館、郷土文化館は、建物・機能とも指定地外への移転を図る。 ・南堀内の「御感の藤」は、憩いの場として当面は維持に努める。 ・白地扱い（地番表示のみあり登記がない）となっている南堀は、登記等今後の取り扱い方針を検討する。	ア	-	-
		I-10-2. 北東部矢来門 (9-2a 矢来門. 9-2b 接続土塁)	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	未調査・未確認					
		I-10-3. 南堀・石垣 (9-3a 南堀. 9-3b 堀南側「御感の藤」 一帯公園整備区域)	○	白	-	○	-	-	○	○	×	南堀北半は白地。南東部は市有地。堀南西部埋立地は報徳二宮神社と市有地で未指定地。震災で一部石垣崩落。堀南東部埋立地に市指定天然記念物「御感の藤」					
		I-10-4. 東二重櫓・西二重櫓	◎	-	○	-	-	-	○	○	×	未調査・明治初期写真あり					
	I-11 小峯（雷）曲輪	I-11-1. 曲輪西半部 (上段の三の鳥居・本殿・宝物殿一帯)	○	-	-	-	-	○	○	○	×	報徳二宮神社（曲輪南縁・西縁は指定地）	・曲輪部分の多くが未指定地	・神社との共存を図り、城址公園と一体の活用を図る。 ・当面の間、梅林駐車場の使用は認めるが、将来的には指定地外への移転を図る。 ・県道の改修は現況の掘削範囲内で行うことを基本とする。	ア・イ	①②③	A・C
		I-11-2. 曲輪東半部 (下段. 12-2a 矢来門二の鳥居・報徳会館一帯. 12-2b 矢来門)	○	-	-	-	-	○	○	○	×	報徳二宮神社（入堀付近は指定地）。					
		I-11-3. 入堀 (南曲輪境)	◎	-	-	-	-	○	○	○	×	報徳二宮神社。崩壊石垣散乱					
		I-11-4. 南堀	○	-	-	○	-	-	○	○	×	堀内は梅林駐車場と遊歩道。南端市道 0087 沿いに桜並木。南西部未指定					
		I-11-5. 西堀	○	-	○	○	-	-	○	○	×	県道 73 号（小田原早川線。城山トンネル）。南西部は未指定					



表 5-4 史跡小田原城跡 地区別取り扱い方針等 4

大区分	中区分	小区分	現況							課題等	取り扱い方針								
			史跡指定	史跡指定地所有者					包蔵地		城址公園	急傾斜地	備考	特記事項	発掘調査等	追加指定	公有地化(買取り・寄付等)		
				国	県	市	公	民											
II	近世三の丸	大半が市街化した民有地。史跡指定地は、大手口門渡櫓門北側櫓台石垣、幸田口門東側に続く幸田口門土塁、箱根口門櫓形の一部とそこから東西に連なる三の丸土塁の一部。																	
		II-1	三の丸東城	II-1-1. 大手口門 (1a 櫓形・土塁. 1b 渡櫓門. 1c 外門)	○	○	白	-	-	-	-	○	×	×	渡櫓門北側櫓台石垣のみ指定地(石垣上に鐘楼。石垣底地内部は白地)。周囲の市道・裁判所・民有地は未指定地	・将来の活用・整備計画の検討 ・土塁の保存 ・市民生活との調和の中で指定地の現状維持を図る。 ・当面の間、三の丸南城の藤棚臨時バス駐車場を使用するが、将来的には指定地外への移転を図る。 ・大手門及び箱根口門の復元やその周辺整備は、文化財保護の精神に立脚し、発掘調査の成果をベースに絵図・古写真等に基づき、史跡にふさわしい、より良いあり方を検討していく。 ・三の丸南城の三の丸土塁は、土塁の南側の宅地が土塁に密接するほか、一部が指定地に食い込んでいる。将来の土塁の保存に懸念があるため、所有者の財産権を尊重しつつ宅地部分(下に土塁の南縁や三の丸南堀が埋蔵)の追加指定を含めた保護策を将来的に検討していく。	ア・イ・エ	③④	D
				II-1-2. 門内大手広小路	×	-	-	-	-	-	○	×	×	市道	イ		③		
				II-1-3. 北側重臣屋敷 (大久保雅楽介、御用所、山本内蔵邸)及び二の丸堀端沿歩道(桜並木)	×	-	-	-	-	-	○	×	×	市民会館・市街地・宅地					
				II-1-4. 南側重臣屋敷 (杉浦平太夫邸、大久保弥六郎邸)	×	-	-	-	-	-	○	×	×	裁判所・市民ホール・市街地					
				II-1-5. 東堀大手口北	×	-	-	-	-	-	○	×	×	国道沿い市街地					
				II-1-6. 東堀大手口南	×	-	-	-	-	-	○	×	×	国道1号沿い市街地					
				II-1-7. 東堀大手口南 慶長堀石垣(前期大久保時代)	×	-	-	-	-	-	○	×	×	東京電力社屋下発掘調査で石垣確認					
		II-2	三の丸北城	II-2-1. 幸田口門	×	-	-	-	-	○	×	×	市街地。一部調査例有						
				II-2-2. 幸田口門西土屋敷	×	-	-	-	-	○	×	×	市街地・宅地						
				II-2-3. 高台土屋敷	×	-	-	-	-	-	○	×	×	市街地・宅地					
				II-2-4. 元蔵	×	-	-	-	-	-	△	×	×	JR・私鉄用地・UMECO・市道					
				II-2-5. 谷津口門	×	-	-	-	-	-	○	×	×	県道74号(小田原山北線)・新幹線用地					
				II-2-6. 北堀(幸田口門東)・幸田口門土塁	○	○	-	-	-	-	○	×	×	市街地。幸田口門土塁は指定地					
				II-2-7. 北堀(幸田口門西)	×	-	-	-	-	-	○	×	×	市街地					
				II-2-8. 北堀(高台土屋敷分)	×	-	-	-	-	-	○	×	×	市街地					
				II-2-9. 北堀(元蔵北東面)	×	-	-	-	-	-	○	×	×	JR・私鉄用地					
				II-2-10. 北堀(元蔵西面)	×	-	-	-	-	-	○	×	×	JR・私鉄用地・国際医療福祉大					
		II-3	三の丸南城	II-3-1. 箱根口門	○	-	-	○	-	-	○	×	×	東側櫓台石垣等は指定地。櫓形西半は市道0087整備時に発掘調査。古写真有	ア・イ・エ		③④	D	
				II-3-2. 諸稽古所(別称「集成館」)及び二の丸堀沿い	○	-	-	○	-	-	○	○	×	藤棚臨時駐車場部分が指定地で城址公園の一部。三の丸小。三の丸小北側市道2201の歩道は桜並木	ア・イ		③④	D	
				II-3-3. 隅屋敷・大久保弥六郎邸	×	-	-	-	-	-	○	×	×	宅地					
				II-3-4. 箱根口門西土屋敷	×	-	-	-	-	-	○	×	×	スポーツ会館・宅地					
				II-3-5. 南堀(箱根口門西)・土塁	○	-	-	○	-	-	○	×	×	スポーツ会館裏三の丸土塁は指定地。堀を埋立て宅地化	ア・イ				
				II-3-6. 南堀(諸稽古所南面)・土塁(三の丸土塁)	○	-	-	○	-	-	○	×	×	三の丸小学校南の三の丸土塁は指定地。堀を埋立て宅地化。新道通り(市道2200)	イ				
				II-3-7. 南堀(隅屋敷・大久保弥六郎邸南面)	×	-	-	-	-	-	○	×	×	市街地・宅地(堀を埋立て宅地化)・新道通り(市道2200)。発掘調査で北条期堀確認					



表 5-5 史跡小田原城跡 地区別取り扱い方針等 5

大区分	中区分	小区分	現況							課題等	取り扱い方針										
			史跡指定	史跡指定地所有者					包蔵地		城址公園	急傾斜地	備考	特記事項	発掘調査等	追加指定	公有地化 (買取り・寄付等)				
				国	県	市	公	民													
Ⅲ	八幡山古郭	小田原城跡西部に延びる平坦的丘陵（八幡山丘陵）上にある。県立小田原高校周辺等が史跡指定地。小田原高校、宅地、山林など。東端部（東曲輪の一部）が史跡公園。																			
		Ⅲ-1	八幡山古郭 本曲輪	Ⅲ-1-1. 大土塁と西堀	○	-	○	-	-	-	○	×	×	大土塁付近（小田原高校）、西堀（東肩部の一部）が指定地。堀の未指定地は国有地	・追加指定（東曲輪上段の民有地、小田原高校用地内の国有地） ・急傾斜地対策	ア・イ	②③	D			
				Ⅲ-1-2. 曲輪上段	×	-	-	-	-	-	○	×	×	宅地。一部発掘調査例有		イ	③④	D			
				Ⅲ-1-3. 曲輪中段	×	-	-	-	-	-	○	×	×	宅地。一部発掘調査例有							
				Ⅲ-1-4. 曲輪下段と東堀	×	-	-	-	-	-	○	×	○	宅地。堀跡確認後埋蔵							
				Ⅲ-1-5. 北堀	×	-	-	-	-	-	○	×	×	道路敷・宅地。発掘調査で枝堀が障子堀と確認							
				Ⅲ-1-6. 南堀	○	-	-	○	-	-	○	×	○	一部が指定地。道路敷・宅地							
		Ⅲ-2	八幡山古郭 本丸八幡社跡(北条期)	Ⅲ-2-1. 八幡社・北堀 ・南堀ほか	×	-	-	-	-	-	○	×	○	地形を平場に造成。宅地							
		Ⅲ-3	八幡山古郭字八幡 (百段坂南東谷戸)	Ⅲ-3-2. 字八幡 (百段坂南東谷戸)	○	-	-	○	-	-	△	×	×	南西部が一部指定地。百段坂周辺。宅地。北東部が包蔵地外		イ・ウ	③⑥				
		Ⅲ-4	八幡山古郭 東曲輪	Ⅲ-4-1. 曲輪上段	×	-	-	-	-	-	○	×	○	宅地。上下段間地下を新幹線「小峰トンネル」通過		イ	②	C			
				Ⅲ-4-2. 曲輪下段	○	-	-	○	-	-	○	×	○	市史跡公園が指定地。公園周辺は民有地		ア・イ	②	D			
				Ⅲ-4-3. 曲輪下段東半部	×	-	-	-	-	-	×	×	×	東海道線開削時に地形・虎口等喪失。JR・私鉄線路敷		ウ	⑥	D			
				Ⅲ-4-4. 北堀	○	-	-	○	-	-	○	×	○	宅地		ア・イ	③				
				Ⅲ-4-5. 南堀	×	-	-	-	-	-	○	×	×	宅地、発掘調査で堀確認		イ					
		Ⅲ-5	八幡山古郭 西曲輪	Ⅲ-5-1. 曲輪	○	-	○	-	-	-	○		×	×	小田原高校。南部の国有地は未指定地	ア・イ	②	-			
				Ⅲ-5-2. 西堀と南西虎口	○	-	○	-	-	-	○										
				Ⅲ-5-3. 南堀	○	-	○	-	-	-	○	×	×								
				Ⅲ-5-4. 北堀と三味線堀虎口	○	-	○	-	-	-	○	×	○	三味線堀北縁以外は指定地（小田原高校）。新宮八幡社跡						③	D
		Ⅲ-6	八幡山古郭 鍛冶曲輪	Ⅲ-6-1. 曲輪東半	×	-	-	-	-	-	○	×	×	小田原市営テニスコート	イ		-				
				Ⅲ-6-2. 曲輪西半	×	-	-	-	-	-	○	×	×								
				Ⅲ-6-3. 曲輪東堀	×	-	-	-	-	-	○	×	×					宅地			
				Ⅲ-5-4. 曲輪北堀・北張出虎口	×	-	-	-	-	-	○	×	○					地形遺存。宅地			
		Ⅲ-7	八幡山古郭 藤原平	Ⅲ-7-1. 曲輪	○	-	○	-	-	-	○	×	○	小田原高校。市道 2336 北側、南端（国有地）は未指定地	ア・イ	②③	-				
				Ⅲ-7-2. 北堀	×	-	-	-	-	-	○	×	○					地形遺存。宅地ほか			
				Ⅲ-7-3. 南堀・大土塁	×	-	-	-	-	-	○	×	×					大土塁現存。堀地形一部道路。未指定部分は、大久保神社・国有地			
				Ⅲ-7-4. 八幡山大堀切	○	-	○	○	-	-	○	×	×					北端部と南端部以外指定地。小田原高校・道路敷（市道 0006）	ア・イ	③④	-
		Ⅲ-8	八幡山古郭 南曲輪	Ⅲ-8-1. 曲輪東半	×	-	-	-	-	-	○	×	×	宅地	イ		D				
				Ⅲ-8-2. 曲輪西半	◎	-	○	-	-	-	○	×	×					県指定天然記念物「神奈川県立小田原高等学校の樹叢」	ア	-	-
				Ⅲ-8-3. 東堀	×	-	-	-	-	-	○	×	×					宅地・道路	イ	③	D
				Ⅲ-8-4. 西堀	×	-	-	-	-	-	△	×	×					山林内・道路	イ・ウ	③⑥	





表 5-6 史跡小田原城跡 地区別取り扱い方針等 6

大区分	中区分	小区分	現況							課題等	取り扱い方針								
			史跡指定	史跡指定地所有者					包蔵地		城址公園	急傾斜地	備考	特記事項	発掘調査等	追加指定	公有地化 (買取り・寄付等)		
				国	県	市	公	民											
IV	天神山尾根・小峯畑	新堀・新堀土塁・天神山・清閑亭土塁など、天神山丘陵とその南縁を指したこれまでの「三の丸外郭」と堀（「新堀」）、これらの北に隣接し八幡山古郭の載る八幡山丘陵の南麓を形成する谷戸「小峯畑」を合わせ、新たに「天神山尾根・小峯畑」と呼称。学校・競輪場・宅地・山林。史跡指定地が点在し、一部が史跡公園（旧アジアセンター地点）。																	
		IV-1	小峯畑上段相洋中高校一帯	IV-1-1. 相洋中高校一帯	×	-	-	-	-	-	×	×	○	相洋中高校・宅地	・将来の活用・整備計画の検討 ・急傾斜地対策 ・登録有形文化財「清閑亭」（旧黒田長成侯爵別邸）については、史跡の保存や景観に影響のない範囲で、活用・改修等を図るものとする。 ・急傾斜地（土砂災害特別計画区域）では、史跡の保存に留意しつつ、関係部署等と協議し対策を検討する。	ウ	⑥	D	
		IV-2	小峯畑中段 旧「小峯調練場」一帯	IV-2-1. 競輪場	×	-	-	-	-	-	×	×	○	明治・大正期は一時競馬場、梅林公園。戦後競輪場		イ・ウ	①② ③⑥	C	
		IV-3	小峯畑下段 旧武家屋敷一帯	IV-3-1. 小峯畑下段 旧武家屋敷一帯	×	-	-	-	-	-	△	×	○	宅地		ア・イ	③	D	
		IV-4	天神山尾根頂部(旧閑院宮邸)	IV-4-1. 天神山尾根頂部と新堀土塁 ・新堀（旧アジアセンター地点付近）	○	-	-	○	-	○	○	×	○	旧アジアセンター地点付近（市史跡公園等）が指定地。宅地。		①③	D		
		IV-5	天神山囲郭 (小田原短期大学)一帯	IV-5-1. 天神山囲郭 西方尾根・新堀	○	-	-	○	-	-	○	×	○	斜面と堀跡等の一部が指定地。宅地・小田原短大		イ・ウ		③⑥	D
				IV-5-2. 天神山囲郭・方形堀	×	-	-	-	-	-	△	×	○	○		宅地・小田原短大	イ	③	
IV-6	天神山・清閑亭周辺一帯（天神下・瓦長屋）	IV-6-1. 天神山尾根・新堀	×	-	-	-	-	-	○	×	○	○	宅地・国際医療福祉大	ア・イ		①③	C		
		IV-6-2. 清閑亭土塁・新堀	○	-	-	○	-	-	○	×	○	○	登録有形文化財「清閑亭」（旧黒田長成侯爵別邸）と城郭遺構（土塁）が併存						
V	谷津・愛宕山	八幡山丘陵北麓と谷津丘陵上の総構北辺部の間にある、旧谷津村域の丘陵や谷あいを新たに「谷津・愛宕山」と呼称。大半が宅地。一部社寺地や畑地、西端に城山競技場、東端付近に鉄道用地等。百姓曲輪が史跡指定地。																	
		V-1	御前曲輪	V-1-1. 御前曲輪 (城山陸上競技場～慈眼寺一帯)	×	-	-	-	-	-	△	×	○	競技場・寺院・宅地・畑地等。競技場トラック内で中世堀遺構検出	・曲輪の実態不明瞭 ・急傾斜地対策	・百姓曲輪の未指定地（民有地）は、財産権を尊重しつつ所有者に積極的に働きかけ、追加指定やその後の土地の公有地化（買取り等）を積極的に推進する。	イ・ウ・エ	③⑥	D
		V-2	百姓曲輪	V-2-1. 百姓曲輪	○	-	-	○	-	-	○	×	○	堀を伴う尾根状壇。東端で入谷津まで縦堀。西端縦堀で大型障子堀。一部未指定地	・追加指定 ・急傾斜地対策	ア・イ・エ	①③	C	
		V-3	百姓曲輪入谷津	V-3-1. 百姓曲輪入谷津	×	-	-	-	-	-	○	×	○	百姓曲輪南麓。宅地	・周知の埋蔵文化財包蔵地外のエリアが多い ・急傾斜地（土砂災害特別計画区域）では、史跡の保存に留意しつつ、関係部署等と協議し対策を検討する。	イ	③	D	
		V-4	百姓曲輪東城	V-4-1. 百姓曲輪東城	×	-	-	-	-	-	△	×	○	畑地・宅地・浄永寺		イ・ウ	③⑥		
		V-5	槻坂	V-5-1. 槻坂	×	-	-	-	-	-	○	×	×	宅地。香沼姫旧居・墓碑		イ	③		
		V-6	旧法雲寺一帯	V-6-1. 旧法雲寺一帯	×	-	-	-	-	-	△	×	×	宅地		イ・ウ	③⑥		
		V-7	八幡曲輪	V-7-1. 八幡曲輪	×	-	-	-	-	-	×	×	○	城山中学校・宅地		ウ	⑥		
		V-8	入谷津	V-8-1. 八幡曲輪入谷津	×	-	-	-	-	-	×	×	○	宅地					
		V-9	城下(大谷津)	V-9-1. 城下(大谷津)	×	-	-	-	-	-	×	×	○	宅地。戦前「小田原競馬場」が位置		イ	③		
		V-10	谷津窪	V-10-1. 谷津窪	×	-	-	-	-	-	○	×	×	宅地・畑地		ウ	⑥		
		V-11	金ノ台	V-11-1. 金ノ台	×	-	-	-	-	-	○	×	×	宅地。谷津御鐘ノ台周辺地域		イ	③		
		V-12	金ノ台谷津	V-12-1. 金ノ台谷津大稲荷社一帯	×	-	-	-	-	-	×	×	○	○		大稲荷神社・福泉寺・宗円寺・宅地・畑地・線路敷	ウ	⑥	
				V-13-1. 愛宕山	×	-	-	-	-	-	○	×	○	○		宅地	イ	③	
V-13	愛宕山	V-13-2. 愛宕山東部 愛宕社一帯（削平）	×	-	-	-	-	-	×	×	×	×	小田原駅西口広場	ウ		⑥			
		V-14	愛宕下	V-14-1. 線路敷付近	×	-	-	-	-	-	×	×	×	線路敷・宅地ほか					



表 5-7 史跡小田原城跡 地区別取り扱い方針等 7

大区分	中区分	小区分	現況										課題等	取り扱い方針					
			史跡指定	史跡指定地所有者					包蔵地	城址公園	急傾斜地	備考		特記事項	発掘調査等	追加指定	公有地化(買取り・寄付等)		
				国	県	市	公	民											
VIa	総構北東面	小田原城下の北東面低地部一帯に展開する「総構」。江戸口見附(山王口見附)の一部、蓮上院土塁が史跡指定地。大半は宅地化進行。総構の痕跡は地籍図に残る。																	
		VIa-1	江戸口見附(山王口見附)	VIa-1-1. 山王口櫛形周辺	○	○	-	-	-	-	△	×	×	国道1号北側(新宿公民館)と南側(一里塚跡)が指定地(ともに国有地・昭和13年設置の文部省史跡境界標)。市街地・宅地・国道1号(東海道)。	・山王口見附付近、蓮上院土塁付近、小松原付近以外は周知の埋蔵文化財包蔵地外だが、地籍図では総構の痕跡を確認可能 ・回遊路の設定	・新宿公民館は、地下の遺構に影響ない範囲での改修は認める。 ・蓮上院土塁上に残る、戦時中の爆撃の穴は、復元せず「戦争遺跡」として残し、その位置付けを検討する(ただし、戦国期の「矢折れ」と誤解されないよう説明板等を工夫する)。 ・総構を包括した回遊ルートの設定を行う。 ・旧小田原少年院跡地は、古絵図・古写真・地籍図援用によって北縁部に総構の堀が埋蔵されている可能性高いため、機会をとらえ確認調査を実施し、追加指定の可能性を探る。	ア・イ・ウ・エ	③⑥	D
		VIa-2	山王口東	VIa-2-1. 山王口東広堀・城外街道域	×	-	-	-	-	△	×	×	市街地・宅地。		イ・ウ・エ	③⑥			
		VIa-3	山王口北	VIa-3-1. 山王口北広堀・北堀と周辺	×	-	-	-	-	△	×	×							
		VIa-4	蓮上院土塁	VIa-4-1. 蓮上院土塁	○	-	-	-	-	○	△	×	×	蓮上院境内の土塁が指定地(戦時中の爆撃で土塁に穴)。渋取川暗渠・一部宅地		ア・イ・ウ・エ	③⑥	A・D	
		VIa-5	渋取	VIa-5-1. 渋取張出一帯	×	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地。		ウ・エ	⑥	D		
		VIa-6	井細田口東	VIa-6-1. 井細田口東	×	-	-	-	-	×	×	×							
		VIa-7	井細田口	VIa-7-1. 井細田口	×	-	-	-	-	×	×	×	市街地。国道255号(甲州道)						
		VIa-8	井細田口西	VIa-8-1. 井細田口西	×	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地						
		VIa-9	小松原	VIa-9-1. 小松原	×	-	-	-	-	△	×	×	市街地・宅地・旧小田原少年院跡地。古写真等援用可		イ・ウ・エ	③⑥			
VIb	総構北西面	北西面丘陵部に展開する「総構」の堀・土塁が概ね良好に遺存。主要部(史跡指定地)は表面整備し、見学ポイントになっている。																	
		VIb-1	竜洞院裏	VIb-1-1. 竜洞院裏	○	-	-	-	-	○	○	×	○	土塁部分が指定地(民有地)。崖面削土	・指定地が不十分(指定地周辺が未指定) ・西側の山ノ神台西～稲荷森で堀地形が遺るところが未指定) ・民有地部分を含む一連の回遊路の設定(特に西側の城下張出～稲荷森西) ・急傾斜地対策	・西側で堀地形等が遺る未指定地部分の追加指定と、指定地(民有地)の公有地化(買取り等)を進め、将来的に既存の指定地と一体の回遊路を設定するよう努める。 ・総構を包括した回遊ルートの設定を行う。 ・古絵図・古写真・地籍図援用によって総構の堀が埋蔵されている可能性高い場所は、機会をとらえ確認調査を実施し、追加指定の可能性を探る。 ・急傾斜地(土砂災害特別計画区域)では、史跡の保存に留意しつつ、関係部署等と協議し対策を検討する。	ア・イ・エ	①②③	A・C・D
		VIb-2	谷津御鐘ノ台張出(伝「岩付台」)	VIb-2-1. 谷津御鐘ノ台張出部・高壇(伝岩付台)	○	-	-	○	-	○	○	×	○	土塁部分が指定地(市有地・民有地)。岩槻台張出部高壇に駐車場・宅地。崖面削土					
		VIb-3	谷津御鐘ノ台西(旧「史跡標柱西・史跡標柱・史跡標柱東」)	VIb-3-1. 谷津御鐘ノ台西(旧「史跡標柱西・史跡標柱・史跡標柱東」)	○	○	○	○	-	○	○	×	○	土塁部分が指定地(市有地・民有地)。堀跡東部は宅地、西部は山林					
		VIb-4	城源寺	VIb-4-1. 城源寺	○	○	-	-	-	○	○	×	×	堀・土塁部分が指定地(国・県・市有地、民有地)。寺域、宅地、県道74号					
		VIb-5	城下張出	VIb-5-1. 城下張出	○	-	-	○	-	○	○	×	○	堀・土塁部分が指定地(市有地・民有地)。張出部分整備。宅地・畑地					
		VIb-6	山ノ神台東	VIb-6-1. 山ノ神台東	○	-	-	○	-	○	○	×	○	堀・土塁部分が指定地(民有地)。堀地形に茶畑連続					
		VIb-7	山ノ神台	VIb-7-1. 山ノ神台	×	-	-	-	-	○	×	×	×	総構北西部最大の台地平場・眺望地点。畑地・果樹園・宅地		イ・エ	C		
		VIb-8	山ノ神台西	VIb-8-1. 山ノ神台西	○	-	-	○	-	○	○	×	○	堀・土塁部分が指定地(民有地)。堀地形に畑地		ア・イ・エ	A・C		
		VIb-9	山ノ神堀切東	VIb-9-1. 山ノ神堀切東	○	-	-	○	-	○	○	×	×	堀・土塁部分が指定地(民有地)。堀地形に畑地					
		VIb-10	山ノ神堀切	VIb-10-1. 山ノ神堀切	○	-	-	-	○	-	○	×	×	堀切付近が指定地(公社有地)。堀切地形に畑地					
		VIb-11	山ノ神堀切西	VIb-11-1. 山ノ神堀切西	○	-	-	-	○	-	○	×	×	堀・土塁部分が一部指定地(公社有地)。堀地形に畑地					
		VIb-12	桜馬場	VIb-12-1. 桜馬場	×	-	-	-	-	○	×	×	×	VIb-11. 13. 14. の内側台地平場。南半包蔵地外。畑地・宅地		イ・エ	C		
		VIb-13	稲荷森	VIb-13-1. 稲荷森	○	-	-	○	○	-	○	×	×	堀部分等が指定地(市・公社有地)。堀地形。竹林。歩行可		ア・イ・エ	A・C		
VIb-14	稲荷森西	VIb-14-1. 稲荷森西	×	-	-	-	-	○	×	×	×	堀地形・竹林		イ・エ	C				



表 5-8 史跡小田原城跡 地区別取り扱い方針等 8

大区分	中区分	小区分	現況							課題等	取り扱い方針								
			史跡指定	史跡指定地所有者					包蔵地		城址公園	急傾斜地	備考	特記事項	発掘調査等	追加指定	公有地化 (買取り・寄付等)		
				国	県	市	公	民											
VIc	総構小峯御鐘ノ台	戦国時代小田原城の丘陵部西端防備の要所（虎口、櫓台、三重大堀切ほか）。総構の姿を最もよく体感できるとともに、対峙する石垣山への眺望が開けている場所。大堀切等主要部が史跡指定地。																	
		VIc-1	小峯御鐘ノ台大堀切東堀	VIc-1-1. 小峯御鐘ノ台大堀切東堀	○	白	-	○	-	-	○	×	○	主要部は概ね指定地（市有地）。遺構遺存良好。未指定の平場有（白地）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地周辺の追加指定（堀地形等がのこるところが未指定）</li> <li>・大堀切東堀にある未指定の平場（白地）の取り扱い</li> <li>・民有地部分を含む一連の回遊路の設定とそれに伴う便益施設の設置</li> <li>・急傾斜地対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小峯御鐘ノ台大堀切東堀にある白地は、周辺の指定地と一体の活用を図るため、財務省との協議を進め積極的に追加指定を図る。</li> <li>・堀地形等が遺る未指定地部分の追加指定と、民有地（指定地）の公有地化（買取り等）を進め、将来的に既存の指定地と一体の回遊路を設定するよう努めるとともに、指定地周辺への便益施設の設置を図る。</li> <li>・総構を包括した回遊ルートの設定を行うとともに、谷津・愛宕山、八幡山古郭、天神山尾根・小峯畑方面への回遊ルートも設定する。</li> <li>・古絵図・古写真・地籍図援用によって総構の堀が埋蔵されている可能性高い場所は、機会をとらえ確認調査を実施し、追加指定の可能性を探る。</li> <li>・急傾斜地（土砂災害特別計画区域）では、史跡の保存に留意しつつ、関係部署等と協議し対策を検討する。</li> </ul>	ア・イ・エ	①②③	A・C
		VIc-2	小峯御鐘ノ台大堀切中堀	VIc-2-1. 小峯御鐘ノ台大堀切中堀	○	-	-	○	-	-	○	×	×	主要部は概ね指定地（市有地）。遺構遺存良好。一部埋立。堀底は市道					
		VIc-3	小峯御鐘ノ台大堀切西堀	VIc-3-1. 小峯御鐘ノ台大堀切西堀	○	-	-	○	-	○	○	×	×	主要部は概ね指定地（市有地）。遺構遺存良好。一部埋立					
		VIc-4	小峯御鐘ノ台大堀切西堀北端東（旧「小峯御鐘ノ台大堀切東」）	VIc-4-1. 小峯御鐘ノ台大堀切北端東	○	-	-	○	-	○	○	×	○	堀・土塁部分が指定地（市有地・民有地）。堀地形遺存					
		VIc-5	小峯御鐘ノ台	VIc-5-1. 小峯御鐘ノ台	×	-	-	-	-	-	○	×	×	畑地・果樹園・城南中グラウンド			イ・エ	C	
		VIc-6	小峯御鐘ノ台北東（旧「小峯御鐘ノ台大堀切西」）	VIc-6-1. 小峯御鐘ノ台北東	×	-	-	-	-	-	○	×	○	堀地形遺存。果樹園					
		VIc-7	小峯御鐘ノ台北西（旧「一枚島東」）	VIc-7-1. 小峯御鐘ノ台北西	○	-	-	-	-	○	○	×	○	堀・土塁部分が指定地（民有地）。堀地形遺存。果樹園			ア・イ・エ	A・C	
		VIc-8	小峯御鐘ノ台西端曲輪（旧「一枚畑櫓台」）	VIc-8-1. 西端曲輪平場・櫓台・北面入堀（虎口）・南面入堀（虎口）	○	-	-	-	-	○	○	×	×	地形遺存。畑地・送電線鉄塔。南面入堀（虎口）が指定地（民有地）					
		VIc-9	小峯御鐘ノ台西端曲輪北（旧「一枚島北」）	VIc-9-1. 西端曲輪北	○	-	-	-	-	○	○	×	○	堀が指定地（民有地）。堀地形遺存。畑地					
		VIc-10	小峯御鐘ノ台西端曲輪西（旧「一枚島西」）	VIc-10-1. 西端曲輪西	○	-	-	-	-	○	○	×	×	堀が指定地（民有地）。堀遺構埋蔵。西端部削土					
		VIc-11	小峯御鐘ノ台西端曲輪南（旧「一枚島南」）	VIc-11-1. 西端曲輪南	○	-	-	-	-	○	○	×	○	堀が指定地（民有地）。堀地形遺存。堀向競輪駐車場					
		VIc-12	小峯御鐘ノ台南西（旧「香林寺山西」）	VIc-12-1. 小峯御鐘ノ台南西	○	-	-	○	-	○	○	×	○	堀・土塁等が指定地（市有地・民有地）。山林。堀地形遺存					
		VIc-13	小峯御鐘ノ台南東（旧「香林寺山東」）	VIc-13-1. 小峯御鐘ノ台南東	○	-	-	○	-	○	○	×	○	堀が指定地（市有地・民有地）。城南中・山林。崖面削土					
VIc-14	毒榎平	VIc-14-1. 城山公園	×	-	-	-	-	-	○	×	○	高木樹林・公園・慰霊塔	イ・エ	C					
		VIc-14-2. 小峯貯水池一帯	×	-	-	-	-	-	○	×	×	市水道貯水施設							



表 5-9 史跡小田原城跡 地区別取り扱い方針等 9

大区分	中区分	小区分	現況							課題等	取り扱い方針							
			史跡指定	史跡指定地所有者				包蔵地	城址公園		急傾斜地	備考	特記事項	発掘調査等	追加指定	公有地化 (買取り・寄付等)		
				国	県	市	公										民	
VI d	総構南西面	秀吉の石垣山城（史跡石垣山）に正対する西端丘陵の南東部から低地部海岸までの長大な堀と土塁。一部を除き宅地化。丘陵部の宅地と低地部の一部が史跡指定地。総構の痕跡は地籍図に残る。																
		VI d-1	上二重外張	VI d-1-1. 上二重外張 西半張出湾入部	○	-	-	○	-	○	○	×	○	堀部分が指定地（市有地・民有地）。山林等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上二重外張～二重外張の指定地内の住宅建替え計画への対応</li> <li>・急傾斜地対策</li> <li>・板橋口見附～下河原は包蔵地外（地籍図上は総構の痕跡有）</li> </ul>	ア・イ・エ	③	B・D
				VI d-1-2. 上二重外張東半部	○	-	-	-	○	○	×	×	堀部分が指定地（市有地・民有地）。宅地・道路等					
		VI d-2	二重外張	VI d-2-1. 二重外張	○	-	-	○	-	○	○	×	×	堀部分が指定地（民有地）。宅地		イ・エ		D
		VI d-3	伝肇寺西	VI d-3-1. 伝肇寺西	×	-	-	-	-	-	○	×	×	宅地				
		VI d-4	鉄砲矢場	VI d-4-1. 鉄砲矢場	×	-	-	-	-	-	○	×	○	宅地。発掘で堀確認		ア・イ・エ		
		VI d-5	板橋口見附 (上方口見附)	VI d-5-1. 光円寺・居神社	○	-	-	-	-	○	○	×	○	新幹線用地（線路・小峰トンネル南出入口）が指定地（堀跡に線路）。光円寺・墓地に土塁。宅地等				
				VI d-5-2. 板橋(上方)口見附 (番所/足軽長屋)	×	-	-	-	-	-	○	×	×	×		国道1号・宅地等	イ・エ	
		VI d-6	下河原	VI d-6-1. 下河原	×	-	-	-	-	-	×	×	×	宅地・用水路等		ウ	⑥	
		VI d-7	早川口遺構	VI d-7-1. 早川口遺構二重外張	○	-	-	○	-	-	○	×	×	「早川口遺構二重外張」（史跡公園、市有地）が指定地。宅地・用水路等		ア・イ・エ	③	
VI d-8	早川口	VI d-8-1. 早川口 (旧感応寺と南隣区域)	×	-	-	-	-	-	×	×	×	宅地等・熱海街道	ウ・エ	⑥				
VI e	総構南東面(海岸)	秀吉の水軍と対峙した海岸土塁と幕末の砲台があった。宅地化が進行し、海岸線に西湘バイパス。史跡指定地はなく全域が周知の埋蔵文化財包蔵地外。一部に総構の土塁が遺存し、地籍図に土塁及び幕末期台場痕跡。																
		VI e-1	新久(荒久)西	VI e-1-1. 新(荒)久浜西	×	-	-	-	-	-	×	×	×	宅地。一部土塁痕跡。市指定史跡「平成輔の墓所」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地なし（土塁が一部遺存し、地籍図上は総構、台場の痕跡有）</li> </ul>	ウ・エ	⑥	D
		VI e-2	新久(荒久)台場	VI e-2-1. 新久台場	×	-	-	-	-	-	×	×	×	台場痕跡視認。市街地・宅地				
		VI e-3	新久(荒久)東	VI e-3-1. 新(荒)久浜東 (大蓮寺・浜蔵前)	×	-	-	-	-	-	×	×	×	宅地・寺院地				
		VI e-4	御幸ノ浜西	VI e-4-1. 御幸ノ浜西 (主水屋敷、正恩寺前)	×	-	-	-	-	-	×	×	×	宅地・寺院地。滄浪閣跡に土塁（「滄浪閣土塁」）				
		VI e-5	御幸ノ浜東	VI e-5-1. 御幸ノ浜東 (千度(船頭)小路前)	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地・漁師町・寺院地等。寺院内に一部土塁痕跡				
		VI e-6	代官町台場	VI e-6-1. 代官町台場	×	-	-	-	-	-	×	×	×	台場痕跡視認。台場跡石垣上に明治天皇行幸碑。市街地・宅地				
		VI e-7	万町	VI e-7-1. 万町	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地				
		VI e-8	万町台場	VI e-8-1. 万町台場	×	-	-	-	-	-	×	×	×	台場痕跡視認。市街地・宅地				
		VI e-9	古新宿	VI e-9-1. 古新宿	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地				
VI e-10	山王口南	VI e-10-1. 山王口南 (北条期山王口)	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地						
VII a	東海道筋東半部一帯	東海道江戸口見附（山王口見附）から甲州道交点まで。一部国道（1号線）筋も含め東海道の道筋は現代もほぼ踏襲。史跡指定地・周知の埋蔵文化財包蔵地ともになし。																
		VII a-1	新宿町	VII a-1-1. 新宿町	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地、宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包蔵地の有無の確認</li> </ul>	ウ・エ	⑥	D
		VII a-2	唐人町・会所蔵	VII a-2-1. 唐人町東半・西半 (会所蔵・宝仙寺)	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地。伝漂着唐人町				
		VII a-3	抹香町	VII a-3-1. 抹香町・抹香町南隣 寺院群跡	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地				
VII a-4	十王町	VII a-4-1. 十王町	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地						





表 5-10 史跡小田原城跡 地区別取り扱い方針等 10

大区分	中区分	小区分	現況							課題等	取り扱い方針								
			史跡指定	史跡指定地所有者					包蔵地		城址公園	急傾斜地	備考	特記事項	発掘調査等	追加指定	公有地化 (買取り・寄付等)		
				国	県	市	公	民											
VIIb	古東海道筋一帯	東海道南側、海岸段丘上に北条期（戦国期）～江戸初期の古東海道筋が現存。伝承地名、古跡を残す。											・包蔵地の有無の確認		ウ・エ	⑥	D		
		VIIb-1	古新宿	VIIb-1-1. 古新宿東半・西半部鍋町（北条期鋳物師住）	×	-	-	-	-	-	×	×						×	市街地・宅地・北条稲荷
		VIIb-2	万町	VIIb-2-1. 万町	×	-	-	-	-	-	×	×						×	市街地・宅地
		VIIb-3	高梨町	VIIb-3-1. 高梨町東海道北・南	×	-	-	-	-	-	×	×						×	
		VIIb-4	千度小路 (野沢横町)	VIIb-4-1. 千度小路 (野沢横町) 東・西	×	-	-	-	-	-	×	×						×	
		VIIb-5	代官町 (雁木町)	VIIb-5-1. 代官町・雁木町・ 代官町南隣寺院地（無量寺・妙泉寺）	×	-	-	-	-	-	×	×						×	
		VIIb-6	茶畑町	VIIb-6-1. 茶畑町	×	-	-	-	-	-	×	×						×	
		VIIb-7	町組	VIIb-7-1. 町組	×	-	-	-	-	-	×	×						×	
VIIc	東海道筋西半部一帯 (甲州道交点より西)	甲州道との交点より西方上方（板橋）口まで、現在の国道1号南北両側の町筋と関連区域。一部を除き周知の埋蔵文化財包蔵地。史跡指定地なし。											・包蔵地外部分の埋蔵文化財の存否確認 ・急傾斜地対策	・急傾斜地（土砂災害特別計画区域）では、追加指定の可能性に留意しつつ、関係部署等と協議し対策を検討する。	イ・エ	③	D		
		VIIc-1	宮前町 (松原明神・宝蔵院・玉滝坊・浜手口門)	VIIc-1-1. 宮前町東海道北・南・宮小路北側浜手口門・三寺社松原明神 宝蔵院 玉滝坊) 域	×	-	-	-	-	-	○	×						×	市街地・宅地
		VIIc-2	本町	VIIc-2-1. 本町 東海道北・南	×	-	-	-	-	-	○	×						×	
		VIIc-3	中宿町	VIIc-3-1. 中宿町 東海道北・南	×	-	-	-	-	-	○	×						×	
		VIIc-4	欄干橋町	VIIc-4-1. 欄干橋町 東海道北・南	×	-	-	-	-	-	○	×						×	市街地・宅地。欄干橋は箱根口門の橋
		VIIc-5	筋違橋町	VIIc-5-1. 筋違橋町 東海道北・南	×	-	-	-	-	-	○	×						×	市街地・宅地
		VIIc-6	山角町	VIIc-6-1. 山角町 東海道北・南	×	-	-	-	-	-	○	×						×	市街地・宅地（山角は北条氏重臣名）
		VIIc-7	御組長屋	VIIc-7-1. 御組長屋	×	-	-	-	-	-	○	×						○	市街地・宅地
		VIIc-8	玉伝寺	VIIc-8-1. 玉伝寺	×	-	-	-	-	-	△	×						○	寺域・宅地
		VIIc-9	狩野殿小路	VIIc-9-1. 狩野殿小路 東・西	×	-	-	-	-	-	△	×						×	市街地・宅地。北部を除き包蔵地外
		VIIc-10	諸白小路	VIIc-10-1. 諸白小路 東・西	×	-	-	-	-	-	△	×						×	
		VIIc-11	天神小路	VIIc-11-1. 天神小路 東・西	×	-	-	-	-	-	△	×						×	
		VIIc-12	御厩小路 (熱海街道)	VIIc-12-1. 御厩小路 東・西	×	-	-	-	-	-	△	×						×	
		VIIc-13	大久寺小路	VIIc-13. 大久寺小路	×	-	-	-	-	-	△	×						×	
VIIc-14	大久寺 (大久保家菩提寺)	VIIc-14. 大久寺	×	-	-	-	-	-	×	×	×	寺域。市指定史跡「大久保一族の墓所」							
VII d	甲州道筋北半部一帯	井細田口から南下する甲州道（国道255号）の鍵折れ部須藤町まで、両側の町筋と関連区域。史跡指定地・周知の埋蔵文化財包蔵地ともになし。											・包蔵地の有無の確認		ウ・エ	⑥	D		
		VII d-1	竹花広小路	VII d-1-1. 竹花広小路・竹花町甲州道東	×	-	-	-	-	-	×	×						×	市街地・宅地
		VII d-2	先町	VII d-2-1. 先町（足軽長屋） 甲州道東・西	×	-	-	-	-	-	×	×						×	市街地・宅地。 鍵折旧路地形
		VII d-3	裏組	VII d-3. 裏組（足軽長屋）	×	-	-	-	-	-	×	×						×	市街地・大稲荷元社（田中稲荷）
		VII d-4	竹花町	VII d-4-1. 竹花町 甲州道東・西	×	-	-	-	-	-	×	×						×	市街地・宅地
		VII d-5	半幸町	VII d-5. 半幸町	×	-	-	-	-	-	×	×						×	
		VII d-6	須藤町	VII d-6-1. 須藤町 甲州道東・西	×	-	-	-	-	-	×	×						×	
		VII d-7	手代町	VII d-7. 手代町	×	-	-	-	-	-	×	×						×	
VII d-8	三軒屋	VII d-8. 三軒屋	×	-	-	-	-	-	×	×	×								



表 5-11 史跡小田原城跡 地区別取り扱い方針等 11

大区分	中区分	小区分	現況										課題等	取り扱い方針					
			史跡指定	史跡指定地所有者					包蔵地	城址公園	急傾斜地	備考		特記事項	発掘調査等	追加指定	公有地化(買取り・寄付等)		
				国	県	市	公	民											
VIIe	甲州道筋南半部一帯	甲州道鍵折れ部(大工町)から東海道の交点(青物町)までの、甲州道両側の町筋と関連区域。史跡指定地・周知の埋蔵文化財包蔵地ともになし。													・包蔵地の有無の確認		ウ・エ	⑥	D
		VIIe-1	大工町	VIIe-1-1. 大工町 甲州道北・南	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地					
		VIIe-2	台宿町	VIIe-2-1. 台宿町 甲州道東・西	×	-	-	-	-	-	×	×	×						
		VIIe-3	牢屋町	VIIe-3-1. 牢屋町	×	-	-	-	-	-	×	×	×						
		VIIe-4	一丁田町	VIIe-4-1. 一丁田町 甲州道東・西	×	-	-	-	-	-	×	×	×						
		VIIe-5	山上横町	VIIe-5. 山上横町	×	-	-	-	-	-	×	×	×						
		VIIe-6	誓願町	VIIe-6. 誓願町	×	-	-	-	-	-	×	×	×						
VIIe-7	青物町	VIIe-7-1. 青物町 甲州道東・西	×	-	-	-	-	-	×	×	×								
VIIf	大手前一帯	大手口門と三の丸東堀、大手道(御成道)に関わる大手前区域。現在ビジネス・商店街。史跡指定地なし。一部周知の埋蔵文化財包蔵地。													・丸馬出の存否確認 ・包蔵地外部分の埋蔵文化財の存否確認	・古絵図・古写真・地籍図援用によって、丸馬出などの埋蔵されている可能性高い場所は、機会をとらえ確認調査を実施し、周知の埋蔵文化財包蔵地に入れるとともに、将来的に追加指定の可能性を探る。	ウ・エ	⑥	D
		VIIf-1	大手前	VIIf-1-1. 大手道北側	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地					
				VIIf-1-3. 大手道南堀端	×	-	-	-	-	-	△	×	×	市街地・宅地。一部包蔵地					
				VIIf-1-4. 三の丸東堀大手口南埋蔵丸馬出(前期大久保時代)	×	-	-	-	-	-	○	×	×	『加藤図』記載。遺構未確認(包蔵地)					
		VIIf-2	割屋敷	VIIf-2-1. 割屋敷(大手道北側)	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地					
VIIf-3	林学	VIIf-3-1. 林学小路南・林学横町東・林学横町西	×	-	-	-	-	-	×	×	×								
VIIg	幸田・揚土一帯(門外)	幸田口門外北側から小田原駅・鉄道敷にかけての一帯。ビジネス街・商店街。史跡指定地なし。一部周知の埋蔵文化財包蔵地。													・包蔵地外部分の埋蔵文化財の存否確認		ウ・エ	⑥	D
		VIIg-1	上幸田・幸田門外一帯	VIIg-1-1. 上幸田	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地					
		VIIg-2	下幸田・幸田門外一帯	VIIg-2-1. 下幸田	×	-	-	-	-	-	×	×	×						
		VIIg-3	藪幸田	VIIg-3. 藪幸田	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地					
		VIIg-4	新蔵	VIIg-4. 新蔵	×	-	-	-	-	-	×	×	×	小田原駅・東口駅前					
		VIIg-5	揚土	VIIg-5-1. 揚土駅東口・西口	×	-	-	-	-	-	×	×	×						
		VIIg-6	日向屋敷	VIIg-6. 日向屋敷	×	-	-	-	-	-	△	×	×	小田原駅東口・市街地。一部包蔵地					
		VIIg-7	鍋弦小路	VIIg-7. 鍋弦小路	×	-	-	-	-	-	×	×	×	小田原駅西口・市街地・宅地					
VIIg-8	高(鷹)部屋	VIIg-8-1. 高(鷹)部屋・高部屋北隣大乘寺・永久寺域	×	-	-	-	-	-	×	×	×	小田原駅東口。寺域・市街地・宅地。市指定史跡「北条氏政・氏照の墓所」							
VIIh	新馬場・花の木一帯(渋取口内)	総構北東面・渋取口内側一帯の控えの区域。住宅、事務所、商店、町工場混在の市街地。史跡指定地なし。一部周知の埋蔵文化財包蔵地。													・包蔵地外部分の埋蔵文化財の存否確認		ウ・エ	⑥	D
		VIIh-1	大新馬場・江戸組	VIIh-1-1. 大新馬場通北・南・大新馬場北隣江戸組	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地					
		VIIh-2	中新馬場	VIIh-2-1. 中新馬場通北・南	×	-	-	-	-	-	×	×	×						
		VIIh-3	渋取	VIIh-3. 渋取	×	-	-	-	-	-	×	×	×	宅地。「渋取口」伝承地					
		VIIh-4	花の木	VIIh-4-1. 花の木北半・南半(連上院・新玉小一帯)	×	-	-	-	-	-	△	×	×	市街地・宅地。「蓮上院土塁」付近のみ包蔵地					
		VIIh-5	瓦屋敷	VIIh-5. 瓦屋敷	×	-	-	-	-	-	△	×	×						
		VIIh-6	稲荷組	VIIh-6. 稲荷組	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地					
		VIIh-7	郡組	VIIh-7. 郡組	×	-	-	-	-	-	×	×	×						
		VIIh-8	八反畑(七枚橋)	VIIh-8. 八反畑(七枚橋)	×	-	-	-	-	-	×	×	×						
VIIh-8	本源寺前	VIIh-9. 本源寺前	×	-	-	-	-	-	×	×	×								



表 5-12 史跡小田原城跡 地区別取り扱い方針等 12

大区分	中区分	小区分	現況								課題等	取り扱い方針									
			史跡指定	史跡指定地所有者					包蔵地	城址公園		急傾斜地	備考	特記事項	発掘調査等	追加指定	公有地化 (買取り・寄付等)				
				国	県	市	公	民													
VII i	西海子・御花畑一帯	総構南端部、早川口に対応する重臣屋敷・武家屋敷地区で、のちに別荘地・住宅地。史跡指定地・周知の埋蔵文化財包蔵地ともなし。																			
		VII i-1	安斎小路	VII i-1-1. 安斎小路東・西	×	-	-	-	-	-	×	×	×	市街地・宅地	・包蔵地の有無の確認	ウ・エ	⑥	D			
		VII i-2	西海子小路	VII i-2-1. 西海子小路北（安斎小路沿い）・諸白小路東・諸白小路西・天神小路西・西海子小路南	×	-	-	-	-	-	×	×	×								
		VII i-3	御花畑・大蓮寺横町	VII i-1. 御花畑・御花畑東大蓮寺側	×	-	-	-	-	-	×	×	×								
		VII i-4	御浜御殿	VII i-4. 御浜御殿	×	-	-	-	-	-	×	×	×								
VIII	府外小田原合戦陣場・屋敷・要害	総構の外（府外）の小田原合戦陣場・屋敷・要害で、遺構が残る場所と伝承地等が混在。今後の調査進展を待つ必要あり。多くが周知の埋蔵文化財包蔵地だが、史跡指定地なし。																			
		VIII-1	北条幻庵屋敷	北条幻庵屋敷	×	-	-	-	-	-	○	×	-	畑地・宅地。一部発掘で堀跡確認	・将来の取扱いの方向性の検討	イ・エ	③	D			
		VIII-2	下堀方形居館	下堀方形居館（北条幻庵領有地）	×	-	-	-	-	-	○	×	-	宅地・畑地							
		VIII-3	根府川城	根府川城（小田原合戦前進防衛線長城）	×	-	-	-	-	-	×	×	-	畑地・果樹園・林					ウ・エ	⑥	
		VIII-4	御所山	御所山（二郭、堀、土塁、虎口）	×	-	-	-	-	-	○	×	-	山林。関白道に接続					イ・エ	③	
		VIII-5	富士山陣場	富士山（細川忠興）陣場（小田原攻め時の包囲陣場）	×	-	-	-	-	-	△	×	-	畑地・果樹園・山林・境内地。土塁、石積、堀跡等が目視できる。「小田原合戦」当初は北条方の出城との見方もある。	・地元住民や地権者から、保存・史跡指定要望あり ・急傾斜地対策	・将来的に保存、史跡追加指定を前提に取り扱う。 ・急傾斜地（土砂災害特別計画区域）では、追加指定に留意しつつ、関係部署等と協議し対策を検討する。	イ・ウ・エ	②③⑥			
		VIII-6	今井陣場	今井徳川陣場（小田原攻め時の包囲陣場）	×	-	-	-	-	-	△	×	-	畑地（一面に東照神社）・宅地。市指定建造物「徳川家康陣地跡の碑」。地籍図で範囲や土塁・堀跡確認可能					将来の取扱いの方向性の検討		③⑥
		VIII-7	酒井陣場	町田酒井陣場（小田原攻め時の包囲陣場）	×	-	-	-	-	-	○	×	-	宅地。発掘調査で堀跡検出					イ・エ	③	
		VIII-8	多古白山台地北島陣場	多古北島陣場（小田原攻め時の包囲陣場）	×	-	-	-	-	-	○	×	-	畑地・山林。発掘で堀跡確認							
		VIII-9	朝ヶ坂蒲生陣場	朝ヶ坂蒲生陣場（小田原攻め時の包囲陣場）	×	-	-	-	-	-	○	×	-	畑地・山林							
		VIII-10	天子台羽柴秀次陣場	天子台羽柴秀次陣場（小田原攻め時の包囲陣場）	×	-	-	-	-	-	×	×	-						ウ・エ	⑥	
		VIII-11	上台羽柴秀勝陣場	上台羽柴秀勝陣場（小田原攻め時の包囲陣場）	×	-	-	-	-	-	○	×	-						イ・エ	③	
		VIII-12	水之尾宇喜多陣場	水之尾宇喜多陣場（小田原攻め時の包囲陣場）	×	-	-	-	-	-	×	×	-						ウ・エ	⑥	
		VIII-13	風祭丸塚山織田信包陣場	風祭丸塚山織田信包陣場（小田原攻め時の包囲陣場）	×	-	-	-	-	-	×	×	-	山林							
		VIII-14	荻窪仕寄陣場	詳細不明	×	-	-	-	-	-	○	×	-	関東学院大学					イ・エ	③	
VIII-15	その他	市指定史跡「稲葉一族の墓所」など	×	-	-	-	-	-	×	×	-	「稲葉一族の墓所」は平成29年度に台風被害から復旧	ウ・エ	⑥							



## 第6章 保存・管理

---

### ■ 6-1 方向性

史跡小田原城跡の保存・管理に関する方向性は、「5-2 基本方針」に示したとおりであるが、史跡の本質的価値を未来に伝え、地域全体で史跡を守るための史跡保存活用計画(本計画)を策定し、適切に運用することが保存・管理の基本となる。

そのために、史跡全体の現状(史跡指定地番の現況・所有者状況、土地の状況等)をさらに把握し、植栽まで含めた保存管理方針を示すこととする。また、史跡指定地外を含めた小田原城跡全体を包括した地区区分を設定し、史跡指定に値する遺構が所在する土地や、発掘調査などの成果で史跡指定に値する遺構が発見された土地の、史跡の追加指定に努めるものとする。さらに、史跡の保存に万全を期するため、所有者の財産権を尊重しつつ史跡指定地の公有地化(買取り・寄付等)を推進する方向性とする。

これらに加え、史跡の保存のため事前相談を含む現状変更手続きの徹底を図ることとする。

### ■ 6-2 方法

#### ◆ 6-2- (1) 地区別の保存・管理方法

第2章の「2-3-(1) 地区区分・名称の設定」「2-3-(2) 各地区の概要」に示した小田原城跡全体を包括した地区分類・地区区分をもとに保存管理を行うものとする。その概要を、表5-1～5-12の右半の「取り扱い方針」に示した。なお、小田原城址公園と近接するエリアの史跡指定地と一体の地番表示のみある白地等(二の丸東堀や弁財天曲輪の市道2210等)は、史跡と同等に取り扱い、今後登記等を検討するものとする。

#### ◆ 6-2- (2) 史跡小田原城跡を構成する諸要素の保存・管理方法

「3-2 史跡小田原城跡を構成する諸要素」の図3-1・表3-1に示した要素は、以下の3つに細分される。

- 「A 本質的価値を構成する諸要素」
- 「B 本質的価値に関連する諸要素」
- 「C その他の諸要素」

### 【A 本質的価値を構成する諸要素】

「本質的価値を構成する諸要素」は、曲輪、堀跡、土塁、石垣、地下遺構などや、これらが位置する地形が最重要要素であり、「現状保存」を原則とする。文化財保護法による史跡の取り扱いに基づき、最も厳しい保護体制を敷き、整備や管理目的と学術的に必要な発掘調査など、原則として保存管理、整備活用以外を目的とした現状変更は行わない。

### 【B 本質的価値に関連する諸要素】

「本質的価値に関連する諸要素」は、史跡の指定年代(戦国時代～江戸時代)の前後を構成する遺構・遺物や建造物など(「B-a 大森氏以前に形成された諸要素」と「B-b 近代に形成された諸要素」と、「B-c 史跡の保存・活用に関連する諸要素」に分類することができる。

前者のうち、「B-a 大森氏以前に形成された諸要素」は、「小田原城の成り立ち」に関する要素を含むことから、今後の発掘調査等の進展により、「本質的価値を構成する諸要素」に組み入れられる可能性も考えられる。

また、「B-b 近代に形成された諸要素」については、「小田原御用邸の遺構」など、近代以後の小田原城跡の土地利用のあり方を示すものである。その中のひとつ、登録有形文化財「清閑亭」(旧黒田長成侯爵別邸)は、清閑亭土塁を意識し、そこから海への眺望を求めて建設されたものである。このように、史跡指定地内にある近代以後の建築物は、史跡の保存に影響のない範囲での保存・活用を図り、建築物としての価値は認められるが必ずしも史跡指定地内に存在する必要のない建築物と区別し、保存等を検討していく必要がある。

「B-c 史跡の保存・活用に関連する諸要素」は、保存施設(標識・説明板等)と、復元整備された遺構や建物、遺構表示などである。

保存施設は、史跡の内容を説明し、史跡の指定地の範囲を示すものであり、適切な保存・管理に努めるものとする。なお、説明板は古くなったり、発掘調査などの成果により新たな情報が得られた際には、内容を更新し、来訪者等に新しい情報を伝えるよう努めるものとする。

### 【C その他の諸要素】

「C-a 公園関係施設などの諸要素」は、小田原城址公園内の各施設や、史跡指定地内の植栽などである。

小田原城址公園内の動物園は動物の寿命を見据えて施設の撤去を進め、遊園地は遊具の耐用年数を見据え段階的に撤去を検討する。また、小田原市郷土文化館や旧図書館は、指定地外への移転を図っていくものとする。また、その他の公園施設(駐車場・トイレ・売店等の便益施設)は当面は史跡の保存に影響のない範囲で維持する。しかし、馬屋曲輪南堀に位置する「藤棚臨時バス駐車場」や本丸の鉄門跡に位置するトイレなど、将来の史跡整備に支障があるものについては、適切な場所に移転を検討していくものとする。特に駐車場は、史跡指定地外への移転を促進し、史跡指定地内に新たなものは作らないこととする。



「C-b その他の要素」は、史跡指定地内の地権者の財産権を尊重しつつ、現状変更手続きに則った史跡の保存を図っていくことを原則とする。ただし、地権者から申し出があった場合には、早急に公有地化(買取り等)を行うこととする。

#### ◆ 6-2- (3) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取り扱い方針及び取り扱い基準

史跡に指定されている土地は、史跡の価値を構成する要素である遺構の保存や、景観に影響を与えるような行為を行う場合には、文化財保護法の規定(文化財保護法第125条)によって、事前に国や市の許可が必要になる。

具体的には、造成・盛り土・掘削などを行って土地の形状を変えたり、家や物置などの建造物の建築・改修や撤去、塀などの工作物の設置や撤去、木の植栽や新たな畑などの開墾といった行為を、事前に国や市の許可なく行うことはできない。

史跡指定地でのこのような行為は、史跡の保存に影響のある行為であり、史跡の「現状変更」と呼び制限されている。

現状変更に関する定めについては「自分の土地なのになぜ?」と思われる方もいるかもしれない。しかし、地面を掘ったり、家を建てたりといった工事には、遺構を壊す(き損・損壊する)危険性がある。小田原城跡の本丸周辺や総構の土塁や堀跡などがある土地で、そういった工事を無制限に認めてしまうと、貴重な土塁や堀跡などは遠からずなくなってしまう。

史跡は「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができない」遺跡としての価値を有している。史跡の価値を構成する遺構がなくなってしまうと、史跡の価値も失われ、史跡小田原城跡を「確実に保存し、未来に伝える」ことが出来なくなる。そのため、現状変更にあたる行為については、すべて事前に国や市の許可が必要となる。つまり、現状変更の取り扱いとは、「史跡を守るためのルール」なのである。

しかし、「どのような行為ならば、許可を受ける必要があるのか、よくわからない」という方も相当数いると考えられる。

また、「史跡現状変更の申請から許可までには時間を要する。そのため、小田原市教育委員会(文化財課)に早めに相談し、申請書を提出するよう、市広報等を通じ促すこととする。」

なお、史跡の現状変更については、以下の規定がある。巻末「資料編」の「7-5 文化財保護法(抜粋)」(125条・168条・第196条及び第197条)、「7-6 文化財保護法施行令(抄)」(文化財保護法施行令第5条第4項第1号)を参照していただきたい。

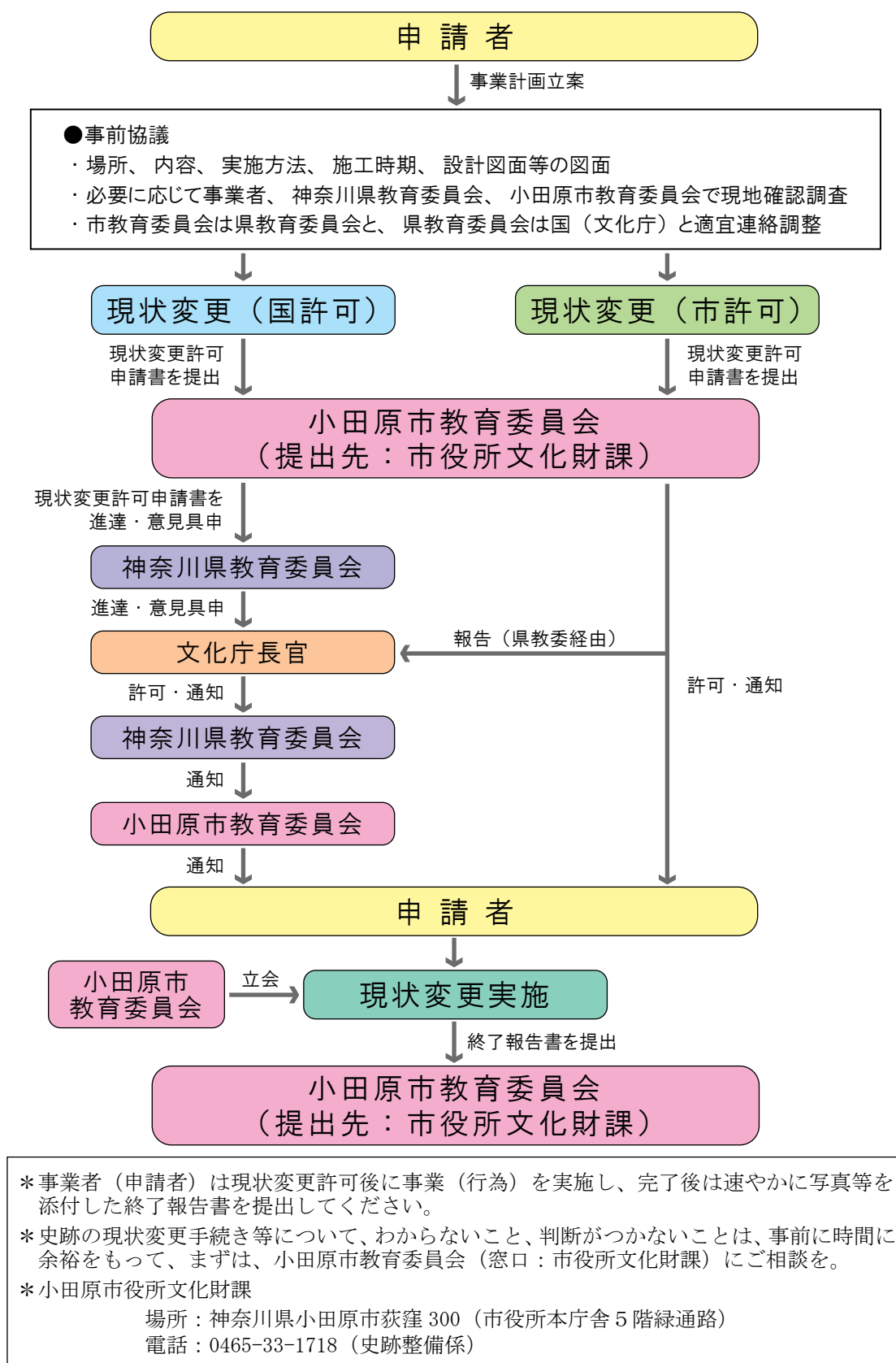


図 6-1 史跡小田原城跡 史跡現状変更手続きの流れ

表 6-1 史跡小田原城跡 史跡現状変更取り扱い基準

区分	行為の内容		条文・参考事例・備考
許可されない行為	史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれのある場合		
	史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合		
国（文化庁長官）への許可申請が必要	現状変更、または保存に影響を及ぼす行為	現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合	・文化財保護法第125条第1項
		内容確認などのために行う発掘調査、ボーリング調査等	
		小規模建造物で、2年を超えて設置されるものの新築、増築又は改築	
		設置の日から50年を経過している工作物（建築物を除く）の改修もしくは除去	
		土地の形状の変更を伴う工作物の設置	
		改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える行為	
		木竹の抜根	
		その他土地の形状の変更を伴う行為	
市（小田原市教育委員会）への許可申請が必要	現状変更、または保存に影響を及ぼす行為（市に権限委譲されているもの）	小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築	・文化財保護法施行令第5条第4項第4号イ
		小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの	・文化財保護法施行令第5条第4項第1号ロ
		工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）	・文化財保護法施行令第5条第4項第1号ハ
		法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修	・文化財保護法施行令第5条第4項第1号ニ
		電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	・文化財保護法施行令第5条第4項第1号ホ
		建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）	・文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヘ
		木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）	・文化財保護法施行令第5条第4項第1号ト
		史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	・文化財保護法施行令第5条第4項第1号チ
		許可申請不要	維持の措置
史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき			
史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき			
非常災害のために必要な応急措置	現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置		
	事故等により緊急的対応が必要な場合に原状に復する行為		
保存に及ぼす影響が軽微である場合	土地の形状の変更を伴わない植栽の維持管理行為		・抜根など地面を掘り返す行為を伴わないもの（危険木の伐採、剪定、枝払い、山林・防災林の間伐、枝払い、下刈り、病害虫の防除措置など）
	土地の形状の変更を伴わない道路の維持管理行為		・掘削を伴わない道路の維持管理に必要な補修（穴・わだち・ひび割れ・センターライン等の補修など）
	土地の形状の変更を伴わない家屋・建造物の維持管理行為		・地面の掘削を伴わない屋根・壁等の修繕、塗り替え等で軽微なもの
	土地の形状の変更を伴わない工作物の維持管理行為		・地面の掘削を伴わない各種屏等の修繕、畑作業小屋等の壁等の修繕など
	地下の史跡への影響がない耕作地の利用		・既存の耕作深度内での畑耕作、木竹や薪等の一時的な保管など
	土地の形状の変更を伴わず、工作物の損壊等を復旧するまでの間に応急的に行われる措置		・交通安全施設等の修繕など



## ◆ 6-2- (4) 史跡小田原城跡の周辺を構成する諸要素の保存・管理方法

「3-2 史跡小田原城跡を構成する要素」の図 3-1・表 3-2 に示した、これに該当する史跡指定地外にある諸要素は、以下の2つに分類できる。

「D 保護を要する範囲の諸要素」

「E 周辺地域の諸要素」

## 【D 保護を要する範囲の諸要素】

史跡指定地に隣接する場所等にあり、将来的に史跡小田原城跡に追加指定をめざす範囲にあるのが、「D-a 戦国時代に形成された諸要素」「D-b 江戸時代に形成された諸要素」である。

特に、「D-a 戦国時代に形成された諸要素」のうち、総構丘陵部(VI b・VI c)は指定地周辺に総構の堀跡や土塁が良好に残り、八幡山古郭東曲輪(III -4)・小田原高校用地の国有地(III -1 ほか)、百姓曲輪(V -2)は、周辺の既指定地とは切り離せない地形上の連続性をもっており、早急に史跡への追加指定を図るべき場所と位置付けている。

また、小峯畑下段旧武家屋敷一帯(IV -3)の最近の発掘調査で史跡指定に値する遺構が確認されている場所があり、積極的に地権者に働きかけ、追加指定と公有地化(買取り等)に向け取り組んでいるところである。今後、発掘調査等でこのような発見があった場合には積極的に追加指定等に取り組んでいくこととする。

さらに、今回は総構の外にある小田原合戦に関係する陣場などを、「VIII 府外小田原合戦陣場・屋敷・要害」としている。この中には、板橋の「VIII -5 富士山陣場」、寿町の「VIII -6 今井陣場」など、小田原合戦当時の土塁・堀跡が目視でき、良好な保存状態が確認できるところもあり、特に富士山陣場は将来的な保存・史跡指定を前提に取り扱っていくこととしている。また、北条一族の屋敷跡である「VIII -1 北条幻庵屋敷」などについても将来の取り扱いを検討していく必要があると考えている。

「D-c 史資料」は、将来的に保護を必要とする範囲の価値を裏付ける資料群である。特に今回「史跡小田原城跡指定地図」として「資料編」に示したように、戦国時代末の総構の痕跡などが、約400年の時を経てなお現在の地籍図上に確認できることがわかり、将来の追加指定の可能性を探る上で大きな資料となっている。

「D-d その他の要素」は、報徳二宮神社などの史跡指定地に隣接する史跡未指定の社寺やその境内地である。その性格から、史跡と一体の空間・景観が将来的に維持される見込みであるため、共存を図りつつ、機会をとらえて史跡の追加指定を働きかけていくこととする。

## 【E 周辺地域の諸要素】

「E-a 小田原城跡関係の諸要素」は、小田原城跡に関係するその他の遺構・遺物や地形、市指定文化財の「北条氏政・氏照の墓所」などの小田原城主関係の墓所などである。遺構・遺物等

は、文化財保護法第93条及び第94条による周知の埋蔵文化財包蔵地の取り扱いを行い、その他は文化財保護法の趣旨に従って取り扱うこととする。

「E-b その他の要素」は、小田原城跡関係以外の史資料と、史跡指定地周辺の植生・植栽であり、文化財保護や景観維持などの観点から取り扱うこととする。

#### ◆ 6-2- (5) 発掘調査等

史跡指定地については、整備や管理目的、学術的に必要な調査のほか、現状変更の可否を判断するための発掘調査も実施する。これらは、史跡の保存・活用に資するための必要最低限の範囲で実施することを基本とする。

史跡指定地外(周知の埋蔵文化財包蔵地内外)については、重要な遺構が発見された場合には、史跡の追加指定の可能性を探りながら調査を実施することとする。

このほか、古絵図や地籍図等の調査により、遺構等の痕跡が確認できた場所で、史跡の追加指定の可能性を探りながら確認調査を実施する。

また、史跡小田原城跡や小田原城跡の発掘調査の成果をまとめた「総括報告書」を作成し、今後の史跡の保存・管理・活用・整備に供することも検討しなければならない。

なお、発掘調査については「調査・整備委員会」や、文化庁・神奈川県教育委員会等に十分事前相談の上、計画・実施するものとする。

表 5-1 ～ 5-12 の「発掘調査等」に示した取り扱い基準ア～エは、以下のとおりである。

表 6-2 発掘調査等取り扱い基準

ア	史跡内では、整備や管理目的、学術的に必要な発掘調査等を行うことを基本とするが、現状変更判断に必要な発掘調査も実施。
イ	周知の埋蔵文化財包蔵地では、文化財保護法に基づく調査を実施し、重要な遺構が確認された場合には現状保存を要請するとともに、史跡指定の可能性を探る。
ウ	周知の埋蔵文化財包蔵地外で工事等で遺構が不時発見され、調査を続ける中で遺構の保存状態が良好だった場合、史跡指定の可能性を探りながら調査を実施。
エ	古絵図や地籍図等の史資料の調査により、遺構等の痕跡が特定できた場所で、機会をとらえ追加指定の可能性を探りながら、確認調査を実施。

写真 6-1 旧小田原少年院跡地の発掘調査写真  
に写る総構の土塁 (VI a-9 小松原)  
(國學院大學博物館所蔵)

\* 大正8年(1919)の柴田常恵(写真左下)の小田原遺跡の調査風景の背後に、総構の土塁が見える。土塁は少年院の北辺の塀として転用され、現在はコンクリート塀にかわったが、その北側にある堀跡は、地下に埋蔵されている可能性が高いことが判明した。



## ◆ 6-2- (6) 史跡の追加指定

昭和13年(1938)の第1次指定以後、12次までの指定が行われた史跡小田原城跡では、令和3年(2021)3月現在、史跡に指定された土地(史跡指定地)の面積の合計は、約30万㎡(30ha)にのぼる。これは戦国時代末期の「総構」に囲まれた広大な範囲(江戸時代の「府内」の範囲)、約400万㎡(400ha)の一割に満たない面積である。

指定地の状況を見ると、「Ⅰ近世本丸・二の丸・隣接諸郭」や「Ⅲ八幡山古郭」では、その大部分やある程度まとまった範囲が史跡指定されているが、それ以外の地区、特に「Ⅵ総構」では史跡指定地が飛び石となっていて、回遊性の問題など、史跡の活用に支障をきたしているところもある。

その一方で、現地を確認すると、史跡に指定されていない土地にも、総構を構成する土塁や堀跡などが良好な保存状態で残っているところもまだまだあるという現状がある。また、近年の開発行為に伴う発掘調査で、「Ⅲ-4八幡山古郭東曲輪」や「Ⅳ-3小峯畑下段旧武家屋敷一帯」から史跡指定に値する貴重な遺構が新たに発見され、史跡に追加指定されたところ、あるいは史跡指定に向け動き出しているところがある。

このような、史跡小田原城跡の保存と活用にとって重要と判断される場所については、将来的に史跡小田原城跡の指定地に追加する必要があるため、史跡指定地が広がっていく可能性がある。

市としては、史跡の保存に万全を期すため、史跡の追加指定を推進する姿勢をとることとしている。特に、発掘調査等で史跡指定に値する遺構が新たに発見され史跡の景観形成や活用上必要な場所や、既存の史跡指定地に連続し史跡指定が妥当と判断される場所については、土地所有者に働きかけ積極的・優先的に追加指定を図っていく方針である。特に史跡指定地が飛び石状になっている総構丘陵部の史跡指定地周辺や、滄浪閣土塁(Ⅵe-4御幸ノ浜西)など地籍図の調査等によって遺構が確認された海岸部の総構の土塁、八幡山古郭の小田原高校内の国有地(Ⅲ-1八幡山古郭本曲輪など)、同じく「Ⅲ-4八幡山古郭東曲輪」の史跡公園の西側隣接地などは積極的に追加指定を図っていくこととする。

なお、史跡の追加指定は、土地所有者(地権者)の意向や財産権を尊重することなく強制的に史跡に指定することはない。追加指定の際には、土地所有者の同意をいただいた上で、初めて史跡に指定する手続きを行うことになる。

また、「6-2- (3)現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取り扱い方針及び取り扱い

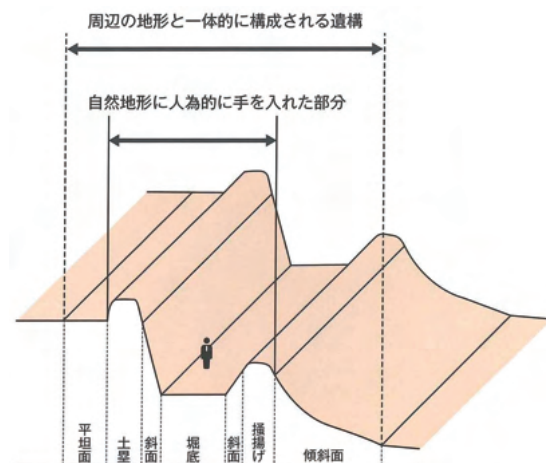


図6-2 総構遺構構成模式図(小田原市教育委員会〔2020〕)

\* 現況の史跡指定地は、土塁部分や堀底部分だけが指定になっているところもあり、周囲の追加指定も必要である。

## 第6章 保存・管理

基準」で示したとおり、史跡指定された土地には、史跡の保存を目的とした現状変更に対する規制がかけられているため、これに対して、土地所有者の負担緩和に向けた税の優遇措置が設けられている。これについては、希望者が文化財課に問い合わせられるよう、市広報等を通じ促していく。

表 5-1 ～ 5-12 の「追加指定」に示した取り扱い基準①～⑥は、以下のとおりである。

表 6-3 追加指定取り扱い基準

①	既存指定地に連続し史跡指定が妥当と判断される場所は、所有者に対し機会をとらえて働きかけ、優先的に追加指定を検討。
②	すでに史跡指定に値する遺構の埋蔵が確認されている場所、史跡の景観形成上必要な場所などは、所有者に働きかけ特に積極的に追加指定を図る。
③	未指定地での発掘調査等で史跡指定に値する遺構が確認された場合は所有者に働きかけ追加指定を検討。
④	公有地の未指定地での発掘調査等で史跡指定に値する遺構が確認された場合は所有者に働きかけ追加指定を検討。
⑤	周知の埋蔵文化財包蔵地外で、土塁が残っている場所は、周知の埋蔵文化財包蔵地とした上で、追加指定を検討。
⑥	周知の埋蔵文化財包蔵地外の発掘調査等で史跡指定に値する遺構が確認された場合、周知の埋蔵文化財包蔵地とした上で、追加指定を検討。



写真 6-2 宅地造成に伴う発掘調査で発見された戦国時代の堀跡の一部（V -2 百姓曲輪）

\*土地所有者の理解を得て保存が実現し、平成 28 年（2016）10 月 3 日に追加指定（第 11 次指定）され、その後公有地化（市が買取り）した。



## ◆ 6-2- (7) 公有地化

第2章末尾の表2-12・2-13に示すとおり、現在、史跡小田原城跡の史跡指定地の約21% (約6万㎡[6ha])は民間(個人や民間企業などの各種法人)が所有する土地、民有地である。

民有地については、それぞれの地権者によって保存・管理が担われているが、史跡を一体で管理し、効果的な活用を図るために公有地として守ることは、一つの有効な手段と言える。そこで市では、土地所有者の財産権を尊重し、同意を得た上で、史跡指定地の買取り・寄付などの公有地化事業を推進している。

特に、買取り事業については、小田原城址公園の北隣に連続し、市が便宜上「城内地区」と称している「Ⅰ-6 弁財天曲輪」周辺で、小田原城址公園と一体の活用と将来の整備を目指し重点的に公有地化を進め、これからも継続していくこととしている。

また、史跡指定に値する遺構が新たに発見され史跡の景観形成上必要な場所と判断された「Ⅲ-4 八幡山古郭東曲輪」は、史跡に追加指定後、公有地化して史跡公園化を図っており、さらにその上段(西側)に連続する土地も、同様の理由で史跡の追加指定と公有地化を目指し地権者と交渉中である。また、史跡指定地が飛び石状になっている総構丘陵部の史跡指定地周辺、滄浪閣土塁(Ⅵe-4 御幸ノ浜西)など地籍図の調査等によって遺存が確認された海岸部の総構の土塁、八幡山古郭の「Ⅲ-4 八幡山古郭東曲輪」の史跡公園の西側隣接地などで追加指定がなされる場合は、早急に公有地化(買取り等)を図っていく。

このほか、発掘調査等で史跡指定に値する貴重な遺構が新たに発見された場所などは、史跡の追加指定と公有地化を図っていくこととする。

なお、買取り事業は市が事業者となり、文化庁所管の国庫補助金(史跡等購入費国庫補助)を活用しながら進めている。そのため、土地所有者から申し出があった後すぐに史跡指定地を買取ることは難しく、条件が整ったところから順番に買取りしていく形となっている。これについては、希望者が文化財課に問い合わせられるよう、市広報等を通じ促していく。

表5-1～5-12の「公有地化」に示した取り扱い基準A～Dは、以下のとおりである。

表6-4 公有地化取り扱い基準

A	指定地内の民有地は、所有者の申し出を受けた場合、早急に買取り等を行う。
B	指定地内での住宅建替え等に伴い所有者から申し出があった場合には、買取り等を検討する。
C	追加指定が行われ、所有者から申し出を受けた場合、早急に買取り等を行う。
D	追加指定が行われた場合、所有者の申し出を受け、買取り等を検討する。

## 第6章 保存・管理

便宜上市が「城内地区」と称していた、「I -6 弁財天曲輪」「I -7 焔硝曲輪」については、平成6年(1994)4月19日に施行した「国史跡小田原城跡二の丸城内区域現状変更取扱基準」が定められていた(小田原市教育委員会 2010:参考 20～21)。

この取り扱い基準の「3. 基本方針」には、「関係者に城跡外(史跡指定地外)への移転について理解と協力を求め、公有地化の推進を図ることを基本方針とする」とされていた。

その反面、「5. 許可申請書の進達」には、「(2)現状変更に許可申請に係る土地の所有者が、整備のある程度の進捗状況が予想される西暦2020年以後に小田原市が買い上げの申し入れをした場合は、その申し入れに対し誠意をもって協力することを承諾すること」という記載があった。

しかし、『おだわら TRY プラン』後期基本計画(小田原市企画部企画政策課 2017) (P.90)に、「国指定史跡を保存し、整備、活用を進めるうえでは、財産権などを尊重しながら公有地化を図ることも重要です。」と規定しているとおり、これまでも市では土地所有者の財産権を尊重し、同意を得た上で、史跡指定地の公有地化事業を推進している。本計画や、令和3年度に策定される予定の「世界が憧れるまち“小田原”」をキャッチフレーズとする市の総合計画『おだわらロードマップ2030』でも、この方針に変わりはなく、所有者の同意を得ることなく強制的に史跡指定地の公有地化を図ることは行わない。

「国史跡小田原城跡二の丸城内区域現状変更取扱基準」は、今回の「史跡小田原城跡保存活用計画」の策定・施行をもって廃止とする。



写真 6-3 公有地化した史跡指定地 (左：家屋解体前、右：解体後)

## 第7章 活用

---

### ■ 7-1 方向性

史跡の活用とは、「史跡の本質的価値の性質を理解し、それを適切に現代社会に生かすことである」と規定されている(文化庁文化財部記念物課 2015)。その方向性について、次のとおり定める。

- ・ 史跡小田原城跡の普及・啓発活動の推進と情報発信
  - a. インターネットの活用
  - b. 生涯学習・学校教育への情報発信
- ・ 地域と連携した多面的活用の推進
  - a. 観光協会、民間団体や地域、学校などとの協働
- ・ 誰にでもわかりやすく体感できる史跡小田原城跡
  - a. スマートフォン・タブレットの活用
  - b. 遺構等のわかりやすい整備と回遊性の向上

上記の方向性を実現するためには、行政の施策とともに地域や民間団体との協働が不可欠となると考えている。なぜなら、「2-2- (1)小田原城の歴史」で述べたとおり、史跡小田原城跡の保存の歴史は、戦前の「小田原保勝会」、戦後の「小田原城郭研究会」など、民間団体の活動なくして語ることは出来ないからである。現在も、「小田原ガイド協会」「大外郭の会」などの団体が、積極的に史跡の価値を伝えたり、現地をガイドしたりといった活動を展開している。市ではこれに加えて、観光協会などとの協力・連携によって、史跡小田原城跡を商業・観光拠点と結び付けた総合的な地域観光の実現を目指すことにしている。

このような地域活動を積極的に支援・推進することで、「史跡の理解者・サポーター」を増やし、地域総がかりでの史跡の活用につなげていくことを目指す。

### ■ 7-2 方法

#### ◆ 7-2- (1) 学校教育における活用

「第5章 大綱・基本方針」に示す内容を実現し、史跡小田原城跡を将来にわたって守り伝えるためには、まず未来を担うこどもたちに史跡小田原城跡や小田原城跡の内容を理解してもらう必要がある。そのためには、調査研究などによって得られた様々な情報をインターネット等やスマートフォン・タブレットなどの情報媒体・ツールを利用して継続的に発信するなどの史跡ガイダンスを行っていく。

また、小田原城址公園内の整備された施設や、回遊路、市所管の施設などを用いて、積極

## 第7章 活用

的に現地を訪れてもらえるよう、小・中・高校などの学校側に働きかけていく。さらに、機会をとらえて教育現場を担う教職員に、史跡小田原城跡の価値を伝えるため、室内講習や現地講習を行うことも視野に入れていく。しかし、これによって学校教育・学校行事に影響を与えることのないよう、また教職員の負担にならないよう十分に注意していく。

さらに、今回作成する『史跡小田原城跡保存活用計画(概要版)』などを資料として使い、市文化財課などの専門職員(学芸員)が積極的に出前講座や現地説明・ガイダンスなどを行っていく。その際には、民間団体との連携を図ることも模索していく。

このような活用方法により、子どもたちや教職員が将来の「史跡の理解者・サポーター」になってくれるよう、施策を行っていく。

### ◆ 7-2- (2) 生涯学習における活用

生涯学習についても、基本的に学校教育における活用と同様な方法で活用事業を展開し、史跡小田原城跡や小田原城跡の内容を理解してもらうよう史跡ガイダンスを行っていく。

さらに、従来から行っている「おだわら市民大学」や文化庁所管の国庫補助事業「市内埋蔵文化財地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」を用いた事業や遺跡見学会などをさらに積極的に展開し、実際に史跡の保存管理や整備に携わる市職員や、関係する専門家などを招いて常に新しい調査研究成果等の情報公開・提供等を展開していく。



写真 7-1 中学生の校外学習の対応  
(天守閣。2020年1月15日)



写真 7-2 遺跡見学会の機会に併せた馬出門整備の解説 (2020年1月12日)

## ◆ 7-2- (3) 地域における活用

地域における活用についても、基本的に学校教育及び生涯学習における活用と同様の方法で活用事業を展開し、史跡小田原城跡や小田原城跡の内容を理解してもらうよう史跡ガイドダンスを行っていく。

また、地域における活用事業の展開については、行政だけでなく市観光協会や、「小田原城郭研究会」「小田原ガイド協会」「大外郭の会」など、常日頃から史跡小田原城跡を中心に活用事業を展開している各種民間団体との連携をさらに深めていく。さらに、地域住民や学校などと協働して史跡を活用できるしくみを検討し、地域全体で史跡小田原城跡を守り、活用を図っていく。

なお、地域における史跡の活用に関しては、民間団体や市民からの以下のような要望がある。これらにこたえ、ともにそのあり方を検討していくことが、史跡の理解を深め、活用を進めることになることから、これを実践していくよう検討を進める。

- ・ (御用米曲輪など) 整備中の史跡の公開
- ・ (大手門跡の範囲の表示や説明板の充実などを含む) 将来の史跡整備像の公開
- ・ (総構などのトイレやガイドダンス施設の充実など) 回遊ルートの設定と充実・回遊性等の向上
- ・ 「城下町おだわらツアーマーチ」や観光戦略との協調 など



写真 7-3 「大外郭の会」主催の「総構を歩く会」で稲荷森の堀底を歩く (2017年10月1日)

写真 7-4 「からたちの花の小径」(小峯御鐘ノ台大堀切中堀～西堀付近)

\* 総構丘陵部を通る北原白秋の文学的事績をたどる回遊路 (P.56 図 2-27 参照) を史跡回遊路に活用することもできる (写真左は史跡指定地)。





## 第8章 整備

---

### ■ 8-1 方向性

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（文化庁文化財部記念物課2015、以下「マネジメント報告書」。）には、整備について「保存目的の整備」と「活用目的の整備」の2項目が示されている。

#### 「保存目的の整備」

- ・維持的措置（見まわりや除草等）
- ・防災施設の設置、保存施設（標識・説明板・境界標等）の設置
- ・応急的な復旧等

#### 「活用のための整備」

- ・適切に公開していくための安全で快適な空間づくり
- ・来訪者の理解を助けるための施策
- ・史跡の本質的価値を容易に理解できるようにそれらを顕在化すること
- ・史跡を学習し、憩い、その他の効用を発揮させるために施策を行うこと

また、「マネジメント報告書」には、これらの整備を実施するため、以下のような手順が示されている。

- ・保存活用計画に基づき整備基本計画を策定し、専門家の意見を活かした計画を立てた上で事業に着手することが必要であること
- ・整備終了時には、事業報告書の作成が必要であること（検討委員会等の経緯や調査等の成果、整備〔復旧や復元等〕の根拠・プロセスを示すこと）

「マネジメント報告書」に示すような内容・手順の整備を行い、史跡の本質的価値を保存した上で次世代へ確実に伝え、望ましい保存・活用ができるよう、整備の方向性を次のとおり定める。

- ・遺構の保存に配慮した史跡整備の推進
  - a. 保存のための整備の推進
  - b. 発掘調査等の調査研究を踏まえた史跡の価値に基づく整備
  - c. 史跡小田原城跡の全体像を理解できるような整備の推進（整備過程の公開も含む）
  - d. 市民が学び、憩う場、史跡公園としての環境整備
  - e. 公開活用のための施設の充実
  - f. 「史跡と緑の共生」に基づく史跡整備

## 第8章 整備

- ・ 本丸・二の丸(小田原城址公園内)の近世城郭遺構等、先行して整備を実施した遺構等の改修時期を見据え、さらに学術的検討を深め、事実に応じた復元の推進
  - a. 天守閣、常盤木門、銅門、住吉橋、馬出門の維持管理と、再整備時期等の検討
  - b. 八幡山古郭東曲輪など整備した曲輪の維持管理と、再整備時期等の検討
  - c. 整備中の御用米曲輪の維持管理と、再整備時期等の検討
  - d. 災害対応
- ・ 史跡のふさわしい将来像の検討の推進と将来の整備基本計画策定の検討
  - a. 将来の整備基本計画策定の検討(策定期間・内容等)
  - b. 便益施設や回遊ルートの設定
  - c. ガイダンス施設の検討

なお、整備(活用を含む)の方向性等の概要については、地区別に表5-1～5-12に示している。また、整備にあたっては、これまで同様、発掘調査などの調査研究に基づき、「調査・整備委員会」等の指導・意見や、文化庁・神奈川県教育委員会との協議・指導を経て行い、整備が終了した際には、従来どおり事業報告書(整備報告書)を作成していく。



(左) 写真 8-1  
住吉橋



(右) 図 8-1  
住吉橋保存修理  
報告書



(左) 写真 8-2  
馬出門(手前)・  
銅門(奥)



(右) 図 8-2  
銅門復原工事  
報告書



## ■ 8-2 方法

### ◆ 8-2- (1) 主として保存のための整備

#### ① 保存に必要な整備

史跡整備の第一の目標は保存である。これまで、史跡小田原城跡において本格的整備に未着手の土地では、維持的措置(見まわりや除草等)を主に行っている。

防災施設の設置については、堀等に見学者が転落することのないよう木柵(駒寄)<sup>こまよせ</sup>を設置する措置を講じている。また、天守閣や銅門などの史跡内の復元建物や、清閑亭などの近代建築物等に消火栓・火災報知器・排煙窓などを設置し、さらに文化財防火デーに合わせた防災訓練などを実施している。

保存施設(標識・説明板・境界標等)は、各所に設置している。標識は、小田原城址公園の北口通路入口や弁財天曲輪で公有地化してポケットパークとした地点に設置している。境界標は、文部科学省所管の史跡指定地(大手門櫓台跡・幸田口門土塁・江戸口見附〔南側の一里塚地点〕)に、昭和13年(1938)の第1次指定直後に設置されたものが残るほか、新たに公有地化した土地には境界杭を設置し、史跡指定地の範囲が現地で確認できるようにしている。

応急的な復旧等は、新たに公有地化した土地で、上部に所在した住宅や工作物等を除却したあと、そのままの状態<sup>のまま</sup>で土地を維持し、史跡の保存に遺漏のないような措置をし、将来の史跡整備に備えている。なお、弁財天曲輪のように市街地にある一部の整備前の土地については、芝を植え、臨時的に公園としての利用を行い、さらにベンチや説明板等を設置してポケットパークとして活用している。

保存に必要な整備は、現在実施している上記の整備を継続することとする。さらに整備前の公有地(特に史跡等購入費国庫補助を用いた公有地)については、史跡にそぐわない使用をしないよう、十分に注意して管理し、将来の本格的整備に備えるものとする。その意味でもなるべく早い時期に、整備基本計画の策定を検討することとする。



写真 8-3  
史跡境界標 (弁財天曲輪)



写真 8-4  
史跡境界標 (大手口門北側櫓台)

## 第8章 整備

写真 8-5 保存のための整備例（小峯御鐘ノ台大堀切東堀）

\* 史跡等購入費国庫補助で公有化した土地は、既存建物等を除却後、地下の遺構の保存に配慮しつつ維持的措置を行い、将来の整備に備えている。



### ② 普及・啓発・情報発信

普及・啓発・情報発信については、これまで「広報小田原」で年に1回、史跡整備や保存活用に関する発信を続けてきた。また、馬出曲輪・馬出門・銅門の整備の際には、一般向けのパンフレットを作成し、史跡整備の状況や史跡保存についてわかりやすく市民等に知らせるようにしてきた。

今後も整備にあたっては、このような取り組みを堅持し、さらに本計画の概要版を用いて、史跡の整備と保存について普及・啓発等を図っていくこととする。



図 8-3 史跡整備パンフレット（馬出門・銅門）

## ◆ 8-2- (2) 主として活用のための整備

## ① 遺構等の復元・表示等

遺構等の復元・表示等は、発掘調査をはじめとする各種データに基づき、遺構の保存に配慮しつつ、専門家の意見を聞きながら整備を進めていくことを前提とする。

なお、遺構の整備に関連して、近年、以下の点が特にクローズアップされている。

- ア. 復元整備した遺構等の維持管理・再整備
- イ. 災害等の対応
- ウ. 御用米曲輪戦国期エリアの整備
- エ. 本丸鉄門跡と鉄門坂の整備
- オ. 弁財天曲輪（通称「城内地区」）公有地の整備
- カ. 開発調査で史跡指定に値する遺構が発見された場所の整備
- キ. 小田原城址公園の再整備
- ク. 清閑亭の活用とそれに伴う整備
- ケ. 史跡の指定年代以外の遺構等の取り扱いの検討
- コ. 木造化等の天守の整備
- サ. 大手門の復元

## ア. 復元整備した遺構等の維持管理・再整備

史跡小田原城跡で復元等の整備を行った遺構等は、令和2年(2020)を基準とすると、二の丸隅櫓(1934年整備・築86年)、復興天守閣(1960年整備・築60年)、常盤木門(1969年整備・築51年)、銅門(1997年整備・築23年)、馬出門(2009年整備・築11年)となり、整備から長期間が経過しているのが現状である。これらは、住吉橋(1990年整備・2018年保存修理)のように、再整備(保存修理)を念頭に置き、その計画・調整・モニタリングの方針を定めなければならない。それに向け、整備基本計画の早期の策定を検討していくことは必須と言える。

## イ. 災害等の対応

近年、これまでにない強風・豪雨の影響で、整備した史跡指定地や遺構が「き損」する例が発生している。例えば、台風19号(令和元年[2019])の豪雨による銅門の土塀漆喰の剥落や、断続的な降雨(令和元年[2019])による総構城下張出及び八幡山古郭東曲輪北堀での法面崩落など、平成31・令和元年(2019)度だけみても複数の「き損」が発生し、銅門では土塀の修繕事業を行っている。

今後、復元等の整備を行った遺構等については、突発的な災害対策・災害復旧等に対応した修繕や復旧整備を念頭に置いていくものとする。

また、小田原城址公園内の御茶壺曲輪南土塁のように、土塁内にハチの巣が形成され、穴が開くというき損や、総構丘陵部の史跡指定地でイノシシが地中のミミズや植物を捕食す

## 第8章 整備

るために遺構を掘り起こすというき損が発生している。このような虫害・獣害に対応した遺構等の修繕・復旧整備も念頭に置く必要がある。



写真 8-6 台風 19 号（令和元年〔2019〕）による銅門の土塀剥落被害  
（左：東面土塀漆喰剥落状況、  
右：剥落・亀裂状況確認）

### ウ. 御用米曲輪戦国期エリアの整備

御用米曲輪では、発掘調査で他に類例のない戦国時代の北条氏の庭園跡が発見された。小田原城址公園内にある御用米曲輪は、平成 22 年(2010)の整備事業着手時は、本丸・二の丸等と同様、近世末期の城郭の姿を復元する方向で整備をスタートしたが、平成 24・25 年(2012・2013)に切石敷遺構や池跡からなる戦国期の庭園跡等が発見されたため、一部(南西部)に戦国期の遺構を整備することとなった。

現在は、土塁と米蔵跡の整備を主な要素とする近世城郭の復元整備は継続しつつ、来訪者が南西部の戦国期整備エリアと混同することがないように、平成 30 年(2018)度に江戸期整備基本設計と、これに準拠した実施設計を行い、更なる整備が進行中である。

なお、戦国期エリアは、今後数年のうちに戦国期整備基本設計を行うことを見据え、必要な調査(再発掘調査を含む)を実施し、江戸期整備がある程度進行した段階で整備を実施するものとする。また、整備基本設計の際には、後述するように隣接する本丸鉄門跡～鉄門坂の整備のあり方を並行して検討しておく必要がある。

また、整備途中での公開を求める意見があるが、これについては、静岡市の駿府城跡の発掘調査の公開方法等を参考に検討する。



写真 8-7 駿府城跡の発掘調査の公開状況  
（現地説明会以外でもフェンスの窓から見学できる仕掛けになっている）

## エ. 本丸鉄門跡と鉄門坂の整備

御用米曲輪の南西部には、本丸の鉄門跡に続く鉄門坂がある。鉄門は本丸北東部の門で、鉄門坂は、本丸～御用米曲輪・二の丸～弁財天曲輪土橋(現市道 2210)を経て幸田口門に至る江戸時代の登城ルートの上にあった。御用米曲輪戦国期整備エリアに隣接することもあり、この整備と並行して鉄門坂のよりよい整備のあり方を検討し、整備基本計画の策定や整備基本設計等を行う際に反映させ、整備の実施に繋げていくこととする。



写真 8-8 御用米曲輪戦国期エリアの発掘調査状況（左側の坂が鉄門坂）

## オ. 弁財天曲輪（通称「城内地区」）公有地の整備

「6-2- (7) 公有地化」で述べたとおり、市が便宜上「城内地区」と称している「弁財天曲輪」周辺で、小田原城址公園と一体の活用と将来の整備を目指し重点的に公有地化を進めている。現在、史跡整備事業は当面、御用米曲輪に集中しているため、本格的な整備着手までには時間を要するが、芝を張るなど一部分はポケットパークとし、「史跡に親しむ公園」として整備を行い、活用を図っている。

当面は、整備基本計画を策定するまでに、この地区のよりよい整備のあり方を検討していくこととする。しかし、小田原駅から近く、小田原城址公園の北側からの進入路となっていることもあるため、御用米曲輪の整備の進展を見据えつつ、（例えば城跡の復元模型などを置き、城址公園への導入ガイダンスを行う場所として整備するなど）史跡ガイダンス機能を持たせるための第一次整備を早急に行うことを想定している。

### カ. 開発調査で史跡指定に値する遺構が発見された場所の整備

近年史跡の追加指定が行われた場所には、従前より史跡として保護すべきと位置付けられており、開発行為に伴う事前調整の結果、追加指定・公有地化が行われたところと、開発調査に伴う事前の発掘調査の結果、思いがけず史跡指定に値する遺構が発見され追加指定・公有地化が行われたところがある。

前者の代表例が八幡山古郭東曲輪の史跡公園であり、後者の代表例が同じく八幡山古郭東曲輪北堀の指定地(公有地)と「百姓曲輪」(写真6-2)である。ともに、所有者のご理解が得られたため、追加指定・公有地化に向け動き出したことは言うまでもない。その理解に応えるためにも、また、周辺住民や各種関係者の保存についての協力に応え、さらに市民や来訪者、そして周辺住民の理解を得るためにも、追加指定・公有地化後、なるべく早く史跡整備を行い、その場にある「史跡指定に値する遺構の価値」を伝えるように努めなければならない。

### キ. 小田原城址公園の再整備

現在、史跡整備を行った遺構等と同様、昭和33年(1958)4月1日に都市公園として指定を受けた小田原城址公園(都市公園区域約11ha)の公園諸施設(便所・屋外灯・園路・水道・橋梁・電線・塀など)の改修・再整備が必要となっている。

その再整備計画の基本構想・整備計画として、公園を管理する市の小田原城総合管理事務所が令和2年(2020)に『小田原城址公園再整備計画(案)』(以下「計画(案)」)を策定している。小田原城址公園の大部分が史跡小田原城跡(本丸・二の丸ほか)の指定地となっていることから、「計画(案)」は、「史跡小田原城跡保存活用計画」などと整合を図りながら、公園整備の方向性を図るとしている。

「計画(案)」では、下記の①～⑬の整備計画が示されている。これらは、史跡保護の観点から文化財課と協議し、「6-2- (3)現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取り扱い方針及び取り扱い基準」に則り、史跡の保存に十分配慮することを前提に事業を実施し、史跡公園として来訪者の活用や便益に供するものとする。

表8-1 小田原城址公園再整備計画(『小田原城址公園再整備計画(案)』P.6より)

完了目標年度	主な計画事業名
令和2年度	①便所整備事業 ②屋外灯改良事業 ③園路美装化事業
令和3年度	④二の丸観光案内所耐震化事業
令和4年度	⑤二の丸広場塀改良事業
令和5年度	⑥橋梁長寿命化 ⑦水道施設更新事業
令和6年度	⑧サル舎移築事業 ⑨下水道施設更新事業
令和7年度	⑩雨水排水施設整備事業
令和8年度以降	⑪電線地中化事業 ⑫緑化推進事業 ⑬御堀井戸整備事業

### ク. 清閑亭の活用とそれに伴う整備

「IV-6 天神山・清閑亭周辺一帯」にある史跡指定地、清閑亭土塁上に立つ国の登録有形文化財「清閑亭」（旧黒田長成侯爵別邸）は、明治39年(1906)年10月に黒田侯爵家の別邸として建築された。黒田長成は、戦国時代の北条氏が築いたこの土塁など、小田原の歴史やその遺構に少なからず思いを寄せたことが、清閑亭の選地や建物の配置から窺えるとの見解が示されている(小田原市教育委員会 2012)。

現在、史跡指定地の管理は、文化財課が行っているが、清閑亭は、文化政策課よりNPO法人小田原まちづくり応援団が管理委託を受け運営されている。

令和2年(2020)12月10付けの「清閑亭の活用と今後(概要版)」では清閑亭の管理を担う文化政策課は、これまで行ってきた事業の目的について「国の登録有形文化財である清閑亭を活用し、周辺地区の交流・回遊を促すことにより、小田原城周辺の歴史的風致の維持向上を図る」と位置付けている。

その上で、今後の利活用方法として、以下のような方向性を打ち出している。

- ・ 民間業者への貸し付けを行い、小田原の食材、風景、別邸文化を併せて味わえる体験施設としたい。
- ・ 文化財の保全を最重要としつつ、歴史的建造物でしかできない特別なことを体験できる場としての目的地化を明確に目指す。

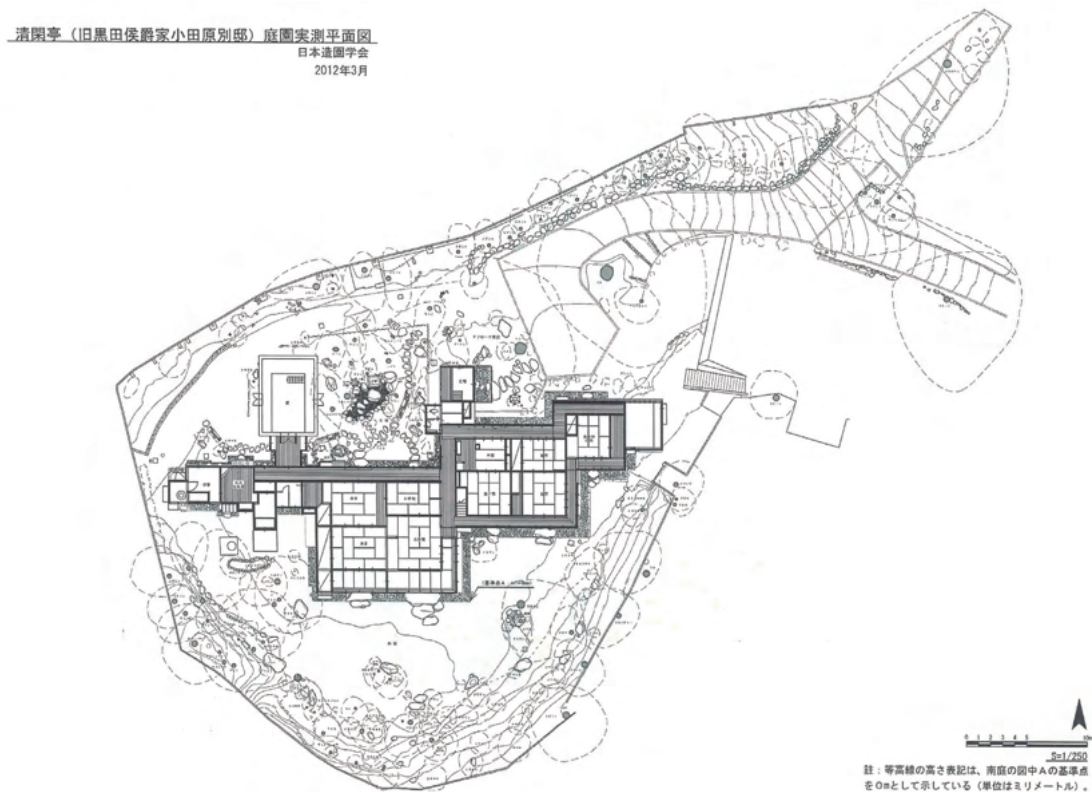


図 8-4 清閑亭土塁及び清閑亭平面図

清閑亭については、史跡の指定年代とは異なるものであるが、清閑亭の成り立ちが、「土塁等の場所ありき」であり、遺構と切り離せないものであることがわかる。そのため、その利活用については、以下の姿勢で臨むものとする。

- ・土塁上からの清閑亭建物等の撤去・移転は今後とも求めない。
- ・史跡の保存や景観に影響のない範囲で、建物等の改修を図るものとする。
- ・史跡や登録有形文化財の価値を保存しながら活用することは推奨するが、清閑亭の利活用のため、史跡の保存等文化財の保存を犠牲にするような「清閑亭の利活用ありき、史跡等の現状変更ありき」の建物等の改修等は一切認めないこととする。

### ケ. 史跡の指定年代以外の遺構等の取り扱いの検討

小田原城跡の史跡の指定年代は、戦国時代～江戸時代である。しかし、「3-2- (1) 史跡小田原城跡を構成する諸要素」の表 3-1 で示したとおり、指定年代からは外れるが、「B 本質的価値に関連する諸要素」として、「B-a 大森氏以前に形成された諸要素」と「B-b 近代に形成された諸要素」が存在する。

「B-a 大森氏以前に形成された諸要素」は、地下に埋蔵されており、基本的に保存に関して問題はないと考えている。

問題なのは、「B-b 近代に形成された諸要素」である。本丸・二の丸地区(小田原城址公園)の馬出門整備の際には、ここが小田原御用邸の正門となった際に改修された石垣を一部残したまま江戸時代の馬出門の姿が復元整備されている。また、御茶壺曲輪南門に付属する土塁の西側張出は、御用邸時代の改変である。今やこれらは御用邸時代の貴重な遺構と言える。

さらに、御用邸廃止後、昭和初期に小田原城址公園内に建てられた旧城内小学校講堂(現歴史見聞館)や旧小田原町立図書館(現小田原城総合管理事務所)は、近代建築物としての価値を十分に有する、県内でも数少ないこの時期の建物と評価されている。

また、本丸の石垣は大正12年(1923)の関東大震災で滑落した状況のままで、旧図書館北側の石垣の状態は顕著にその被害状況を示している「災害遺構」と言える。関東大震災で小田原が大きな被害を受けたことは知られている。しかし、この大災害から約100年を経た現在、その被害の大きさを如実に示す痕跡は、市内でもこの滑り落ちた石垣くらいとなってしまっている。





写真 8-9 本丸南堀付近（旧図書館北側）に残る関東大震災で滑落した石垣

このほかにも、小田原城址公園内には、二の丸にあった足柄県庁に明治天皇が行幸したことを記念し、昭和初期に建てられた明治天皇行幸所碑や、旧城内小学校の用地を囲んだ塀・門柱が残っている。現在は城址公園への動線となっている二の丸東堀にかかる「学橋」は、元は城内小学校への通学用に架橋されたものである。

また、総構低地部の蓮上院土塁には、終戦間際の昭和20年(1945)8月13日の米軍機による大きな爆撃痕が残されている。いわば「戦争遺跡」と言えるものであり、毎年終戦記念日には、ここで慰霊祭が行われ、土地所有者である蓮上院ご住職による空襲当時の体験談が語られる。

本丸・二の丸地区の整備の大前提に従えば、震災で崩落した石垣は復元し、近代以後の建造物等は除却して、近世城郭への復元整備を目指すべきであり、土塁上の爆撃痕は埋め戻して戦国時代の総構の土塁の姿を復元整備する方向とするべきなのである。

しかし、これらは近代以後の小田原城跡の使われ方や、近代以後に小田原城跡に起こった災害・戦争の実像を伝える遺構と言える。

令和2年(2020)年を起点とすると、明治維新から約150年、関東大震災から約100年、終戦から75年が経過し、これらに関する遺構は、文化財として取り扱う一つの目安である50年を経過している。

これら、史跡内に残る、史跡の指定年代以外の痕跡を、どのように位置付けていくのかは、今後整備基本計画を策定する中で検討することとしたい。



写真 8-10 蓮上院土塁上に残る爆撃の痕跡



写真 8-11 二の丸に残る旧城内小学校の塀（強度の問題から改良事業の対象となっている）

ただし、二の丸に残る旧城内小学校の塀(写真 8-11)や門柱など、危険と判定されたものについては、安全性の確保のため、関係者と協議しつつ早めに対処していく方向とする。

### コ. 木造化等の天守の整備

今から 60 年前の昭和 35 年(1960)に市民の情熱によって鉄筋コンクリート(RC)造りで復興された天守閣は、「平成の大改修」を行い、躯体の耐震改修と内部の展示施設の更新が行われ、平成 28 年(2016)にリニューアルオープンした。

この大改修事業と並行して、現存する 3 つの天守模型の調査も行われるなど、江戸時代のような木造での天守の再建も検討されたが、最終的に市はコンクリートの長寿命化によるリニューアルを選択した。

また、民間団体である「認定 NPO 法人みんなでお城をつくる会」(以下「お城をつくる会」)は、平成 26 年(2014)10 月に「小田原城天守閣木造化の可能性検証組織に関する要望書」提出を皮切りに、天守の整備を目指し、市側と会合・接触を持ちつつ、天守模型の調査・研究をはじめとする活動を展開している。

木造化等の天守の整備を実施する場合には、史跡内で行われる行為であるため、史跡現状変更取り扱い基準に基づき、さらに史跡の保存を前提としつつ、発掘調査や模型調査などの各種調査研究を進め、それらの成果にも基づき、古写真・古絵図などの情報と総合し、文化庁が示す以下の基準に従い、最終的には国の復元検討委員会の審査を経て実施することとなる。

- ・「天守等の復元の在り方について(取りまとめ)」(令和元年[2019]8月史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ)
- ・「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」(令和2年[2020]4月17日文化審議会文化財分科会決定)
- ・「鉄筋コンクリート造天守等の老朽化への対応について(取りまとめ)」(令和2年[2020]6月史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ)



写真 8-12 天守模型  
(大久保神社模型・県指定)

また、木造化等の天守の整備は、建物の規模、予算、関係する人員、考慮する事項、検討を要する事項などが多岐にわたり、しっかりとした計画・ロードマップを立てた上で実施する必要がある。検討・考慮すべき事項は以下のとおりである。

- 〈1〉 基礎となる石垣の調査
  - ・ 石垣の現況調査・石材調査、地質調査、発掘調査等
- 〈2〉 文化財関係部局との相談・調整
  - ・ 文化庁・県教育委員会との調整、史跡現状変更相談、整備状況の公開の方法の検討等
- 〈3〉 関係諸機関との調整
  - ・ 調査・整備委員会、消防関係機関、建築許可関係機関、景観関係機関等
- 〈4〉 各種調査
  - ・ 天守模型調査、文献調査、絵図調査、他の復元事例調査等
- 〈5〉 石垣復元の計画
  - ・ 石垣解体計画、石垣積み直し計画等
- 〈6〉 木造等復元の計画
  - ・ 木材等の材料調査、建築設計、構造計算等
- 〈7〉 材料調達の計画
  - ・ 材料調達調査、市場調査等
- 〈8〉 展示施設の移転計画
  - ・ 内部展示施設の移転と移転先の確保（「小田原市博物館基本構想」や史跡ガイダンス施設設置計画、埋蔵文化財センターや収蔵施設設置計画等とリンク）
- 〈9〉 観光事業との調整
  - ・ 工事に伴う本丸観光への影響相談（売店の営業、天守閣や諸施設の従事者雇用問題調整等）等
- 〈10〉 実施計画
  - ・ 基本計画、基本設計、実施設計
  - ・ 施工計画、施工監理計画、天守整備検討委員会設置等
  - ・ 建設事業費算定、市一般財源・国庫補助金・起債・その他交付金の確保等
- 〈11〉 管理運営計画
  - ・ 人員配置、運営予算の算定・確保、修繕計画策定等
  - ・ 観光協会、ガイド協会、売店運営業者等との調整等

以上、〈1〉～〈11〉まで立案した上で、初めて木造化等の天守の整備に取り掛かることができる。しかし、これらを立案するまでにはかなり長期間を要すると考えられ、事前に検討すべき事項を慎重に洗い出さねばならない。また、市だけが検討するのではなく、天守模型等の調査を先行している「お城をつくる会」などの団体や各種専門家と情報を共有し、協働していかなければ、このような巨大プロジェクトは実施どころか、計画立案も覚束ない。

そのため、市は、現況で天守の整備に向け動き出している「お城をつくる会」など、各種団体・関係者の協力を仰ぎ、「どのように天守を整備すべきか」などの課題を洗い出し、まず「史跡小田原城跡の整備の中で天守の整備をどのように位置付け、どのあたりを目標に実現すべきか」などを史跡整備基本計画の中に表わしていくことを検討する必要があると考えられる。

なお、基礎の石垣積み直しが必要な南曲輪の東西両端の櫓の復元・整備についても同様のプロセスが準用される。

### サ. 大手門の復元

現況では大手門(大口門)跡付近は、渡櫓門北側櫓台石垣部分のみが史跡指定地となっている(石垣上には鐘楼を設置)。かつての門跡は、周囲の市道・裁判所・民有地に跨っており、上部構造は失われ、地下の遺構の状態は今のところ確認できていない。ただし、資料として古写真はないが、『宮内庁図』等精密な城絵図があり、かつての外観や規模を窺い知ることは出来る。

市では過去に、大手門枳形に沿うかつての三の丸堀の位置にある民有地(ガソリンスタンド跡地)を市単独予算で公有地化し、将来の大手門跡付近の整備に備えた動きもしている。

また、大手門に関する整備については、平成30年(2018)に企画部企画政策課が「三の丸地区の整備構想」を策定した。これは、三の丸地区にできる新たな市民ホールの周辺整備を念頭に置き、それに大手門復元などを歴史観光的に関連付けたものである。

大手門復元については、史跡保存と文化財保護の立場に立脚し、発掘調査の成果をベースに、城絵図・古写真等の基本資料に基づいて、史跡にふさわしい整備を進めていくため、将来像を検討していくこととする。このためには、史跡全体の整備基本計画を策定し、その中に整備のあり方を位置付けていくべきと考えている。

なお、大手門枳形に沿う三の丸堀の公有地沿いに、かつての大手門付近の説明板等を設

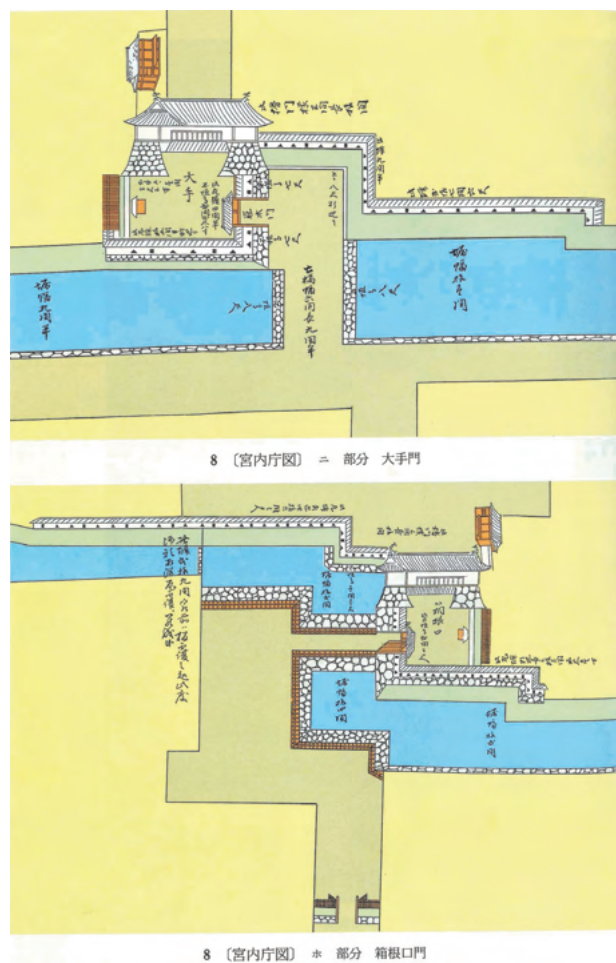


図8-5 17世紀末の『宮内庁図』(宮内庁書陵部所蔵)の大手(口)門と箱根口門

置し、来訪者の理解を得ることとする。

また、近年古写真が発見され、枳形の東半と枳形に連続する東西の土塁(三の丸土塁)が史跡指定地となっている箱根口門の整備も併せて検討していく。



写真 8-13 現在大手門（大手口門）跡付近（左）と大手口門北側檣台跡（右）

左側写真手前の国道1号線～駐車場部分が堀跡で、その右奥建物～市道～左側の横浜地方裁判所小田原支部駐車場が大手門跡の位置



写真 8-14 箱根口門枳形（左）とその西に続く土塁（右）

## ② 園路・回遊路等

小田原城址公園では、「① 遺構等の復元・表示等」の「キ. 小田原城址公園の再整備」で述べた園路美装化事業によって、現況の園路の整備・活用をはかり、八幡山古郭の回遊路や現在整備中の天神山回遊路も有効に活用して、関連地区の回遊性を高めることとする。

また、「第7章 活用」や本章の「8-1 方向性」でも述べたとおり、各地区間を結ぶ回遊路・回遊ルート・回遊コースの設定が必要である。特に「総構のブランド化」が求められている今日、総延長 9km、高低差 100m に及ぶ総構について、例えば、以下のコース設定などもできる(名称は、本計画内での仮称である)。

## 第8章 整備

- A 短時間コース：小田原駅⇒小田原城址公園⇒滄浪閣土塁など海岸部の総構
  - B 高低差実感コース：小田原駅⇒八幡山古郭⇒小峯御鐘ノ台大堀切
  - C 総構丘陵部走破コース：小田原駅⇒谷津・愛宕山⇒城下張出⇒山ノ神堀切⇒稻荷森⇒小峯御鐘ノ台大堀切⇒小峯御鐘ノ台西端曲輪（西）⇒新堀土塁⇒板橋見附⇒箱根板橋駅
  - D 低地部コース：小田原駅⇒城下町区域⇒蓮上院土塁⇒江戸口見附⇒滄浪閣土塁⇒早川口遺構⇒バスで小田原駅
- AやDコースは、城下町のかまぼこ通り観光と組み合わせることなども可能である。

回遊性の向上のため、回遊路の整備だけではなく、回遊ポイントの設定、案内板・説明板の充実、適切な便益施設（トイレ・休憩ポイントなど）の設置、ガイダンス施設の配置などの措置も必要である。

このほか、以下の視点での新たな回遊ポイントの設定が可能である。

- ・回遊ポイントの少ない低地部の総構北東面の「VI a-9 小松原」にある、旧小田原少年院敷地の北辺に埋蔵されていると予想される障子堀の発掘調査を行い、北条氏が多用した障子堀を見学できるポイントとして整備。
- ・眺望を生かした回遊ポイントの整備（城下張出・小峯御鐘ノ台西端曲輪〔小田原城跡最高点。富士山砦・石垣山への眺望点〕など）。
- ・ガイド付きの回遊バスの運行等により、車なしでは1日でめぐることが難しい、小田原城跡、石垣山、江戸城石垣石丁場跡早川石丁場群関白沢支群を解説付きでめぐる、「小田原市内3国史跡回遊コース」の整備。

回遊路の設置には、転落防止柵等の適切な安全対策の設備、バリアフリーに関する先進事例を見ながらの検討、バス路線の誘致や史跡指定地外への駐車場の設置なども必要となる。



写真 8-15 小田原高校回遊路（八幡山古郭）

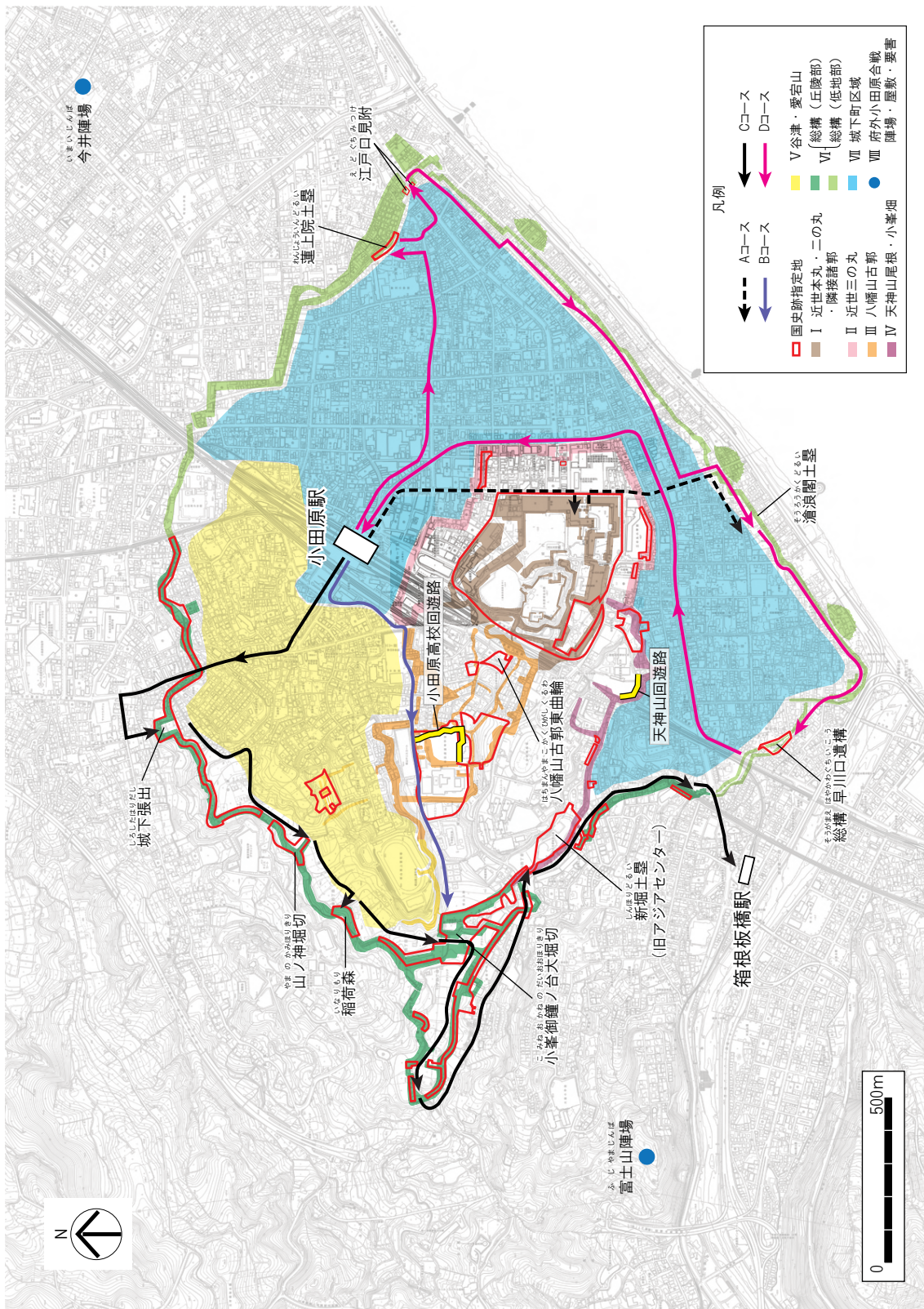


図 8-6 回遊コースの設定

③ サイン計画

説明板・案内板などサインの適切な配置による史跡への理解の促進は、整備の第一歩ともいえる。また既存説明板を活かし、新たに分かった史跡の情報を反映させ、外国からの来訪者にも対応できるようにするとともに、QRコードなどの整備もさらに進めながら、更新を図っていくことも必要である。

現況では、様々な部署が様々なタイミングで説明板・案内板等のサインを設置したため、これらのデザインや体裁がそれぞれ違っている。また、狭い空間に複数の案内板等が混在している場所もあり、設置だけでなく、これらの整理も必要である。将来的には、史跡の保存に配慮しつつ、様々なサインを適切な位置に配置するとともに、小田原城跡全体を包括したサイン計画を、整備基本計画の中に組み込んでいくこととする。



写真 8-16 小田原城跡に関する様々なサイン（案内板・説明板）

様々な部署が様々なタイミングで造ったためデザインが不統一で、狭い空間に多くのサインが混在している場所もある。将来的な改善が必要である。



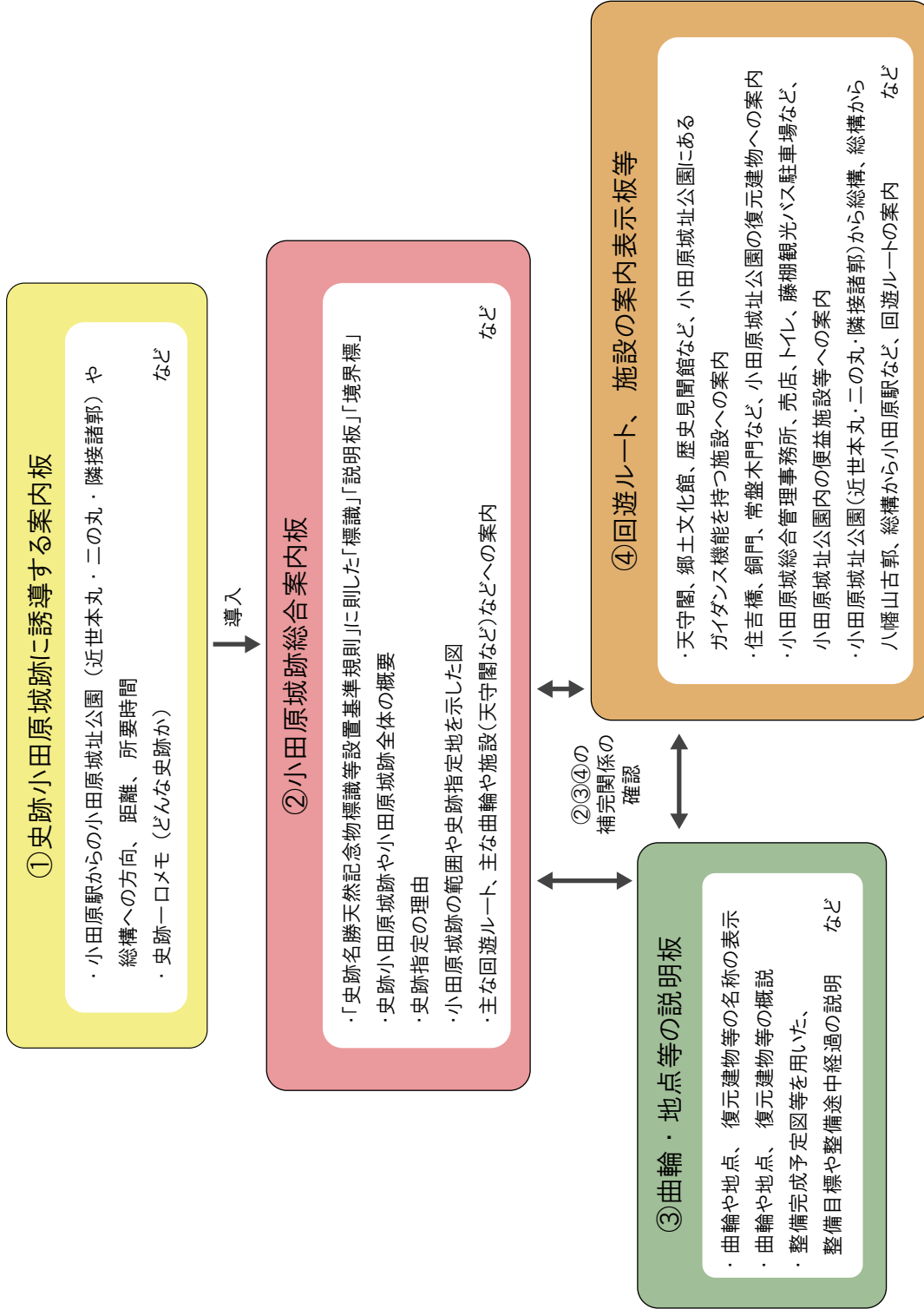


図 8-7 様々なサインの種類（適切な設置が必要である）

#### ④ 便益施設

##### ア. トイレ

小田原城址公園内には6ヵ所のトイレがあるが、老朽化しており今後再整備が必要である。再整備にあたり、史跡の保存に配慮し、以下の2点を考慮しながら進めていく。

- ・既存トイレの改修(配管も含む)
- ・新設の場合、位置は景観、遺構の保護、将来の史跡整備・活用のあり方に配慮し、既存のものを統合

##### イ. インフラ

地下の遺構の保護に配慮したうえで、電線・電話線等の様々な配線及び支柱等、史跡景観の障害となるインフラについては、色調の調整を行い、地下埋設を進める。

また、改修・更新については、地下の遺構や史跡景観に配慮しつつ設備の能力強化を図る手法を総合的、計画的に実施することとする。市以外の行政機関や民間で行う場合には、同様の考え方で実施するよう指導する。

##### ウ. 駐車場

御茶壺曲輪の藤棚臨時バス駐車場等、史跡内の既存の駐車場については、当面の使用は継続するが、長期的な計画を立て将来的には史跡外への移転を促し、史跡外への移転や、史跡外に既存の民間駐車場の利用促進を図っていくこととする。

今後は障がい者用、高齢者用、保守管理用など、やむを得ない必要最小限のものを除き、史跡内公有地に新たな駐車場は設けない。



写真 8-17 史跡等購入費国庫補助で公有地化した弁財天曲輪の土地(旧JT跡地)

小田原城址公園の北側に隣接し、小田原駅にも近いことから、整備前の多目的活用の要望もあるが、史跡ガイダンス機能を持たせるための第一次整備を早急に行うことを想定している。



図 8-8 小田原城址公園の便益施設等

### ⑤ ガイダンス施設

現在、史跡小田原城跡の中にはガイダンス機能をもつ施設が4つ(小田原城天守閣、常盤木門 SAMURAI 館、歴史見聞館、郷土文化館)所在するが、すべて小田原城址公園内にある。

また、平成22年(2010)に「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」「史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁整備基本計画」では、以下の視点からガイダンス施設の整備がなされることとなっている。

- ・ 来訪者の回遊の起点
- ・ 既存施設(天守閣等)との連携、役割分担
- ・ 史跡指定地外など、適切な位置への駐車場等設置

しかし、これらを短期間で適切に検討し、結論を出すことは難しい。回遊性のあり方や、整備の方向性、木造化等の天守の整備の推進状況等を加味して検討する必要がある、整備基本計画の策定を検討する中で、適切なガイダンス施設検討を進めていく。

◆ 8-2- (3) 植生・植栽の整備の作業手順

① 現状の管理

史跡小田原城跡の植栽については、「史跡と緑の共生」をキーワードとして平成22年度～28年(2010～2016)度に「調査・整備委員会植栽専門部会」での論議が行われ、小田原城址公園の植栽管理のあり方について、その成果や方針が提示されている。これをベースにした管理・整備については、文化財課と小田原城総合管理事務所が連携して対応している。

② 植生・植栽管理整備の取り扱い方針

史跡小田原城跡全体の植生・植栽管理整備について以下の方針とする。

表 8-2 植生・植栽整備方針

a	公有地では、将来的な方向性の検討を継続しつつ、史跡現状変更の取り扱い基準の範囲内で、景観形成、安全性の確保・維持管理上必要な剪定、伐採、植替え等を行う。
b	民有地では、所有者の管理を尊重しつつ、史跡現状変更の取り扱い基準の範囲内で、必要な植栽管理を促し、必要があれば市側が除草等の支援を行う。

③ 植生・植栽管理整備の留意事項

- ア. 遺構の保存の優先と史跡景観の保全と活用
- イ. 「曲輪どり」(曲輪の大きさ、形状等)など史跡の実態との整合性、格調ある城跡景観づくりに則した植生・植栽管理の堅持及び捕植・移植・新規配植等の実施
- ウ. 植生・植栽、城郭の専門家との情報共有と綿密な協議に基づく業務の執行
- エ. 関連法令との整合と適正運用

④ 地区別の植生・植栽管理整備の作業手順

小田原城址公園など、現場での具体的な対応・実施については、以下の基本方針に沿って作業を行う(表 8-3 参照)。

⑤ その他

当面は以下の基本方針に基づき、史跡小田原城跡の植生・植栽管理整備の基本方針とする(表 8-3 参照)。

表 8-3 地区別の植生・植栽管理整備の基本方針

地区	史跡指定地	指定木	指定地内外の状況	特記事項（史跡指定地）
I 近世本丸・二の丸・隣接諸郭	小田原城址公園など 大半が指定地	(市) 巨松	(市) 巨松など江戸時代の植栽が残るほか、(市) 御感の藤や桜並木など近代以後の植栽がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小田原城址公園やその周辺は、日常管理を進めると同時に、将来的に別途植栽管理整備計画を策定し、歴史的景観や眺望の確保を念頭に入れた中～長期の管理整備方針を定める。</li> <li>史跡現況変更の取り扱い基準の範囲内で、サクラ等の樹木の必要な植え替え、補植等を行う。</li> <li>御用米曲輪は、史跡整備の中で植栽計画を立案、実施する。</li> <li>今後整備を進める地点は御用米曲輪に準ずる。</li> </ul>
		(市) イヌマキ (市) ビヤクシン (市) 御感の藤		
II 近世三の丸	幸田口門土塁、箱根口門樹形・三の丸土塁、大手門櫓台	—	土塁上にはマツ、クスノキ、カン等の植生・植栽が残る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺に危険を及ぼす可能性のある土塁上の松などの大木は早急に伐採を進める。</li> <li>市街地に位置することから、特に周辺との調和を基本に日常管理を進める。</li> </ul>
III 八幡山古郭	八幡山古郭東曲輪の一部、小田原高等学校校地	(県) 県立小田原高等学校の樹叢	竹林や、(県) 県立小田原高等学校の樹叢に代表される小田原地域の植物相を反映した植生が分布。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(県) 県立小田原高等学校の樹叢ほか小田原高校敷地の植生・植栽整備は、史跡現況変更の取り扱い基準の範囲内で、小田原高校にゆだねる。</li> </ul>
IV 天神山尾根・小峯畑	清閑亭土塁、旧アジアセンター地区、小峯御鐘ノ台大堀切東堀など	—	清閑亭土塁では竹林・庭園植栽のほか小田原地域の植物相を反映した植生が分布し、旧アジアセンター付近ではこれに加えサクラなどの植栽あり。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有地で、周辺に危険を及ぼす可能性のある樹木は早急に伐採を進める。</li> <li>清閑亭では、史跡現況変更の取り扱い基準の範囲内で、植生・植栽整備を行う。</li> </ul>
V 谷津・愛宕山	百姓曲輪	—	竹林や小田原地域の植物相を反映した植生が分布し、一部はミカン。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有地とそこへ倒れ込んだ倒木の処理を積極的に行う。</li> <li>歴史的景観や眺望の確保を念頭に入れ、将来的に必要な植栽整備を行う。</li> </ul>
VI 総構	竜洞院裏～城下張出～小峯御鐘ノ台大堀切～小峯御鐘ノ台西端曲輪西～板橋見附にかけて点在	—	竹林や小田原地域の植物相を反映した植生が分布し、一部は果樹園。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有地は、歴史的景観や眺望の確保を念頭に入れ、将来的に必要な植栽整備を行う。</li> <li>公有地で、周辺に危険を及ぼす可能性のある樹木は早急に伐採を進める。</li> </ul>
VII 城下町区域	—	—	庭木や社寺の樹木あり。	—
VIII 府外小田原合戦陣場・屋敷・要害	—	—	丘陵部の多くは、小田原地域の植物相を反映した植生。	—

(市) 小田原市指定天然記念物 (県) 神奈川県指定天然記念物

◆ 8-2- (4) 周辺文化財との連携

史跡小田原城跡の周辺に位置する府外小田原合戦陣場・屋敷・砦(表 5-12)や、城下町区域に位置する「小田原宿」(東海道筋西半部一帯等)、慶長 12 年(1607)の第 1 回朝鮮通信使の宿舎にもなった城下町区域(西海子・御花畑一帯)の「大蓮寺」等の古刹などと連携し、整備のあり方や回遊性のあり方を検討していく。

詳細については、整備基本計画を策定する中で検討していくこととする。

◆ 8-2- (5) 整備の実施時期・手順等

① 実施中

- ・御用米曲輪の整備
- ・災害等の対応
- ・小田原城址公園の公園再整備

② 短期～中期的に実施

- ・総構のブランド化の推進
- ・復元整備した遺構等の維持管理・再整備
- ・御用米曲輪戦国期エリア整備
- ・弁財天曲輪(通称「城内地区」) 公有地の第一次整備
- ・開発調査で史跡指定に値する遺構が発見された場所の整備
- ・清閑亭の活用とそれに伴う整備
- ・発掘調査総括報告書の作成
- ・史跡整備基本計画の策定

③ 中期～長期的に実施

- ・本丸鉄門跡と鉄門坂の整備
- ・弁財天曲輪(通称「城内地区」) 公有地の本格的整備
- ・史跡の指定年代以外の遺構等の取り扱いの検討
- ・木造化等の天守の整備
- ・大手門の復元

## 第9章 運営・体制

---

### ■ 9-1 方向性

保存・管理・活用・整備を適切に進めるため、運営・体制について下記のとおり方向性を定める。

- (1) 総合的な管理運営体制の強化
- (2) 専門家による委員会の継続
- (3) 計画的・持続的な調査研究体制の構築
- (4) 多様な主体による保存・管理の推進

### ■ 9-2 方法

#### ◆ 9-2- (1) 総合的な管理運営体制の強化

「史跡小田原城跡保存活用計画」に携わる行政機関や指定管理者、管理受託者、地権者等が、計画を共有する機会を持ち、史跡小田原城跡に関する管理上の諸問題・諸事業について積極的に情報共有を行うことにより管理運営体制の強化を図る。

#### ◆ 9-2- (2) 専門家による委員会の継続

適切な保存・管理・活用・整備を推進するため、諮問機関であり、専門的な知見に基づく助言・指導を行う専門家の会議でもある「調査・整備委員会」を継続する。また、適宜、神奈川県教育委員会や文化庁の指導を受ける。

#### ◆ 9-2- (3) 計画的・持続的な調査研究体制の構築

史跡小田原城跡の本質的価値をいっそう明らかにし、適切な保存・管理を推進するとともに、歴史的価値をさらに高め、その成果を活かした整備と活用を図る。そのため、現状の調査研究体制（文化財課、小田原城総合管理事務所）を計画的かつ持続的なものとし、史跡小田原城跡を一体的に捉えて広域的・総合的な調査研究を進めていく。特に「4-4- (2) 運営・体制の課題」で取り上げた、文化財課(特に史跡整備係)の人員増・充実を図る。

#### ◆ 9-2- (4) 多様な主体による保存・管理の推進

「史跡小田原城跡保存活用計画」の理解を土台として、行政機関と市民や民間団体が協働し、優れたアイデアや活力を活かした史跡小田原城跡の魅力向上を図るしくみを構築する。

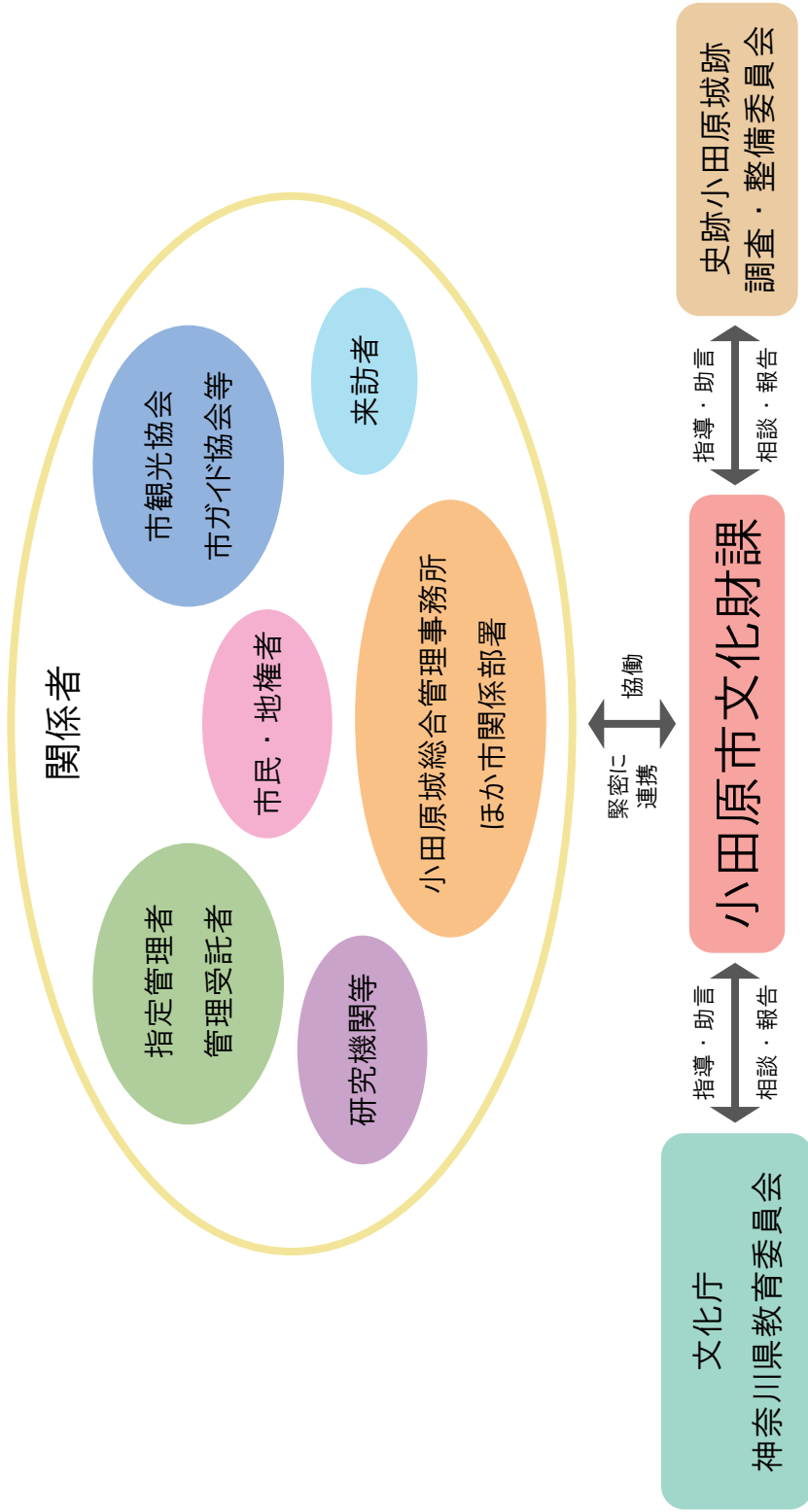


図 9-1 史跡小田原城跡 保存活用計画推進体制概念図



## 第10章 施策の実施計画の策定・実施

### ■ 10-1 方向性

史跡小田原城跡をめぐる課題とその対応については、主に下記の項目があげられる。

#### ・ 史跡にふさわしい将来像の検討

史跡にふさわしい整備を進めていくため、天守閣や大手門を含めた将来像の検討を進める。

#### ・ 各種調査による史跡の新たな価値の発見

発掘や絵図などの各種調査を進め、史跡の新たな価値が見出せるように努める。

#### ・ 史跡の指定年代以外の痕跡の取り扱いの検討

史跡指定地内に残る、史跡の指定年代以前や以後の歴史的痕跡を、どのように位置付けていくか検討する。

#### ・ 史跡の適切な保存と管理

史跡の本質的価値を構成する遺構を保護しながら、史跡の環境を整える植栽や利便性を高める施設などの適切な管理や設置に努める。

#### ・ 総構のブランド化

総構の特色や価値をもっと知ってもらうため、回遊路の設定、休憩所などの便益施設の設置などを進める。

#### ・ 説明板・案内板等の充実

史跡の理解や回遊性を高めるため、平易な説明をこころがけ、隣接施設や駅への案内などの利便性にも配慮する。



写真 10-1 小田原城天守閣



写真 10-2 二の丸東堀から見たサクラ

## ■ 10-2 実施の概要

当面行う、優先順位の高い施策は、これまで継続してきた事業の推進である。

- ・御用米曲輪の整備
- ・史跡の追加指定
- ・土地公有地化の推進
- ・小田原城址公園の公園再整備

これらに加え、新たに短期的に、総構のブランド化の推進に取り組んでいくものとする。

短期～中期的に行う施策は、「8-2-(5) 整備の実施時期・手順等」に示したものと推進体制の充実(人員増・経常的予算の確保)である。

特に、今回策定した「保存活用計画」が基本的な方針、「整備基本計画」は具体的な計画と位置付けることができるため、今後は、当面実施中のものと短期～中期的に実施する施策をこなしつつ、「8-2-(5) 整備の実施時期・手順等」に示した中期～長期的な視点で行うべき事業を検討し、「整備基本計画」に位置付けていくことになる。

また、本計画が施行される令和 3 年(2021)4 月以後、常に本計画の改定を意識し、見据えていくものとする。

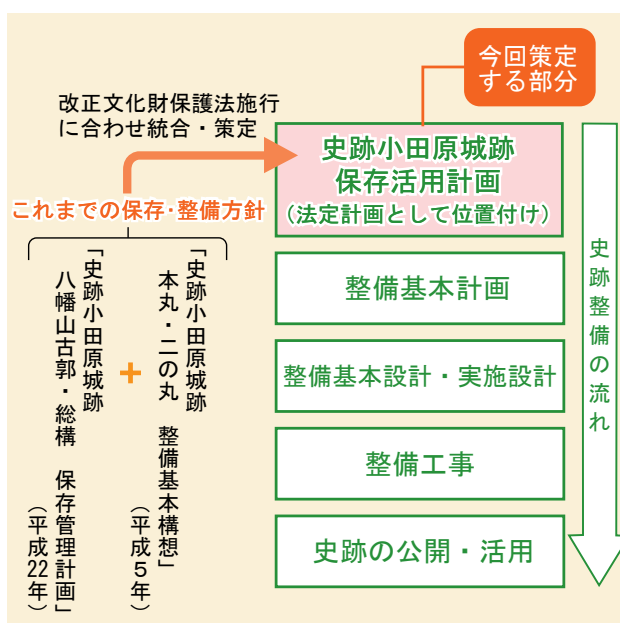


図 10-1 保存活用計画と整備基本計画の位置付け等

## 第11章 経過観察

---

### ■ 11-1 方向性

史跡小田原城跡の活用・整備や、日常的な維持管理等の実施状況について、定期的に経過観察を行い、事業の進捗状況、課題等の検証を行い、史跡の保存、活用、整備、運営・体制の整備の適切な推進を図るとともに、課題を早期に把握し、その解決を図るものとする。また、保存、活用、整備、運営・体制の整備に関する方向性・方法の各項目について、確実に実行されるよう定期的な経過観察モニタリングを行う。また、常に本計画の改定を見据え、行動していくものとする。

### ■ 11-2 方法

#### ◆ 11-2-（1）文化財課による検証

文化庁作成の『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』及び『史跡等整備のてびき』に提示されている自己点検票等(表 11-1)を活用し、日常的な維持管理、各種施策、整備事業の進捗状況について内部検証を定期的に行う。

#### ◆ 11-2-（2）史跡小田原城跡調査・整備委員会等での審議

内部検証結果を含め、史跡小田原城跡調査・整備委員会に各事業の進捗状況、取組みの内容を報告し、文化財保護の観点から、適切なものであるか審議を受けるとともに、今後の進め方、課題がある場合はその解決策等について指導・助言を受ける。適宜、これに加えて、神奈川県教育委員会や文化庁の指導を受けるものとする。

#### ◆ 11-2-（3）情報の公開と評価

事業の進捗状況及び今後の方向性について、ホームページや市の広報などで積極的に公開するとともに、行政内部でも達成状況等について定期的に検証し、行政評価を実施して、その結果を市民や議会等に公表する。

#### ◆ 11-2-（4）経過観察により把握された課題の解決

経過観察により把握された課題を踏まえ、史跡の本質的価値を守るという当初の目的が達成できるよう個別の施策・事業の計画や運営の体制等について見直しを行う。また、本計画についても、施策・事業の進捗や新たに把握された課題を踏まえ、必要な場合は見直しを行う。

第 11 章 経過観察

表 11-1 史跡自己点検表

史跡の自己点検表

「史跡等・重要文化的景観の自己点検表」（文化庁文化財部記念物課 2015、P.68・69）を改変

史跡の名称		小田原城跡（おだわらじょうあと）			
管理団体、所有者名		【管理団体】小田原市 【所有者】国・県・市・市公社・個人・各種法人			
項目	実施例	取組状況			備考 (現状、目的、成果 等を記入)
		未取組	計画中 である	取組済	
(1) 基本情報に関すること	ア) 標識は正確に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関すること	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関すること	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関すること	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	

(5) 公開・活用に関すること	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関すること	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関すること	ア) 予算確保のための取組はあるか	1	2	3	

